

平成 22 年度 大学機関別認証評価
自己評価報告書・本編

[日本高等教育評価機構]

平成 22(2010)年 6 月

上野学園大学

目次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	p.1
II. 沿革と現況	p.3
III. 基準ごとの自己評価	p.5
基準1. 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的	p.5
基準2. 教育研究組織	p.8
基準3. 教育課程	p.17
基準4. 学生	p.27
基準5. 教員	p.45
基準6. 職員	p.51
基準7. 管理運営	p.57
基準8. 財務	p.65
基準9. 教育研究環境	p.69
基準10. 社会連携	p.80
基準11. 社会的責務	p.86
IV. 特記事項	p.90

I. 建学の精神、大学の使命・目的、大学の個性・特色

1. 上野学園大学の建学の精神・基本理念

上野学園大学（以下「本学」という。）の建学の精神は「自覚」である。「自覚」とは、自己を深く見つめ、これを内面から知る体験であり、人間としての自己の真の価値に目覚めることである。

本学の前身である上野女学校は、明治 37(1904)年に創立された。創立者の石橋藏五郎(1875-1964)は、人間としての「自覚」の重要性を説き、これを本学建学の精神とした。妻となり、母となることが女性の最良の生き方であるという考えが主流であった当時、女性としてよりも前に人間としての自覚を深めることを強調し、当時の“女学校”の概念を打ち破った。さらに人間の尊厳と自由とを教育の場において求め、また知らしめることで、女性として、人間としての真のあり方も追求した。

「自覚」という精神を持つことによって、本学独自の学風と伝統が形成されてきた。それは、深く自己を見つめ、自分自身の内なる価値を信じ、純粋な「美」と「真理」の創造・追求を土壌として培われてきたものである。

2. 上野学園大学の使命・目的

本学では、建学の精神である「自覚」に基づき、「学生一人ひとりの素質を見出し、個性を育み、発揮させるとともに、社会にあって美しい調和を創りだすことのできる人間の育成」を教育目標としている。この目標に沿って、本学の学則第 1 条では、「本学は、学園の建学の精神「自覚」を教育の重要な理念とし、すぐれた文化の継承・創造と発展に寄与し、貢献し得る人間を育成することを使命とし、高度にして精深な学術、音楽芸術を教授、研究することを目的とする。」と定めている。

各人が真の「自覚」に目覚めるときに内なる創造性・音楽性を発見することができる。その感性・個性をもって、音楽や世界と向かい合うことができる。本学はそのような「自覚」を見出す「場」になることを目指している。

3. 大学の個性・特色等

1) 歴史・伝統

本学は、平成 21(2009)年に創立 105 年を迎えた。創立から今日まで一貫して、建学の精神の「自覚」を通じた人間教育に重きを置き、本学独自の学風と伝統が形成されてきた。

2) 都市型キャンパスのメリット

本学は JR 上野駅から徒歩約 8 分の場所に立地する都市型のキャンパスである。本学の徒歩圏内にある上野恩賜公園には、東京文化会館、東京国立博物館、国立西洋美術館があり、芸術を広く学ぶ上ですぐれた環境にある。

平成 19(2007)年に竣工した現在の校舎は 15 階建てで、高い耐震能力と最新の設備を備えている。外部からの音や振動の影響を受けにくい浮床構造の第 1 リハーサル室（オーケストラ・スタジオ）や遮音効果の高い練習室等を備え、音楽を学ぶ学生のための環境を整えている。

本学の講堂（別称 上野学園 石橋メモリアルホール）は、昭和 49(1974)年に竣工し、中規模音楽ホールの先駆的役割を果たしてきたが、改築工事を経て、平成 22(2010)年 5 月に新講堂が開館した。新講堂には旧ホールのパイプオルガンを再び設置し、また完全断音を実現するために浮床式を採用している。抜群の音響を誇るホールの特性を活かしながら、広く大学の音楽教育の実践の場、音楽文化研究センターとして音楽文化の発信と地域文化の交流の場となっている。

3) 少人数制によるきめ細かい教育

本学は、一貫して少人数制を実施している。その目的は、大きな枠の中では目の届かない、感性・技術・コミュニケーション能力をしっかりと身につけ、一人ひとりが着実に成長できる環境を整えるためである。そのため、演奏家コースでは週 120 分、その他のコースでも週 60 分の密度の高いレッスンを行っている。また、ソルフェージュなど個人差の大きい科目は能力別にクラスを細かく分け、学生各人のレベルに合った少人数のクラス授業を行っている。

4) 演奏家として高い実績を持つ教員による指導

本学の音楽実技担当教員の多くは、演奏家としても高い実績を持ち、国内外で活躍している。実技レッスンはこれらの教員による一対一の個人レッスンを根幹に据えており、教員たちが多くの演奏会を通じて作りあげた演奏作品の豊富なレパートリーや、幾多の演奏家とのアンサンブルの経験を個々の学生に伝達している。

また、本学ではオープン・レッスン制度を採用し、学生の希望に応じて、自分の実技レッスン担当教員以外の教員に、自由にレッスンを申し込んで受けることができる。これはともすれば閉鎖的に陥ち入る個人レッスン制の弊害を無くすための措置である。

5) 学生の個人的な要望や各個人のレベルに沿った教育体制

本学では、専門実技レッスン担当教員、場合に応じてステューデント・サポーターズの教員が学生と対話をもち、学生一人ひとりの音楽的要望をじっくり聞き、また、各個人の音楽的習熟度に見合ったきめ細かい指導に当たっている。

演奏系の各コース・専門では、「個人レッスン」を中心としたカリキュラムが生まれ、室内楽や合奏・合唱などのアンサンブル科目、音楽理論とソルフェージュなどの音楽基礎科目、音楽学や古楽理論などの教養教育系科目を充実させ、音楽家としての基本的な素地を作るための配慮をしている。また、試験や演奏会のために、完成度の高い演奏に仕上げていく過程を学びながら、さらに飛躍へのステップとするため、「春の演奏会」や「オーケストラ定期演奏会」、「演奏家コース協奏曲演奏会」、「ウィンド・アンサンブル演奏会」等、年間約 30 程度の大小の演奏会を開催し、学生の発表の場としている。

ミュージック・リサーチ・コースでは、最終学年に学生自身が研究テーマを設定し、論文やレポートを仕上げることを目的として、1 年から 4 年まで段階的にカリキュラムが組まれており、学生の理解と興味に応じて無理なく学べるよう配慮している。このほか、「専門実技」に限定せずに「副科実技」の個人レッスンを履修できるよう配慮されている。また、「音楽マネジメント」等の授業では、実習を通して演奏会の企画・運営を学ぶ。

II 沿革と現況

1. 本学の沿革

1904	(明治 37)	11.21	建学の精神を「自覚」として、石橋藏五郎が私立上野女学校を創立（下谷区上野桜木町 2 番地）
1910	(明治 43)	9.26	財団法人上野高等女学校認可
1912	(大正元)	10.25	浅草区神吉町 46 番地（現台東区東上野 4 丁目）に移転
1946	(昭和 21)	4. 1	上野女子高等学院を設置 上野高等女学校専攻科を設置
		4.11	財団法人上野学園と改称、上野高等女学校が東京都の音楽研究指定校となる
1947	(昭和 22)	4. 1	上野学園中学校を設置（学校教育法実施により上野高等女学校および同専攻科は上野学園中学校・上野学園高等学校に改組。高等学校は翌年に設置される）
1948	(昭和 23)	4. 1	上野学園高等学校を設置 上野学園高等学校別科を設置（埼玉県草加市。後に上野学園草加高等学校に改称され、1977 年に休校後、廃止）
1949	(昭和 24)	4. 1	上野学園高等学校に全国初の音楽科を設置
1951	(昭和 26)	2.10	学校法人上野学園に改称
1952	(昭和 27)	4. 1	上野学園短期大学音楽科を設置、石橋益恵、学長に就任 上野女子高等学院廃止
1956	(昭和 31)	4. 1	短期大学家政科を設置（2006 年廃止）
1958	(昭和 33)	4.1	上野学園大学音楽学部を設置、石橋益恵、学長に就任
1959	(昭和 34)	3.31	短期大学音楽科を発展的に解消
1963	(昭和 38)	4. 1	大学音楽学部器楽学科に日本初のチェンバロ専門を開設
1964	(昭和 39)	4.20	石橋藏五郎逝去、同年 6 月に石橋益恵、理事長に就任
1966	(昭和 41)	4. 1	大学音楽専攻科を設置 上野学園短期大学音楽科を再設置（埼玉県草加市）
1968	(昭和 43)	4. 1	短期大学専攻科音楽専攻を設置
1969	(昭和 44)	4. 1	大学音楽学部器楽学科に日本初のリュート、ヴィオラ・ダ・ガンバ、リコーダーの各専門を開設
1971	(昭和 46)	4. 1	大学音楽学部器楽学科に日本初のギター専門を開設
1974	(昭和 49)	11.20	創立 70 周年記念講堂（石橋メモリアルホール）竣工
1978	(昭和 53)	8.26	英国ケンブリッジ大学キングス・カレッジ合唱隊を招聘（初来日）
1981	(昭和 56)	4. 1	石橋益恵、学園長に就任 石橋 裕、上野学園大学および上野学園短期大学学長に就任
1985	(昭和 60)	4. 1	短期大学家政科を草加キャンパスに移転、短期大学を集約し、名称を上野学園大学短期大学部に改称 短期大学部人文学科を設置

上野学園大学

1992	(平成 4)	2.28	石橋益恵逝去、同年 3 月に石橋 裕、理事長に就任
1995	(平成 7)	4. 1	上野学園大学国際文化学部を設置 (短期大学部人文学科を改組)
2000	(平成 12)	4. 1	短期大学部音楽科に音楽療法士養成教育課程を設置
2004	(平成 16)	4. 1	上野学園大学音楽・文化学部を設置 (音楽学部と国際文化学部の統合)
			音楽・文化学部音楽学科に演奏家課程を開設
		11.19	創立 100 周年記念式典挙行
2005	(平成 17)	4. 1	演奏家課程を演奏家コースと改称
			大学音楽・文化学部国際文化学科、短期大学部音楽科、家政科、上野キャンパスへ移転
2007	(平成 19)	4. 1	石橋 裕、学園長に就任
			石橋慶晴、理事長に就任
			上野学園大学・同短期大学部、上野学園中学校・高等学校を男女共学化
		4.27	創立 100 周年記念事業として新校舎竣工
		9.20	上野学園楽器展示室を開室し、上野学園所蔵の古楽器を公開
		11.15	上野学園大学日本音楽史研究所 (旧上野学園日本音楽資料室、1974 年開設) を草加キャンパスに移転
2009	(平成 21)	4. 1	原田禎夫、上野学園大学・同短期大学部学長代行に就任
2010	(平成 22)	3.31	大学音楽・文化学部国際文化学科廃止
		4. 1	大学音楽・文化学部を音楽学部に改称
		5. 8	新講堂 (上野学園 石橋メモリアルホール) 開館、音楽文化研究センター併設

2. 本学の現況 (平成 22(2010)年 5 月 1 日現在、*職員数は平成 22(2010)年 5 月 7 日現在)

- ・大学名：上野学園大学
- ・所在地：上野キャンパス 〒110-8642 東京都台東区東上野 4-24-12
草加キャンパス 〒340-0048 埼玉県草加市原町 2-3-1
日本音楽史研究所 〒340-0048 埼玉県草加市原町 2-3-1
- ・学部名：音楽学部
- ・学部の構成：音楽学科：(器楽コース／声楽コース／ミュージック・リサーチ・コース／演奏家コース)
- ・音楽専攻科：音楽学専攻／器楽専攻／声楽専攻
- ・教職員： 教員数 137 人：専任教授 48 人、専任准教授 8 人、専任講師 12 人、客員教授 4 人、非常勤講師 82 人、非常勤助教 3 人
職員数 25 人：専任 15 人、非常勤 6 人、派遣 4 人

Ⅲ. 「基準」ごとの自己評価

基準1. 建学の精神・大学の基本理念および使命・目的

1-1 建学の精神・大学の基本理念が学内外に示されていること。

(1) 1-1-①事実の説明（現状）

1-1-①建学の精神・大学の基本理念が学内外に示されているか。

上野学園の建学の精神は、以下の方法、手段により広く学内外に示している。

1) 学生・学外に対する周知

建学の精神については、広く全国の高等学校に配布し進学ガイドブックとしても参考とされている「大学案内」に、また受験生や一般の理解を目的として、本学のプロフィールとともに、建学の精神を本学園の「ホームページ」に、理事長、学長、学長代行のメッセージと共に掲載している。

入学試験の面接の際には「自覚」について言及し、建学の精神の周知を図っている。入学後は新入生に配付する「学生便覧」に明記している。入学時の「ガイダンス」においては、学部長および学生委員の教員が、建学の精神を新入生に説明して周知を図っている。

毎年11月1日に行われる「創立者の日」の式典には、教職員に加えて学生代表も出席して創立の原点に立ち返り、建学の精神を再確認する機会となっている。

2) 教職員に対する周知

「大学案内」は各教職員にも配付され、学園のホームページをチェックするように指導している。毎年4月20日の創立者の命日には「全教職員の集い」が行われ、その際の理事長の講話では、必ず本学の建学の精神に言及して周知を図っている。また11月1日の「創立者の日」には教職員が参加し、創立者を偲び、本学の建学の精神を再確認している。

(2) 1-1の自己評価

本学では創立以来、建学の精神である「自覚」を、普遍的かつ極めて重要な精神的支柱として今日まで受け継いでいる。上述のように、建学の精神は、様々な方法や媒体を通じて学内外関係者へ伝えられ、「大学案内」や「ホームページ」のリニューアル時には、建学の精神をもっと平易な表現にて分かりやすく記載することや説明を加える等の工夫がなされている。

(3) 1-1の改善・向上方策（将来計画）

これまで建学の精神の「自覚」は、「大学案内」や「ホームページ」等において哲学的・抽象的な表現で言及されることが多かった。建学の精神をより深く理解できるよう、今後は、もう少し分かり易い表現に統一して記載・発信することを検討する。

1-2 大学の使命・目的が明確に定められ、かつ学内外に周知されていること。

(1) 1-2の事実の説明（現状）

1-2-① 建学の精神・大学の基本理念を踏まえた、大学の使命・目的が明確に定められているか。

建学の精神である「自覚」を踏まえ、上野学園大学の使命・目的は、学則第1条に、「本学は、学園の建学の精神「自覚」を教育の重要な理念とし、すぐれた文化の継承・創造と発展に寄与し、貢献し得る人間を育成することを使命とし、高度にして精深な学術、音楽芸術を教授、研究することを目的とする。」と明確に定められている。

1-2-② 大学の使命・目的が学生および教職員に周知されているか。

本学学則第1条の本学の「使命・目的」は、学生全員に配付する「学生便覧」に記載されており、学生への周知徹底を図っている。また、各教職員に対しても「学生便覧」を配付して周知している。

1-2-③ 大学の使命・目的が学外に公表されているか。

「ホームページ」および「大学案内」の学長メッセージの中で、「文化の創造と発展に寄与すること」に言及している。

(2) 1-2の自己評価

建学の精神を踏まえた本学の使命・目的は、学則第1条に定められている。学生に対しては、毎年発行し配布する「学生便覧」の中に、学則を掲載して周知している。また、教職員にも「学生便覧」を配付し周知している。学外には、「ホームページ」、「大学案内」の学長メッセージの中で、「文化の創造と発展に寄与すること」に言及している。

(3) 1-2の改善・向上方策（将来計画）

本学の使命・目的は、「学生便覧」の中の学則で、学外へは「大学案内」と「ホームページ」で発信している。教職員向けにも、「学生便覧」が配付されているが、記載内容の詳細等についての説明はされていない。そのため、「学生便覧」配付時に各教職員に、記載内容について説明するとともに必ず目を通すように徹底する。

【基準1の自己評価】

本学では、建学の精神「自覚」は、教育上も運営上も重要な精神的な支柱として、今日まで在校生、教職員をはじめ、卒業生等にも脈々と受け継がれている。本学はこの建学の精神を極めて重要なものとして考え、これまでも「学生便覧」や「ホームページ」に積極的に掲載している。

本学の「使命・目的」は、建学の精神である「自覚」と「教育目標」に基づき、「すぐれた文化の継承・創造と発展に寄与し、貢献し得る人間を育成することを使命とし、高度にして精深な学術、音楽芸術を教授、研究することを目的とする。」ことである。この「使命・目的」を具体化して果たしていくことが、本学のアイデンティティを形成し、対外的

評価を構築していくことに繋がっていくものとして捉えている。

本学の建学の精神および使命・目的は明確に定められ、積極的に学内外に周知が図られていると評価している。

【基準1の改善・向上方策（将来計画）】

本学は建学の精神を極めて重要なものとして取り扱ってきている。今後もこの精神を引き継ぎ、更に表現方法等の見直し・改善を図りながら、発信力を強化して「学生便覧」や「ホームページ」に積極的に掲載していく。

基準 2. 教育研究組織

2-1 教育研究の基本的な組織（学部、学科、研究科、附属機関等）が、大学の使命・目的を達成するための組織として適切に構成され、かつ、各組織相互の適切な関連性が保たれていること。

(1) 2-1 の事実の説明 (現状)

2-1-① 教育研究上の目的を達成するために必要な学部、学科、研究科、附属機関等の教育研究組織が、適切な規模、構成を有しているか。

本学は音楽の教育を目指す単科大学であり、その教育研究組織は図表 2-1-1 のように構成されている。(図表 2-1-1 参照)

本学は、学校法人上野学園に属し、音楽の教育を目指す単一学部（音楽学部）、単一学科（音楽学科）の大学である。

1. 学部・学科・コース・専門

音楽学部音楽学科には、器楽コース、声楽コース、ミュージック・リサーチ・コース、演奏家コースの 4 コースが設置されている。器楽コースには、ピアノ専門、弦楽器専門、管楽器専門、打楽器専門、古楽専門の 5 つの専門が配置され、ミュージック・リサーチ・コースには、音楽学専門と音楽教育専門の 2 つの専門が配置されている。演奏家コースには、ピアノ専門、弦楽器専門、管楽器専門、打楽器専門、古楽専門、声楽専門の 6 つの専門が配置されている。

音楽学部音楽学科は、1 年次の入学定員が 80 名、収容定員 320 名であり、それに対して教員数は、専任教員 48 名、客員教授 4 名、非常勤講師 67 名、非常勤助教 2 名、計 121 名である。

2. 音楽専攻科

本学には、音楽専攻科が設置されている。音楽専攻科には、器楽専攻、声楽専攻、音楽学専攻の 3 専攻が配置されている。

音楽専攻科は修業年限 1 年であり、入学定員は 13 名である。音楽専攻科の指導は、音楽学部音楽学科の教員が引き続き担当する。

3. 附属研究機関

音楽学部には、「音楽文化研究センター」、「楽器研究室」、「古楽研究室」がある。

「音楽文化研究センター」は、新しい音楽文化の創造に関する研究とその学園内外への発信、本学の教育研究の発展への寄与、音楽マネジメントの実習・実践を目的として、平成 22(2010)年に開設された。センター長 1 名と研究員 4 名がその任に当たっている。

「楽器研究室」は、本学園が所蔵する 17~18 世紀ヨーロッパの楽器・楽弓約 150 点の研究を主たる目的とし、楽器目録の作成やピリオド楽器による演奏会の企画も行っている。当該研究室の運営・研究には主任 1 名と助手 3 名があたっている。

4. 附属施設・研究所

本学には附属施設として、「上野学園図書館」、「楽器展示室」、「講堂（上野学園 石橋メモリアルホール）」、「エオリアンホール」があるほか、附属研究所として「日本音楽史研究所」がある。

図書館は、平成 22(2010)年 5 月 1 日現在、蔵書 103,741 冊、楽譜 35,238 冊、定期刊行物 284 冊、AV 資料（CD、ビデオ、DVD、LD、レコード）15,208 点を保有しており、とくに古楽関係の資料が充実している。

「日本音楽史研究所」は草加キャンパスにあり、日本音楽史学の国際的研究拠点となっている。明治維新以前の日本音楽に関する約 7 万点の所蔵資料（文献・楽器類）、研究文献、写真帳等を保有している。

「楽器展示室」は、法人が所蔵する 17～18 世紀ヨーロッパの貴重な楽器・楽弓約 150 点を展示するために設けられ、その管理・運営は、楽器研究室の主任 1 名と研究員 1 名および助手 3 名が行っている。

「講堂（上野学園 石橋メモリアルホール）」と「エオリアンホール」は、よりよい響きを求めて、平成 22(2010)年に改築された。講堂は座席数 508 席を有するヨーロッパ音楽専門のホールであり、本学の行事、催事のほか、「オーケストラ」、「ウィンド・アンサンブル」、「合唱」の授業に使用されている。「エオリアンホール」は座席数 84 名のホールで、本学の行事、催事のほか、とくに「古楽合奏」、「弦楽合奏」等の授業で使用されている。

5. 併設教育機関

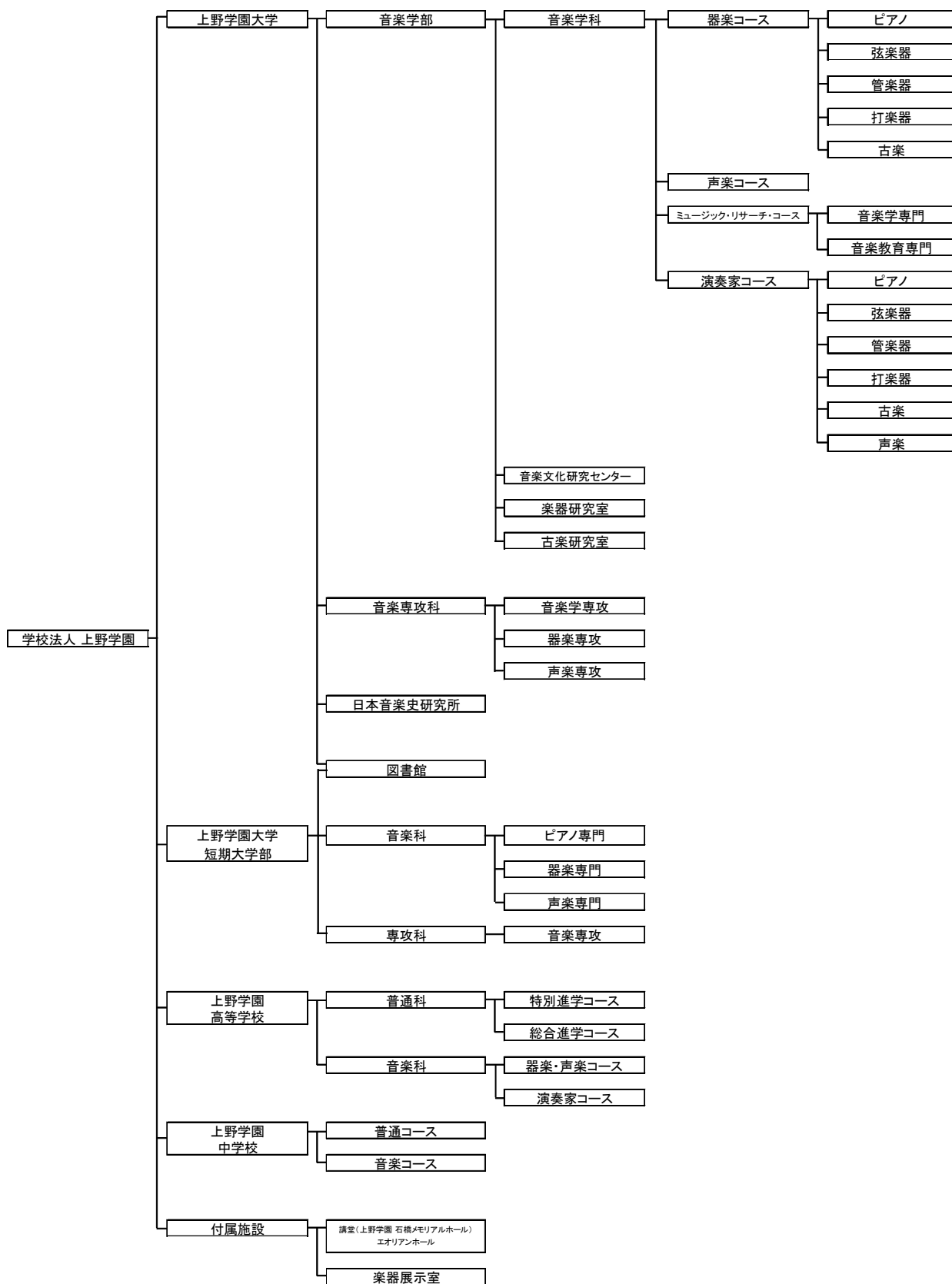
本学には、中学校、高等学校、短期大学部音楽科が併設されている。中学校には普通科と音楽コースが置かれ、高等学校には普通科と音楽科が置かれている。本学は、音楽における中・高・大一貫教育の体制を敷き、大学の教員が、中学、高等学校の実技授業、ならびに音楽関係のクラス授業を担当・指導している。また、短期大学部音楽科との間には、3 年次編入試験制度や聴講生制度、あるいは実技系教員の兼担制度を設けている。

学校法人上野学園の全体の教育研究組織を図表 2-1-1 に示す。

上野学園大学

図表 2-1-1 学校法人 上野学園 教育研究組織図

平成 22 年 5 月 1 日現在



2-1-② 教育研究の基本的な組織（学部、学科、研究科、附属機関等）が、教育研究上の目的に照らして、それぞれ相互に適切な関連性を保っているか。

音楽学部音楽学科は、図表 2-1-1 に示したように、4 コース 8 専門からなり、それらの間での連繋は、毎月開催される「主任会議」で図られている。

音楽専攻科各専攻の指導は音楽学科の教員が引き続き担当し、音楽専攻科の運営上の諸問題は「主任会議」で審議して、音楽学科と音楽専攻科の関連性を保っている。

日本音楽史研究所所長、図書委員、楽器研究室主任、古楽研究室主任は音楽学科の教員がその任にあたり、音楽学科との連携を密にとっている。「音楽文化研究センター」は、センター長あるいは研究員に大学音楽学部音楽学科の教員が加わることによって、大学音楽学部音楽学科との関連性を保持している。

中学音楽コース、高等学校音楽科とは、中・高・大一貫教育の体制下に、大学の教員が、中学、高等学校の実技授業と音楽関係のクラス授業を担当・指導している。また、中学校・高等学校の音楽主事は、大学音楽学部の教員が務めており、毎月開催される「主任会議」には中学・高等学校音楽科主任が出席し、大学音楽学部音楽学科との連繋を密にとっている。

短期大学部音楽科とは、3 年次編入試験制度、聴講生制度、一部科目の単位互換制度、あるいは実技系教員の兼担制度を通して連繋を図っている。

(2) 2-1 の自己評価

音楽学科にあっては定員 320 名に対して教員数 137 名（非常勤講師等を含む）で、実技を主とする音楽大学として適切な規模を保っている。

入学定員が 80 名と少人数であるにも関わらず、実技系と研究系のコースを設置し、いかなる学生の要望にも答えられるように、ほぼすべての西洋の楽器を専門楽器として履修できるようにしている。

「日本音楽史研究所」は貴重な文献・史料を保有し、図書館も古楽関係の文献・楽譜を中心に充実している。

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

音楽大学の性格上、1 年次生から専門教育を行っているが、更に高度な専門教育は大学院で行うとの考えに従い、研究科での専門教育をより充実させるためには、修業年限が 1 年しかない音楽専攻科ではなく、修業年限 2 年以上の大学院の開設が必須である。現在、本学では大学院の設置を重要な課題とし、大学院開設について、「上野学園大学大学院設置委員会」で検討を加えている。

2-2 人間形成のための教養教育が十分できるような組織上の措置がとられていること。

(1) 事実の説明（現状）

2-2-① 教養教育が十分できるような組織上の措置がとられているか。

教養教育が十分できるような組織上の措置をとるべく、本学は、専門教育科目の各部会に準ずる一般教育科目部会を置いている。当該部会は教養・基礎科目、外国語科目、保健

体育実技を担当する教員によって構成され、教養教育に必要な科目の新設・統廃合、履修方法について話し合っている。

2-2-② 教養教育の運営上の責任体制が確立されているか。

本学における、教養・基礎、外国語、特別、保健体育の各科目に関するカリキュラムの実施と授業運営上の責任は一般教育科目部会が負い、カリキュラムの編成や科目の新設・廃止については教授会が責任を負う。

(2) 2-2の自己評価

教養教育のカリキュラムの検討と適切な運営のために一般教育科目部会を置き、本部会が必要に応じて会議を開催し、教養教育に関わる問題について検討を重ねており、教養教育が十分できるような組織上の措置がとられていると評価できる。

(3) 2-2の改善・向上方策（将来計画）

今後は、専門教育科目の各部会とより密接な関わりを持ちつつ、大学全体として学生の教養を高めていくために、カリキュラム委員会や主任会議で部会間の有機的な連携をいっそう図っていく。

学生が社会との交流に積極的に参加する機会を拡充するため、施設等で演奏会を開催するボランティア活動を平成 21(2009)年度から行ってきたが、平成 23(2011)年度から単位化するべくカリキュラム委員会で検討中である。

音楽大学では、学生は個人レッスンを通じて将来の生き方を考えるようになるが、よりシステマティックに指導を行うべく、平成 22(2010)年度からはキャリア支援センター委員会を置き、キャリアデザイン関係の講座を開講すべく検討を重ねている。

現在若者に求められている国語力に関しては、新年度ガイダンスで行っている「レポートの書き方講座」の充実を図っていく。

世界を意識して自己を確立し、世界の中で生きるためには、異文化との接触を体験させる必要がある。音楽芸術の研究指導を旨とする本学では、教育課程そのものに異文化との接触が込められているが、より実感を持って体得させるべく、これまで国際文化学科中心に行っていたイギリスへの研修旅行を、音楽学科でも継続していくことを検討している。

2-3 教育方針等を形成する組織と意思決定過程が、大学の使命・目的および学習者の要求に対応できるよう整備され、十分に機能していること。

(1) 2-3の事実の説明（現状）

2-3-① 教育研究に関する学内意思決定機関の組織が適切に整備されているか。

1) 教授会

本学の意思決定に関わる基本的な機関として、教授会を置いている。(学則第 11 条) 学長、専任教授および学長が必要と認めた時出席する准教授その他の教職員(学則第 14 条)から構成される教授会は、次の事項に関し、審議している(学則第 13 条)。

- 一 学則その他重要な規則の制定・改廃に関する事項

- 二 教員の人事に関する事項
- 三 学部・学科等の組織の改廃に関する事項
- 四 学生定員に関する事項
- 五 教育・研究に関する事項
- 六 教育研究の施設に関する事項
- 七 学生の入学、卒業および身分等に関する事項
- 八 学生の単位認定、および学業評価に関する事項
- 九 学生の厚生補導、および賞罰に関する事項
- 十 研究生、科目等履修生、特別聴講学生、外国人留学生および聴講生に関する事項
- 十一 その他、教育に関する事項、および大学の運営に関し、必要と認められる事項

なお、学部、学科の改廃、入学定員の増減その他特に重要な事項については、教授会の審議結果に基づき、評議員会に諮ったうえで「学校法人上野学園理事会」が最終決定を行う。

2) 主任会議

音楽学部音楽学科は、器楽、声楽、ミュージック・リサーチ、演奏家の4コースに分かれ、さらに器楽コースは、ピアノ、弦、管、打および古楽器の各専門から構成されていることから、各教員は、2-1-②のとおり、音楽基礎科目および一般教育を含む9部会で協議しながら、各専門等の教育・指導にあたっている。そのため、教授会のもとに、学長、学部長および各部会の主任から構成される主任会議を設けて毎月開催し、各コース・専門間の教育・指導の調整や教務関連の主要な事項の協議および各部会への伝達等を行うことで、教授会と各部会間の円滑な連繫を図っている。

また、教授会のもとには、Faculty Development、学生の厚生補導等、カリキュラム、自己点検・評価、入試関係など個別の主要事項等について協議・検討する以下のような委員会を設置している。

3) FD 委員会

学長、学部長、各専門教育科目主任および一般教育科目主任から構成され、教育研究活動改善の方策、教育活動の研修計画立案・実施、学生による授業評価実施等の事項を取り扱う。

4) 学生委員会

学長および担当教員2名で構成され、学生の厚生補導や大学生活に関することなどを協議・検討する。

5) 教育・学生支援委員会

学部長および4名の学生支援委員から構成され、若手教員による4名のステューデント・サポーターズと協力しながら、学生が有意義・充実した学生生活を送ることができる

ようにするための各種プログラムの計画策定等にあたる。

6) カリキュラム委員会

学部長、学長が委嘱する専任教員および大学事務部で構成され、カリキュラムの運営方針、点検・評価並びに改善・充実について協議・検討する。

7) 自己点検・評価委員会

学長、学部長および 11 名の専任教員並びに経営企画室長、事務局の各部長等から構成され、本学の教育研究活動および管理運営状況について、関係資料の収集・整理等を行いながら点検・評価作業を行っている。

8) 認証評価準備委員会

学長、学部長および専任教員若干名並びに経営企画室長、事務局長、大学事務部長等から構成され、機関別認証評価のための報告書作成その他必要な作業を行っている。

9) 入学試験委員会

学長、学部長および大学事務部長で構成され、入学試験の方針、日程、体制や入試情報の管理等に関することを協議・検討する。

10) 教員資格審査委員会

本学の採用または昇任する候補者について教授、准教授、講師、助教、助手の資格を教員資格審査基準に基づき審査し、候補者を教授会に提議する。構成は、学長、学部長並びに候補者の専門分野ごとに教授会の推薦する教授 3 名および学長指名による教授 3 名となっている。

11) オーケストラ運営委員会

本学オーケストラ関係教員並びに弦楽部会主任、管・打楽器部会主任、大学事務部演奏課課長等で構成され、授業「オーケストラ」の運営、オーケストラ定期演奏会の企画・運営等に関する事項を協議・検討する。

12) 春の演奏会準備委員会

本学学生による定期演奏会であり授業の一環ともなっている「上野学園大学春の演奏会」開催のため、演奏曲目立案、出演者の推薦等演奏会実施に係る必要事項を協議する委員会であり、ピアノ、弦、管・打楽器、古楽、声楽、演奏家コースの各部会主任と合唱関係者で構成される。

13) 大学院設置委員会

本学の重要な課題となっている大学院の設置に関し、大学院の理念、教育課程、入学者選抜方法、教員組織等大学院のあり方全般について検討するため、学長、学部長、経営企画室長、ミュージック・リサーチ・コース部会主任、事務統括部長等により構成されている。

る。

以上は本学単独により組織されている委員会であるが、本学と同一キャンパスに短期大学部が設置されており、事務組織も大学事務部が短期大学部関係も取り扱っていることから、以下の委員会については、大学と短期大学部から委員を出し合い、合同で委員会を組織している。

14) キャリア支援センター委員会

キャリア支援センターと協力して、学生の職業意識の啓発、職業指導計画の企画立案の協議・検討や学生の進路指導等を行うため設けたものであり、平成 21(2009)年度までは就職委員会という名称であったが、平成 22(2010)年度キャリア支援センターの設置に伴い、改組された。大学および短期大学部から各 1 名の専任教員とキャリア支援センター職員とで構成されている。

15) ボランティア活動支援委員会

学生のボランティア活動支援に関する施策の策定および推進について検討、提言および実行するため設置しているもので、学部長および短期大学部音楽科学科長から推薦された教員各 1 名並びに大学と短期大学部の学生委員各 1 名、計 4 名の教員と大学事務部学生課長、さらに学生 1~2 名により構成されている。

16) 障害学生修学支援委員会

障害を持った学生のための修学等支援の実施計画や修学支援事業の推進等に関することを協議・検討するため設置した委員会であり、学長、学部長、短期大学部音楽科学科長、大学および短期大学部の各学生委員並びに大学および短期大学部で選出された教員から構成されている。

17) 教職委員会

大学および短期大学部で教職課程を履修する学生の履修状況に関することや教職課程に関わるカリキュラムの点検・評価、改善・充実、また教育実習校の情報や実習校訪問に関することを協議・検討する。学部長、短期大学部音楽科学科長、教職関係授業担当専任教員および大学事務部教職担当職員で構成される。

2-3-② 教育研究に関する学内意思決定機関の組織が大学の使命・目的および学習者の要求に対応できるよう十分に機能しているか。

大学全体として改善を要する教育研究に関わる審議は教授会が行う。個々の問題への取り組みについては、主任会議で議論され、必要に応じて分科会等を置き対応するか、もしくは、各種委員会で議論し対応する形を取っている。また学習者の要求に関して、大学事務部で対応したものや、学生委員、ステューデント・サポーターズが相談を受けたものは、教育・学生支援委員会や FD 委員会で議論され、対応する形を取っている。

(2) 2-3の自己評価

教育研究に関わる学内意思決定機関である教授会および、その分科会としての機能を持ち、実際の運営にあたる主任会議を中心に、各会議・委員会の組織は大学の使命・目的および学生の要求に対応できるように適切に整備されている。

教育研究に関わる教授会での議案・決定事項や主任会議での通達事項等については、各部会を通して、教員全体に伝達されている。

また教授会、主任会議へは、大学事務部長がオブザーバーとして出席し、またその他の委員会においても、必要に応じて、大学事務部の各課長がオブザーバーや委員として参加しており、教育研究に関わる学内意思の事務部門への伝達は円滑に行われている。

このように、学内の意思決定機関は、学生の要求に対して、随時フィードバックし、解決していくための一連の仕組みを有していると評価できる。

(3) 2-3の改善・向上方策（将来計画）

大学の使命・目的に則った教育を行うために、また多様化する学生のニーズに幅広く迅速に対応できる意思決定の過程や組織の検討を継続しておこなっていく。

【基準2の自己評価】

現有の教育研究組織は、適正な規模と構成と評価している。

教職員間の連携は、各種会議・委員会・部会を通じて組織的に連絡が密にとられており、教育研究上の目的に照らした適切な関連性が保たれている。また、附属機関ならびに附属施設は、大学の教育研究活動の推進に貢献している。

教養教育の履修内容等についても、一般教育科目部会、カリキュラム委員会、主任会議、教授会で検討が行われるように組織的な措置がとられている。

主任会議やその他委員会は、密接に連携して、教育研究に関する検討・運用機能を果たしており、また、教授会は教育研究に関わる審議・決定機関として適切に整備され、大学の使命・目的と学生の要求に応えられるよう機能している。

【基準2の改善・向上方策（将来計画）】

音楽学部に在籍している学生に対して、継続して高度な音楽理論・実技の指導・研究を実施する機関として大学院を設置することが重要な課題であるとして、大学院設置委員会で検討を加えている。

基準 3. 教育課程

3-1 教育目的が教育課程や教育方法等に十分反映されていること。

(1) 3-1の事情の説明(現状)

3-1-① 建学の精神・大学の基本理念および学生のニーズや社会的需要に基づき、学部、学科又は課程、研究科又は専攻ごとの教育目的が設定され、学則等に定められ、かつ公表されているか。

学則第1章1条に定めている本学の目的、「高度にして精深な学術、音楽芸術を教授、研究すること」は、単一学部、単一学科制をとる本学の音楽学部および音楽学科の教育目的でもある。音楽専攻科については、学則第9章33条で、「大学において音楽をおさめた者が、音楽演奏のより高度な修練、音楽的教養のより深い涵養、さらに、音楽研究のより精深な追究を行うこと」を目的として定めている。

音楽学科は、器楽、声楽、ミュージック・リサーチおよび演奏家の各コースを設けており、それぞれの目的の概要は次の通りである。

- ・器楽コース：ピアノ、弦楽器、管・打楽器、または古楽の各専門について、高い技術と表現能力の練磨並びに豊かな感性の陶冶
- ・声楽コース：技術・音楽性を兼ね備えた声楽家・教育者の育成
- ・ミュージック・リサーチ・コース：音楽を広く追及するための演奏・言語能力を有し、音楽と人とのかかわり等について考え、深め得る人材の育成
- ・演奏家コース：日本内外のひのき舞台上で通用する演奏家の育成

本学では、以上のような各コースの目的について、具体的な学習目標・教育内容とともに分かりやすく学生や社会に明示するため、学則(別表1)に掲げ、また学生便覧に掲載して全学生に配付し、また、本学ホームページに記載して広く一般に公表している。なお、ピアノ、弦楽器、管楽器、打楽器および古楽の各専門に細分化される器楽コースについては、特に、各専門別に分かりやすく説明して記載している。

3-1-②教育目的の達成のために、課程別の教育課程の編成方針が適切に設定されているか。

〈音楽学部音楽学科〉

音楽学部音楽学科の教育課程は、すべてのコースで「一般教育科目」と「専門教育科目」に分かれている。

1) 一般教育科目

一般教育科目は、幅広い教養に基づく人間性の涵養、良識と判断力、基礎体力の向上と健康管理に関する知識を得るべく、基礎的な教育分野として編成されている。さらにそれぞれの科目で音楽に関する題材を扱うことにより、音楽専門分野との有機性を確保するように編成している。

2) 専門教育科目

本学は4つのコースを置いているが、それらは、実技系と研究系の2つのコースに大別される。これら2つに大別されるコースの「専門教育科目」の教育課程は、以下に記すそれぞれ異なる編成方針によって設定されている。

- ①演奏系の各コースでは、個人レッスンを中心とし、「室内楽」や各種合奏、「合唱」、「ウィンド・アンサンブル」、「オーケストラ」といったアンサンブル関連の科目、「音楽理論」と「ソルフェージュ」から成る音楽基礎科目、「西洋音楽史」や「音楽美学」を含む音楽学系の科目を配置し、演奏の素地を作る重要な科目をバランスよく履修できるように配置して、編成している。
- ②ミュージック・リサーチ・コース（音楽学専門、音楽教育専門）では、音楽を様々な角度から扱い、学生自身が研究テーマを設定し、論文やレポートを仕上げることができるように1年から4年まで段階的にカリキュラムが組まれており、ほかに音楽基礎科目、演奏を学ぶ副科実技の個人レッスン、「ウィンド・アンサンブル」等の科目を配置し、学生の理解と興味に応じて無理なく学ぶことができるように配慮している。

〈音楽専攻科〉

音楽専攻科の教育課程は、器楽・声楽の専攻生に対して、より高度な音楽的技術の修得を達成させるために、専門楽器／声楽の個人レッスンのほか、学生個々の演奏に関わるテーマによる特殊研究、音楽学演習、ソルフェージュを中心にした教育課程を、その編成方針とする。

音楽学の専攻生に対しては、学生個々のテーマによる修了論文、特殊研究、音楽学演習を中心にした教育課程を、その編成方針とする。

3-1-③教育目的が教育方法等に十分反映させているか。

本学のカリキュラムは、教育目的に基づいて、1)一般教育科目、2)専門教育科目、3)就職課程に関する科目で構成される。

それぞれが、下記に示す教育方法によって教育目的に沿った形で実施されている。

1) 一般教育科目

本学の一般教育科目は、教養・基礎科目／外国語科目／特別科目／保健体育科目からなっている。これらの科目において、大学生として必要な教養教育を浸透させることを目指している。その一方で、西洋音楽の理解に欠くことのできない語学である、英語、ドイツ語、フランス語、イタリア語を3年ないし2年続けて学習できるようにしている。

2) 専門教育科目

個人レッスンによる実技科目（ミュージック・リサーチ・コースは少人数による専門の演習科目）とクラス授業による演習・講義科目等を置き、双方の組み合わせにより教育の効果を高められるよう設定されている。アンサンブル科目においては、演奏家として高い実績を持つ教員が、学生と一緒に演奏する形で教育することを重視している。また音楽基礎科目は、学生の進捗状況に合わせてクラス別の授業を行い、音楽の基礎能力の涵養に努

めている。

以上のように、専門教育科目では、科目の特徴に応じて、数人の受講生に1人の教員を配置する授業から、大人数での受講生と複数教員の配置で編成される授業（「オーケストラ」、「ウィンド・アンサンブル」、「合唱」等）まで、教育内容と方法に応じた教員配置とクラス編成を行っている。

3) 教職課程に関する科目

学則第1条に掲げる大学の使命・目的を教育者として遂行するために、音楽学科には「高等学校教諭一種免許状（音楽）」および「中学校教諭一種免許状（音楽）」の取得が、また音楽専攻科には「高等学校教諭専修免許状（音楽）」および「中学校教諭専修免許状（音楽）」の取得ができる課程を置いている。

(2) 3-1の自己評価

音楽学部音楽学科の各コースの教育目的は、学則に定め、ホームページに記載し、それらはだれでもが参照できるわかりやすい形で公表されている。

音楽学部／音楽専攻科の各専門とも、教育目的の達成のために、大学の使命・目的に基づく編成方針に沿った教育課程を、体系的かつ適切に編成しており、同時に教育方法にも教育目的が十分に反映されている。

(3) 3-1の改善・向上方策（将来計画）

建学の精神・大学の基本理念に基づいた、各コースの教育目的は、ホームページや学則のみならず、平成22(2010)年度からは大学案内ならびに平成23(2011)年度入学試験要項にも記載し、より広く公表している。音楽専攻科の教育目的については、学則に明記されているのみとなっているので、今後ホームページ等に記載する。

また平成24(2012)年に向けて学部再編を検討しており、「カリキュラム委員会」等で、本学の教育目標に沿いつつ、より社会のニーズや学生の要求に合ったカリキュラムを継続して検討していく。

3-2 教育課程の編成方針に即して、体系的かつ適切に教育課程が設定されていること。

(1) 3-2の事実の説明（現状）

3-2-① 教育課程が体系的に編成され、その内容が適切であるか。

〈音楽学部音楽学科〉

音楽学部音楽学科の教育課程のうち、専門教育科目には、全コース共通必修科目（24単位）、コース別必修科目（38単位）、選択科目（24単位）がある。一般教育科目には、教養・基礎科目（24単位）、外国語科目（16単位）、保健体育科目（2単位）が、それぞれ含まれている。また、教職課程科目に関する科目も設定されている。それぞれの学習内容は段階的に発展するように、すべての科目に基準履修年度が設定されており、年度を追って体系的に単位取得できるように編成されている。

また、「一般教育科目」と「専門教育科目」については、それぞれを独立した年次課程

として分離せず、1年次から並行して履修できるようにしている。これについては、「一般教育科目」と「専門教育科目」の双方が互いに補完する役割をもつという理念によるものである。一例をあげれば、ドイツ語の習得はドイツ・リートを理解に、イタリア語の習得はイタリア・オペラの歌唱に活かされる。このように両者が互いに浸透することにより、教育目標の効果的な達成が意図されている。

〈音楽専攻科〉

音楽専攻科では、社会における音楽・研究活動ができる人材を育成するために、実技あるいは専門研究に重点を置いた密度の高い内容の教育課程を厳選の上、設定している。

3-2-② 教育課程の編成方針に即した授業科目、授業の内容となっているか。

音楽学部音楽学科の教育課程は、前述の教育課程編成方針に基づき、以下の授業科目、授業内容を編成している。

1) 一般教育科目

一般教育科目として、幅広い教養とリベラル・アーツの基礎をなす「教養・基礎科目」、国際化社会に対応するための「外国語科目」、基礎的な体力を培う「保健体育科目」を配置している。

教養・基礎科目として、「哲学」、「文学」、「歴史学」、「法学」、「社会学」、「心理学」、「生理学」、「日本美術史」などを置き、また音楽学部で学ぶ学生の基礎知識として必要と考えられる「音響理学」、「美学」、「ヨーロッパ文化論」、「音楽心理学」などを設置し、学生の興味関心に幅広く応えることのできる教養科目を配置している。学生は、これらの科目の中から合計24単位の修得が課される。

外国語科目として、英語、ドイツ語、フランス語、イタリア語、スペイン語を置き、その他ミュージック・リサーチ・コースの選択科目としてラテン語も開設している。「英語Ⅰ・Ⅱ」（合計8単位）は必修科目として全学生に義務づけ、「英語Ⅰ」ではコミュニケーション・スキルズを重視し、イギリス人の教員などによる会話中心の授業を行っている。また英語の他に最低1ヵ国語の修得を必修とし、合計16単位を課している。音楽の背景としての言語の理解、ならびに国際人としての基礎的な語学力を養う十分な環境を用意している。

2) 専門教育科目

器楽コース／声楽コース／演奏家コースの学生は、4年間にわたって、個人レッスンの形態を取る「実技科目」を履修する。これらの授業を主軸にして、器楽／声楽／ミュージック・リサーチ・コース共通の必修科目を配置し、またそれぞれのコースの専攻実技に密接に関連したコース必修科目および選択科目を配置している。また演奏家コースには、コース独自の必修科目とコース必修科目、選択科目を配置している。

器楽および声楽コースに共通する必修科目としては、音楽家として必要な総合的な基礎能力を養うために、1年次から2年次までに音楽基礎科目として「ソルフェージュⅠ」および「音楽理論Ⅰ、Ⅱ（和声法および楽式論）」を置き、また「西洋音楽史」ならびに、「日本音楽史」もしくは「音楽美学」を設定している。

コース必修科目としては、それぞれの専門に合った、アンサンブル系の科目や、また異なる専門実技（副科器楽／声楽）の履修を可能にする科目等を置いている。

上記以外の選択科目としては、より高度な内容の音楽基礎科目系の科目、また合奏／合唱／室内楽のアンサンブル科目、音楽学／音楽教育系の科目など、専門を直接的・間接的に、より強化する科目を設定している。

ミュージック・リサーチ・コースに在籍する学生は音楽学基礎講義、音楽学特殊講義、音楽学演習を履修する。また先に述べた、器楽および声楽コースに共通の必修科目の履修も義務付けている。

演奏家コースの専門教育科目は、現役の優れた演奏家を指導者に迎える利点を最大限に活かし、学生の創造性や音楽性を伸ばすカリキュラムを設定している。必修科目には、各専門共通ながら、コース必修科目には、各専門を深めるに適切な科目が置かれている。

全てのコースで、全学年を通して、国内外の音楽家や研究者を招聘して実施する「特別（公開）講座」を必修科目として置いている。4年次には「卒業演習」を設定している。

授業科目の体系や履修上の留意点は、コースの専門ごとに履修計画表に記され、また授業の具体的な内容については講義要旨に明記されている。

3-2-③ 年間学事予定、授業期間が明示されており、適切に運営されているか。

学生への周知は、まず年度始めに全学生に対して、履修方法、履修登録、行事等に関するガイダンスを開催して徹底している。また学生便覧を配付して、学事予定と授業期間を明示している。

教職員に対しては、学園全体の行事予定を配付し、周知を徹底している。

なお、年間行事は、大学事務部と管理部が連携を密に取りながら管理・運営されている。

3-2-④ 単位の認定、進級および卒業・修了の要件が適切に定められ、厳正に適用されているか。

卒業要件については、学則第6条に定められており、教養・基礎科目24単位以上、外国語科目2ヶ国語以上で16単位、専門教育科目88単位以上とし、合計128単位以上の修得が求められている。

本学では、休学した場合を除いて、取得単位の多寡に関わらず最終年次まで進級できる。

卒業の判定は、教授会において各学生の単位習得状況を卒業要件に照合して審議し、学長が認定する。

3-2-⑤ 履修登録単位数の上限の適切な設定など、単位制度の実質を保つための工夫がおこなわれているか。

本学では、年次別の履修科目の上限は定めていなかったが、方針を変更し、平成22(2010)年度から、年次別の履修単位上限を原則として40単位に定めた（最終年次学生ならびに編入生は除く）。なお、特に学習の必要性和意欲がある学生に対しては、48単位まで履修を認めているが、それに必要とされる学習については学生に周知徹底している。

成績の評価方法は、試験ないしレポートに基づくことを原則とするが、出席のみで評価

される科目、学問知識やスキルを重視する科目等、授業のシステムによって評価方法を設定している。評価方法は、科目ごとに講義要旨に記され、授業内でも随時説明を行っている。評価基準は、実技と学科に分けられ、それぞれ規程に定められるとともに、学生便覧で公表されている。

学内での試験の種別は、以下のとおり 5 つに分けられている。

1. 定期試験（試験 A－筆記、試験 B－実技）
2. 期間外（授業内）試験
3. 追試験
4. 特別追試験
5. 再試験

各試験の受験上の注意事項については、学生便覧に記載している。各実技試験、学科試験とも、3 分の 2 以上の出席によって受験資格が与えられる。成績は、年度末に学生の保証人宛に郵送している。

3－2－⑥ 教育内容・方法に、特色のある工夫がなされているか。

本学の教育における最大の特色は少人数制教育であるが、そのほかに以下のものをあげることができる。

本学の教育における最大の特色である少人数制教育をはじめとして、以下のような工夫がなされている。

1) 少人数制教育

本学は爾來、少人数制（1 学年多くても 100 名程度）をとっているために、学生 1 人ひとりに対する教育的配慮が十分届いていることがメリットである。一例をあげれば、専門実技のレッスン時間の十分な確保（1 週間 120 分ないしは 60 分）により、学生の実技の技量の進捗状況はおしなべて顕著である。

2) 開かれたレッスン体制

実技の授業は、濃密な師弟関係を基本とするが、閉鎖的にならないように、また開かれたレッスンを目指して、次の科目あるいは制度を置いている。

- ・オープン・レッスン制度：学生の自主的な申し込みにより、毎月 1 回開かれる担当教員以外のレッスンを受けることができる。
- ・ダブル・レッスン制度：専門実技レッスンを 2 人の教員が担当し、それぞれの連携をとりつつそれぞれの立場から学生を指導する。
- ・「特別公開講座 I」：本学教員による公開レッスン

3) 教養教育の重視

本学は、基準 1 に記す教育目的に則り、音楽の学習に必要な真の教養の修得を重視してきた。そのために、教養・基礎科目の取得単位数を 24 単位に、語学の履修単位数を 16 単位に設定している。

また、音楽教養については、器楽、声楽、演奏家コースの学生に対して、選択科目で音楽学特殊講義、あるいは音楽学演習、原典講読の履修を奨励することにより、また3-2-②に挙げた「特別公開講座Ⅰ」や、本学教員のレクチャー・コンサートである「人と音シリーズ」を受講させることにより、その修得を図っている。

4) 中高大一貫教育

本学は併設する中学・高等学校からの音楽一貫教育を謳っており、大学音楽学部の教員が本学の中学生・高校生の実技ならびに音楽史・ソルフェージュ・音楽理論の指導を行っている。併設する高等学校からの入学生に対しては、上級クラスをも用意すると共に、普通高校からの入学生に対しては初級クラスを用意して、進度差に関わる弊害が出ないように工夫している。

5) プレイング・アドバイザーによる指導

オーケストラ、ウィンド・アンサンブルでは、学外のオーケストラ奏者や吹奏楽の奏者を招聘し、学生との共演を通して学生の指導にあたる。

6) 専門実技の指導教員によるアンサンブル系授業の指導

演奏家コースの室内楽、オーケストラ、ウィンド・アンサンブルでは、専門実技の指導教員も参加して体験的に技術の伝達を図っている。

7) 特色ある科目の開講

演奏家コースにおいて、演奏能力の開発・育成だけでなく、演奏活動に役立つ心理学や自己マネジメントを教授するという、「演奏行動心理学」という独自の科目を設けている。

また、「音楽学特殊講義（西洋音楽史：古楽器の世界）」もユニークな科目で、楽器展示室に展示されている貴重楽器を十分に活用して、生きた楽器学を習得するように工夫されている。

3-2-⑦ 学士課程、大学院課程、専門職大学院課程等において通信教育を行っている場合には、それぞれの添削等による指導を含む印刷教材等による授業、添削等による指導を含む放送授業、面接授業もしくはメディアを利用して行う授業の実施方法が適切に整備されているか。

通信教育はおこなっていない。

(2) 3-2の自己評価

器楽コース／声楽コース／演奏家コースの学生は、4年間にわたって、個人レッスンの形態を取る「実技科目」を履修する。ちなみに、本学の個人レッスンは、器楽コースおよび声楽コースでは週60分の時間を確保し、また演奏家コースでは「ダブル・レッスン制度」を導入して、2名の実技担当教員が、週120分の指導に当たっている。これらの授業を主軸にして、器楽および声楽コース共通の必修科目を配置し、またそれぞれのコースの専攻実技に密接に関連したコース必修科目および選択科目を配置している。また演奏家コ

ースには、コース独自の必修科目とコース必修科目、選択科目を配置している。

ミュージック・リサーチ・コースに在籍する学生は、音楽学基礎講義、音楽学特殊講義、音楽学演習を系統的に履修する。また先に述べた、器楽および声楽コースに共通の必修科目の履修も義務付けている。ミュージック・リサーチ・コースの音楽教育専門では、非実技系にもかかわらず、将来、教職に就いた際に必要な実技の能力を高めていくために副科実技でも週 40 分の時間を確保している。

教養科目として、幅広い教養と音楽的知識の基礎をなす「教養・基礎科目」、国際化社会に対応するための「外国語科目」（特に英語）、基礎的な体力を培う「保健体育科目」を配置し、学生の興味関心に幅広く応えることのできる教養科目を配置している。

成績評価は、学生便覧に記された成績規準に従って適切に実施されている。

個人レッスンによる実技科目はもとより、1 学年定員 80 名という少人数制の利点を生かし、音楽基礎科目等において少人数・レベル別のクラス編成を行っている。一方、大人数で行う「オーケストラ」や「ウィンド・アンサンブル」といったアンサンブル科目では、複数の教員が指導に当たっている。このように教育内容と受講学生数を配慮して教員配置とクラス編成を行っており、本学の教育課程は体系的かつ適切に設定されていると評価できる。

(3) 3-2の改善・向上方策（将来計画）

平成 24(2012)年度に向けて、音楽学部再編の検討に着手している。この中で、各コースの専門により適した授業科目の検討が、カリキュラム委員会を中心に検討されている。また、本学は現在、通年制による授業を行っているが、学部再編の一環としてセメスター制への移行を計画している。

3-3 教育目的の達成状況を点検・評価するための努力が行われていること。

(1) 3-3の事実の説明（現状）

3-3-① 学生の学習状況・資格取得・就職状況の調査、学生の意識調査、就職先の企業アンケートなどにより、教育目的の達成状況を点検・評価するための努力が行われているか。

1) 学生の学習状況把握に関しては、各年次、期末試験その他の試験により行うほか、各科目で毎年実施している学生による授業評価の中で、学生が「授業を受講して満足したか?」、「授業の内容をよく理解できたか?」、「各科目をもっと勉強したいと感じたか?」といった設問を設けて、学習に対する意識を調査している。また、昨年度から 4 名のステューデント・サポーターズによる年 2 回の初年次ゼミにおいて、学生の生活面とともに、授業についていけるかなど学習面の意識把握と対応を行った。ステューデント・サポーターズの活動については、教育・学生支援委員会で点検と評価を行って、今年度以降、全学年を対象を拡げてゆくこととした。

2) 資格取得の調査に関しては、多くの学生が教職課程を履修して教員免許状を取得している。また、ピアノ教師を目指す学生が、ヤマハシステム講師採用試験に準拠する「ヤマ

ハグレード（ピアノ演奏）5～4級」の試験を受講しており、キャリア支援センターで対策講座も設けて資格取得の支援・把握を行っている。

3) 就職状況の調査に関しては、昨年度までは就職課、平成 22(2010)年度からはキャリア支援センターにおいて、3 年進級時の「進路調査アンケート」、6 月の 3 年次進路面談、4 年次の夏季就職調査、卒業直前の最終進路調査を行いながら、早期の内定届提出を促している。また、就職が決まらずに卒業した者、および就職は決まったがなお求人情報を希望する学生に、「卒業生求人情報配信サービス登録」を卒業と同時に受け付けている。

(2) 3-3の自己評価

学生課の職員（本学の卒業生を含む）が学生の学習状況をはじめ、さまざまな状況の把握に積極的にまた親身に取り組んでいる。他方、実技レッスン担当教員や演習系の授業担当教員が、少人数制の利点を活かして、個々の学生に関する教育目標の達成度や、時として就職に対する意識ないしその現状を把握している。教育目標の点検・評価は職員と教員によるこうした補完関係の下で行われており、良好であると判断する。

(3) 3-3の改善・向上方策（将来計画）

本学が掲げる大学の使命と目的の達成状況の調査については、学生課において積極的に取り組んでいる。

ただし、卒業後各人がいかなる分野で文化の継承・創造に貢献しうるかは、平成 22(2010)年度に開設したキャリア支援センターにおける今後の学生指導の参考にしていきたい。

卒業後の社会活動についての調査については、より徹底した調査の実施と就職先の企業アンケートの実施を行うべく、検討を進める。

【基準3の自己評価】

音楽学部音楽学科および音楽専攻科の教育目的については、建学の精神に基づいて適切に設定しており、その実現のために、教育課程編成方針を明確に示し、過不足なく体系化している。

器楽コース・声楽コース・演奏家コースの学生には、学習の成果を発表する実践の場として、卒業演奏会を始め、学内演奏会、各種演奏会、授業内発表等の多くの機会が与えられている。ミュージック・リサーチ・コースの学生は、音楽学や音楽教育について系統的に学び、卒業研究の論文やレポートを公開で口頭発表するほか、旧東京音楽学校奏楽堂主催の年4回の演奏会の企画・運営を通して、生きた音楽マネジメントを学んでいる。

このように本学では、各コースともに、知識や技術の習得のみならず、上記のような実践を通して、各自の音楽性を高めるようにきめ細かい工夫をしており、演奏家・教育者・研究者等になるための教育環境を十分に整えている。また、教育課程以外にも、音楽に関わる分野の著名な演奏家・教育者等を招聘して開催される「マスタークラス」や「特別公開講座Ⅱ」、ならびに本学教員の研究と演奏の発表の場である「人と音・シリーズ」を随時開催している。これらの企画・催しは、すべて学生に開放されており、教育効果をいっそう高めている。

【基準3の改善・向上方策（将来計画）】

平成 24(2012)年度に計画されている音楽学部再編のために、平成 20(2009)年よりカリキュラム委員会にて教育課程の再編成を検討し、新カリキュラムを作成中である。この主たる目的は、従来は目立たなかったものの、現在は一部の学生に散見される、音楽的訓練の進度差を、教育課程の工夫により効果的に是正することであり、就職のサポート体制等の社会的要請や学生のニーズに応えることも視野に入れている。

なお、今年 5 月の新講堂の完成に伴い、ホールの演奏会等を活用して、授業科目「マネジメント実習」をさらに充実させ、この方面に興味を抱く学生に生きた体験をさせることに積極的に取り組んでいく。

基準4. 学生

4-1 アドミッションポリシー（受入れ方針・入学者選抜方針）が明確にされ、適切に運用されていること。

（1）4-1の事実の説明（現状）

4-1-① アドミッションポリシーが明確にされているか。

本学では、アドミッションポリシーを学内外に公表している。対外的にはホームページ、大学案内等で、学内においては「学生便覧」に、受験生に対しては「入学試験要項」に、はっきりと記載している。オープンキャンパス、入試説明会等に参加する受験生に対しても口頭にて説明し、高校訪問等の広報活動の際にも同様におこなっている。本学のアドミッションポリシーは以下のとおりである。

<アドミッションポリシー>

上野学園は創立（1904）以来、「自覚」を建学の精神としてきました。本学の教育の理想は、この建学の精神を現在に生かしながら、次の世代へと引き継いでいくことであり、この自覚の精神を音楽を通じて実現することにあります。そこで本学は、内なる創造性や音楽性を自らの自覚によって発見し、自らの意思で考え、自らの感性で表現する人間、音楽文化の創造と発展に寄与できる人間の育成という理念に共感する学生を求めています。いかに言えば、このような豊かでしかも厳しい教育の場に身を置きたいという学生を求めています。各コースの求める学生像と受入れの方針は次の通りです。

・器楽コース

ピアノ、弦・管・打楽器、古楽専門の高い技術と表現能力を磨くとともに、豊かな感性の陶冶を目指す人。

・声楽コース

声楽家に必要な技術と表現能力を高め、世界に一つの自らの「声」という楽器を磨くことを志す人。

・ミュージック・リサーチ・コース

音楽を広く追及するための演奏・言語能力を有し、音楽と人との関わりについて考え、深め、社会との関わりを目指す人。

・演奏家コース

国の内外において通用する演奏能力のみならず、音楽と演奏を通して、人とのコミュニケーションをはかることのできる、人間性豊かな演奏家を志す人。

4-1-② アドミッションポリシーに沿って、入学者選抜等が適切に運用されているか。

1) 受験生への対応

本学が望む人材を確保するために、大学案内、ホームページに、アドミッションポリシーおよび本学の教育方針や本学の教育の特徴を明記し、本学への理解を促している。大学案内にある在学生へのインタビューは、実際の学生生活を具体的に示すとともに、本学が

求める学びの姿勢の一例として受験生の理解の一助となっている。更に詳細な情報を希望する受験生等のために、広報部、大学事務部連携の下に、ファックス、電話、進学情報関連企業の資料請求システムにより、アクセスが可能な体制を整えている。資料請求者には大学案内、入学試験要項、オープンキャンパスの案内を送付する。オープンキャンパス、入試説明会、音楽受験講習会では、「学校説明」、「入試種類と形態に関する説明」、「音楽基礎科目講座（楽典総合）（ソルフェージュ）」、「キャンパス・ツアー」、「個別相談」、「体験レッスン」等により、説明や相談、体験を通して本学への理解を深める工夫を施している。

2) 入学試験

①入学試験の種別と概要

本学の入学試験の種別と概要は次の通りである。

図表 4-1-1 入学試験の区分と概要

入試区分	入試概要
選抜試験 日程 A、日程 B	高等学校卒業見込の者・既卒者が対象であり、演奏家コース／器楽コース／声楽コース／ミュージック・リサーチ・コースの各コース共通試験科目（音楽理論・ソルフェージュ・副科ピアノ）、専門実技試験、面接を実施する。選抜入学試験の日程Aおよび日程Bでは、演奏家コースの募集をしているが、AO 入試、推薦入試、学内優先入試で既に合格した者が演奏家コースを志願する場合、選抜入学試験（日程 A）で実施される「演奏家コース選考試験」を受験することができる。
推薦入学試験 (指定校制)	指定校推薦制度で、本学の建学の精神と教育方針に賛同し、本学音楽学部音楽学科を専願する者に対して、高等学校長が、音楽の演奏実技（器楽コース／声楽コース）および音楽学や音楽教育についての進学分野（ミュージック・リサーチ・コース）の適性について推薦する者を対象とし、面接および適性検査（専門実技・副科ピアノ）を実施し、合格者を決定する。高等学校音楽科／音楽コース、もしくはそれに準ずるコース卒業見込の者は副科ピアノを免除される。なお、平成 23 年度より、ミュージック・リサーチ・コースとの併願が可能となる。
AO（アドミッションズ・オフィス） 入学者選抜試験 日程 A/ 日程 B/ 日程 C/ 日程 D	本学音楽学部音楽学科を第 1 志望に選ぶもので、高等学校在学中、学業成績の優秀な者、音楽分野での活発な活動で高い評価を受けている者に対して、AO 面談（本学教員による面談および予備診断）を実施する。面談通過者に対しては、書類審査・面接試験を実施し、合格者を決定する。面談通過者による面接試験は、日程 A・日程 B・日程 C・日程 D の計 4 回実施する。器楽コース／声楽コース／ミュージック・リサーチ・コースに適用するものとする。

そのほか、系列の上野学園高等学校音楽科から「優先入学（学内）資格認定」に基づいて、若干名を受け入れている。

②入学試験の体制

入学試験の方針や体制については、入学試験委員会で協議され、教授会で決定される。入学試験の可否については、教授会にて判定される。入学試験の問題作成・実施については、「上野学園大学入学試験実施に関わる規程」に定められており、問題等を厳重に管理し、試験の公正性を確保している。

願書受付、試験監督者割当、設営準備、試験運営、可否発表等の入学試験全般の運營業務は、大学事務部入試課が担当し、試験担当教員と連携し、とりおこなう。

4-1-③ 教育にふさわしい環境の確保のため、収容定員と入学定員および在籍学生数並びに授業を行う学生数が適切に管理されているか。

本学は、実技レッスンが授業の大きい部分を占め、クラス授業においても少人数クラス編成を導入している。教育の質の維持を最優先に考えて、学生数管理がなされている。平成 21(2009)年度以降、入学者数が増加傾向にあるが、学生増が学習環境の低下を招かないように細心の注意を払って、入学試験を実施している。

図表 4-1-2 音楽学科の入学定員、収容定員、在籍者数、定員充足率推移

年度 項目	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
入学定員	80	80	80	80	80
入学者数	26	43	43	73	102
定員充足率(%)	32.5	53.7	53.7	91.2	127.5
収容定員	240	320	320	320	320
在籍者数	98	140	146	191	269
収容定員充足率(%)	40.8	43.7	45.6	59.6	84.0

授業は、個人授業（専門実技等レッスン）とクラス授業に大別される。クラス授業では、教養・基礎科目／外国語科目／ミュージック・リサーチ・コース関係科目／音楽基礎科目等の座学およびオーケストラや合唱等のアンサンブル系実技に分類される。これらの授業の形態や目標・学生の能力に応じてクラスの人数や教員の配置等をおこなっている。

教室の配分は、基本的に、履修人数により決定する。どの教室も AV 機器は全て等しい環境に保たれている。特殊な機器等を使用する場合に限り、優先的な教室配分がおこなわれる。必修科目「英語Ⅰ」、「英語Ⅱ」、「西洋音楽史」、「日本音楽史」、「音楽美学」、「ソルフェージュⅠ」等は、学習効果が期待できる人数下でのクラス編成をとっている。

図表 4-1-3 平成 22 年度必修科目のクラス編成数と各人数

英語 I			
演奏家コース 22 名	ガイダンスでおこなう TOEIC Bridge の上位 13 名	それ以外 67 名	
英語 II			
演奏家コース 16 名	TOEIC Bridge の上位 15 名	それ以外 43 名	
西洋音楽史			
演奏家コース 39 名	MR コース 9 名	それ以外 70 名	
日本音楽史			
主として MR コース 16 名		それ以外 59 名	
音楽美学			
演奏家コース 13 名	MR コース 11 名	それ以外 48 名	
ソルフェージュ I			
演奏家コース 20 名	ガイダンスでおこな うテスト上位 37 名	同、中間 35 名	同、下位 17 名

(2) 4-1 の自己評価

平成 22(2010)年度から本学ホームページに、コース別の「アドミッションポリシー」を掲載することで、従前よりも、求める学生像をより明確に伝えられるようになった。

オープンキャンパスや受験等への問い合わせには可能な限りワンストップで対応する。第一対応者は用意されたヒアリングシートにより必要な情報を入手、担当者に確実に申し送る。

入学試験は、入学試験委員会での方針の協議、教授会の合否判定というステップがとられる。入学試験の問題作成・実施は、「上野学園大学入学試験実施に関わる規程」に則り遂行され、公正性を確保している。

平成 19(2007)年度以降、在籍学生数は、増加傾向に転じており、入学定員充足率、収容定員充足率は改善され、適切な定員管理がおこなえるようになっている。変革の施策を継続し、今後も入学志願者数の増加を図りながらも、学生増により教育の質を落とすことのないように、適切な在籍者数の管理をおこなっている。

クラス運営は、対象学生の人数、能力、所属（専門領域）や授業の内容・目的に応じて、教員の配置および実施場所の配分をおこなっており、教育環境の整備・維持に努めている。

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

学生数の増加により、互いに切磋琢磨できる環境を提供するというプラス面、練習室等の教育施設が等分に行き渡らなくなる恐れがあるというマイナス面を、常に認識し、適切な入学者数を念頭に置いた学生募集に力を入れる。

4-2 学生への学習支援の体制が整備され、適切に運営されていること。

(1) 4-2の事実の説明（現状）

4-2-① 学生への学習支援体制が整備され、適切に運営されているか。

1) 入学前支援

AO 入試合格者で入学手続きを終えた受験生に対して、専門的な学習が不足していると判断された場合に、本学指定のソルフェージュ講習、副科ピアノレッスンを実施している。AO 入試に限定せず推薦入試合格者に対しても、冬期音楽受験講習会（ソルフェージュ・音楽理論）を無料で受講できるように配慮している。また、既存の一般向け音楽教室「ソルフェージュ・スクール」も入学前支援の一機能として提供している。

2) 入学時支援

4月初旬の5日間にわたって新入学生に対しておこなうガイダンスでは、大学事務部教務課および各担当教員が共同して主に下記の事項を説明する。

<ガイダンスにおける学習に関する説明項目>

①授業科目の履修方法、単位の取得方法、注意が必要な授業科目について

②履修登録から単位取得までの流れについて

③「学生便覧」、「履修計画表」、「講義要旨」および「授業時間表」掲載項目について

「履修計画表」の読み方／時間割の組み立て方／履修登録方法／試験の受験資格と受験方法／成績評価方法／履修科目の取消／集中講義／教職課程／授業の出欠席／専門実技履修票の管理等

④各専門実技担当者のガイダンス

⑤図書館利用の案内

グループ別に実際に図書館に出向いて体験利用

⑥教職課程履修にあたっての心構え・介護等体験や教育実習等の外部実習について

入学から免許状取得まで／教職課程科目の履修／介護等体験の申込から実習終了まで／教育実習をより充実した実習にするために

3) 入学後支援

入学後も、音楽の基礎力が不足している学生のためのクラスを既存の授業科目内に設置している。「ソルフェージュ I」の C がそれに該当する。従前は補習授業として単位外に設定されていたが、現在は正規授業科目としている。

学習に関する組織的な相談窓口は、大学事務部教務課および学生委員の教員が、随時相談できる体制をとっている。ただし、音楽大学の特色として、学生の相談に対しては、個人レッスンの担当教員が個々に対応することが可能であり、レッスン以外にも学生の授業全般にかかわる相談の窓口役となることが多い。

平成 20(2008)年度から、オフィスアワーを設け、学生からの多様な学習・履修に関する相談に応じる体制を整えている。

図書館と試聴室にはパソコンを設置し学生に開放しており、図書やその他の資料の閲覧、

貸出、音楽試聴に加えて、図書検索や各種インターネット検索等も可能であり、自習やレポート作成等の学習にも利用されている。

4-2-② 学士課程、大学院課程、専門職大学院課程等において通信教育を実施している場合には、学習支援・教育相談を行うための適切な組織を設けているか。
通信教育は行っていない。

4-2-③ 学生への学習支援に対する学生の意見等を汲み上げる仕組みが適切に整備されているか。

本学では、大学事務部教務課、学生委員および個人レッスンの担当教員により学生の意見や相談を汲み上げている。

また、学生生活全般における相談を担う学生委員から、教育面に重きを置いて学生を支援する教育・学生支援委員会を平成 21(2009)年 4 月に設置した。同委員会は、初年度教育カリキュラムや大学生生活支援計画等について協議をおこなうとともに、学生にとって身近な存在である若手教員を中心としたステューデント・サポーターズを置く。ステューデント・サポーターズは、学生の意見を幅広く聴きとる役を担い、受けた相談内容は、教育・学生支援委員会において協議、必要事項は FD 委員会で検討、主任会議で報告し、問題の早期解決に取り組んでいる。

新入生対象の初年次ゼミは、平成 21(2009)年度から始まり、大学の授業の受け方という観点からのスタディ・スキルおよび主として一人暮らしの心得という観点からのライフ・スキルに関するグループ・ディスカッションがおこなわれた。以下に、スタディ・スキルに関する問題を抜粋する。

図表 4-2-1 ステューデント・サポーターズが聴取した学生が抱える問題（抜粋）
平成 21 年 5 月 20 日（水）14:40～15:30／15:40～16:20「初年次ゼミ」

領域	項目	内容
学習	練習	練習方法がわからない 練習時間が確保できない 練習する曲が多くて間に合わない
	レッスン	見てもらえる曲数に限りがある 自信を持ってレッスンにのぞめない 教員により教え方が違い戸惑う（ダブル・レッスン） 曲の仕上げ方がわからない
	講義	難しくついていけない 進み方が速い
	その他	この先やっていけるかが不安

平成 22 年 5 月 8 日（土） 13:00～14:00 「初年次ゼミ」

領域	項目	内容
音楽実技	技術面の不安	実力不足を感じてしまう 譜読みに時間がかかり、レッスンまでに曲が仕上げられない ついていけなくなりそうで怖い
	レッスンの時間	副科のレッスン時間が短い 不定期なので練習の予定を立てづらい
	教員との意思疎通	うまくコミュニケーションができていないのが不安 複数の先生の指示内容が同じでないことがある 先生が変わってやり方も変わった
	その他	この先やっていけるかが不安
一般授業	ノート／板書	先生は高校の時ほど板書をしてくれない ノートのとり方がわからない
	難易度	内容が理解できていることが前提で授業が進められている 普通高校出身のため専門的な音楽用語がわからない 音楽基礎科目についていけない
	授業内容	何を言っているのかわからない授業がある 大事なところかどうかわからない 授業の方向性や主旨がわからない
	その他	進み方が早い 人数が多い授業だと集中できない

毎年、各授業の最終日におこなっている授業評価アンケートでも意見を汲み上げ学部長に報告されていたが、今年度から、組織的な活動として実施するために FD 委員会が主導して「授業評価アンケート」のデータ分析、フィードバックをおこなう。

（2） 4－2 の自己評価

入学前、入学後にわたり、音楽基礎学力に必須のソルフェージュの学習支援をおこなっている。

学生からの学習に関する相談は、教務課員、学生委員（教員）および、個人レッスンの担当教員、と多様なルートで対応する体制をとっている。また、ステューデント・サポーターズにより、学生の意見を能動的に汲み上げ、問題に対処しており、学習支援を充実させる体制は整っていると評価している。

（3） 4－2 の改善・向上方策（将来計画）

ステューデント・サポーターズが受けた相談内容や授業評価アンケートの結果を学習支援の改善や授業改善、カリキュラム改編等に効果的に活用できるように FD 委員会および教育・学生支援委員会が中心となり検討していく。

4-3 学生サービスの体制が整備され、適切に運営されていること。

(1) 4-3の事実の説明（現状）

4-3-① 学生サービス、厚生補導のための組織が設置され、適切に機能しているか。

学生生活支援や厚生補導を担当する事務部門の組織は、大学事務部学生課、教員による組織は、学生委員会である。学生委員は2人おり、学生から提出される届出・許可願等手続きの確認や、生活に関する諸問題、学業問題、経済問題、健康、課外活動、進路、また身上に関する問題等について相談を受け、助言をおこなう。また、前述のステューデント・サポーターズによる相談は、学生生活に関する内容も含まれる。相談の場である初年次ゼミは、ステューデント・サポーターズに学生委員が協力する形でおこなわれる。

個々の学生の気になる動向や気配はマイナスの局面に発展する可能性もあるため、学生課では学生ファイルを作成し、その中に簡単な状況説明や証拠となるメモ書き等を保存している。問題が表面化した時点で学生カルテに移行し、経緯を明文化して管理している。立ち寄る学生の表情や様子、授業担当教員との対話から得る情報を慎重に扱い、少人数ならではのケアの体制ができています。学生の動向については、長期欠席も含め、すべて把握できている。

留学生に対しては、大学事務部学生課より、旅券、査証（在留資格）、外国人登録証の期限等の確認や期限内の申請を指導、また国民健康保険への加入の説明をおこなっている。

また、障害を持つ学生に対しては、施設のバリアフリー化（ハード面）と授業および試験時の優遇措置（ソフト面）について入学決定時から対応策の検討に入る。ソフト面においては、学部長が指揮をとり授業受け入れ体制を整える。具体的には、教材の選定や当該学生の利用可能なツールによる授業方法の検討、担当教員への依頼、全教員に対する周知、といったステップでおこなわれる。平成21(2009)年4月に障害学生修学支援委員会を設置、学習面と学生生活面の両方から、修学環境の整備に努めている。

遠方出身女子学生のための「上野学園 上野寮」（全13室）は、大学から徒歩5分の至近距離に位置する、セキュリティ機能を備えた自炊式の完全独立の居室である。家具は全室備え付け、希望者にはグランド・ピアノ（使用料1,500円/月）を設置している。寮生は、楽器練習時間等、共同生活上の規則を守ることが義務付けられる。音楽大学生として、十分に練習に打ち込める環境を提供している。

遠隔地からの受験生が増加したことを受け、その対応として、平成22(2010)年度からは、JR田端駅から徒歩3分の場所に「上野学園 田端寮」（全14室）を新設した。室内の構造やセキュリティ機能ほぼ同様となっている。

学生の控室でもある憩いの場は、3階の食堂と15階のラウンジを設けている。

食堂は学生・教職員および本学園中高生徒が利用対象となるため、機能性重視の構造となっている。中高生とは昼食時間帯を分け混雑緩和に配慮している。食堂の定食メニューは、管理栄養士の指導下で、栄養バランスのとれた食事が提供されており、味付けや価格の問題点においては、管理栄養士を含む食堂運営関係者とのクロス・トーキングを経て、改善された。また、寮生に対する夕食提供は平成21(2009)年度から設置されているが、申込者並びに提供側、双方の利便性を考慮したサービス方法を実現した。

学生ラウンジは大学生・短大生が利用できるスペースで、最上階の15階に位置し、丸

テーブルとイスが備えてあり、授業までの予習、軽食、授業後の団らんに活用されている。

本学では、セクハラのみならず全てのハラスメント（アカデミック／パワー）に厳しく対処する。学生に対しては、新学年度ガイダンス「学生のためのリスク・マネジメント」において、学生委員がハラスメントを受けた場合の学生委員または学生課への届け出方法等についての説明をおこなっている。なお、専門実技等個人指導の授業において、指導とハラスメントを混同しないようにという指導も学生委員がおこなっている。

4-3-② 学生に対する経済的な支援が適切になされているか。

1) 学内奨学金制度

学内の奨学金として、以下のものがある。

①特待生制度

平成 22(2010)年度に内容を一部改定し、充実させた。演奏家コースの特待生の種類は、下記の 4 種類があり、1 年次生は、入学試験時の成績で決定し、2 年次以降はオーディションをおこない、その結果をもって選出する。器楽コース／声楽コース／ミュージック・リサーチ・コースの特待生の種類は、下記の 3 種類があり、入学試験時の成績で決定する。器楽コース／声楽コース／ミュージック・リサーチ・コースの特待生は、入学年次のみの適用とする。（演奏家コース、器楽・声楽・MR コースの特待生 C を増設した。）

図表 4-3-1 演奏家コース特待生制度

種類	採用人数（原則）	内容
特待生 S	1 名（各年次）	入学金、施設設備資金並びに授業料年額の免除
特待生 A	2 名（各年次）	授業料年額の半期分並びに一般維持費年額の免除
特待生 B	3 名（各年次）	授業料 30 万円免除
特待生 C	評価の範囲内	入学金免除

図表 4-3-2 器楽・声楽・MR コース特待生制度

種類	採用人数（原則）	内容
特待生 A	2 名（1 年次）	授業料年額の半期分並びに一般維持費年額の免除
特待生 B	3 名（1 年次）	授業料 30 万円免除
特待生 C	評価の範囲内	入学金免除

②石橋益恵奨学金（そのⅡ）

上野学園高等学校から優先入学（学内）資格認定により入学する者を対象に、本学建学の精神ならびに故石橋益恵の音楽と人間教育の重要性を理解するという基準を満たしているかどうかの選考をおこない、100,000 円の奨学金を支給するものである。採用人数の上限は 10 名とし、平成 22(2010)年度は 5 名が入学年次に支給された。

③音楽実技優秀者に対する奨学金

上野学園高等学校から優先入学（学内）資格認定により入学する者を対象に、音楽実技優秀者としての基準を満たしているかどうかの選考をおこない、A 奨学生（採用人数：原

則1名)には入学年度の授業料年額免除、B奨学生(採用人数:原則2名)には入学年度の授業料年額の半年分が免除されるものである。平成22(2010)年度には1名がB奨学生に採用された。

④大学音楽専攻科奨学金

卒業後音楽専攻科に進学する者を対象とし、音楽専攻科入学試験の中で受給を決定する。

⑤石橋益恵ピアノ奨学金

故石橋益恵学園長の音楽教育の理想実現を追求することを目的として、卒業年次の3月に実施するオーディションにより受給者が決定する

⑥私費外国人留学生授業料減免制度

私費外国人留学生に対しては、授業料年額の30%を減額し、学習奨励の補助をおこなっている。適用にあたっては、学業意欲、成績評価に基づき選考をおこなう。

2) 学外奨学金制度

日本学生支援機構奨学金は、最も一般的な貸与奨学金として、本学学生に浸透している。本学入学前に採用が決定している学生に対しては4月初旬から、入学後に申込を希望する学生には4月中旬に開催する説明会を経て、申請書類の書き方指導および記載内容の相談を個別におこなっている。本奨学金は、学生だけでなく保証人からの要望や問い合わせが多く寄せられ、また、家庭の経済状況に関わる個人情報扱うことになるため、情報管理は厳密におこなっている。奨学金貸与の絶対的な条件となる、経済状況、学業成績、健康状態の調査を定期的におこない、大学が推薦し得る人物かどうかを見極める。

その他の奨学金として、「交通遺児育英会」、「あしなが育英会」、音楽大学学生を対象とする「福島育英会」等を扱っている。地方公共団体の各奨学金は、直接の窓口ではないが、提出書類の確認や必要な添付書類の作成により支援をおこなっている。

4-3-③ 学生の課外活動への支援が適切になされているか。

本学の学友会は学生の自治組織であり、本部と課外活動であるクラブ活動で構成されている。その運営経費は、全学生から徴収する学友会費による賄われている。

学友会の重要事項は、春期総会(当該年度予算審議)、秋期総会(次年度本部役員選出)、および臨時総会で決議される。学友会はクラブを統括する役を担い、各クラブに割り当てる予算は学友会総会で決定する。

平成22(2010)年度再登録をおこなったクラブは次の5団体である。

- ・コンセール・ミニヨン(古楽アンサンブル)
- ・楽譜製作研究会
- ・ミュージカル研究部
- ・ビッグ・バンド研究部
- ・サクソフォン・アンサンブル

学友会本部およびクラブの事務対応窓口は、大学事務部学生課である。活動計画が年度始めに提出され、計画に沿った適切な申請が円滑におこなわれるよう助言している。また、学生委員会が、学友会の活動内容についての助言・指導をおこなう。

大学がおこなう具体的な支援とは、活動内容の助言・承認、活動場所の提供、備品等の

貸与、活動に対する便宜、口座管理、会計監査等である。

本学では、学業と同様に学友会活動を卒業時表彰の評価対象としており、卒業時に優秀な学生に贈られる「石橋賞」では研究と学友会活動を両立させたことが条件となっている。

4-3-④ 学生に対する健康相談、心的支援、生活相談等が適切に行われているか。

学生の健康に対する支援は医務室（保健室）で、心的支援は学生相談室でおこなっている。

医務室は、急病・怪我等に対応するとともに、体調の維持管理のための指導・助言等をおこなっている。本学は短期大学部、高等学校および中学校と同じキャンパス内にあるため、医務室の施設は1つに集約されている。中高養護教諭と大学付看護師が協力して、訪れる学生・生徒等に対応している。医療機関への搬送が必要な場合は、学生課員が同行し、必要に応じて家族への説明をおこなっている。

メンタルケアに関しては、学生相談室所属のカウンセラー（心理療法士）が対応する。様々な悩みや心配事が、精神だけでなく肉体に影響を及ぼす場合もあるため、医療機関と連絡を取り合い、長期的なスパンで回復を見守る体制を整えている。

4-3-⑤ 学生サービスに対する学生の意見等を汲み上げる仕組みが適切に整備されているか。

学生サービスに対する学生の意見等を汲み上げる主なルートとしては、①事務部門の学生課、②教員による学生委員会、③ステューデント・サポーターズがある。

本学において最も一般的な汲み上げ方法は学生委員に寄せられる意見である。学生委員は、学生委員会で報告し、対応を検討し、内容によっては専門家への橋渡しをおこなう。

大学事務部学生課に寄せられる意見では、施設・設備の利用方法に関するものが多い。新入生対象の初年次ゼミで、ステューデント・サポーターズが受けた相談の中から、一人暮らしの心得、学園生活という観点からライフ・スキルに関する問題を、以下に抜粋する。

図表 4-3-3 スチューデント・サポーターズが聴取した学生が抱える問題（抜粋）
平成 21 年 5 月 20 日（水）14:40～15:30／15:40～16:20「初年次ゼミ」

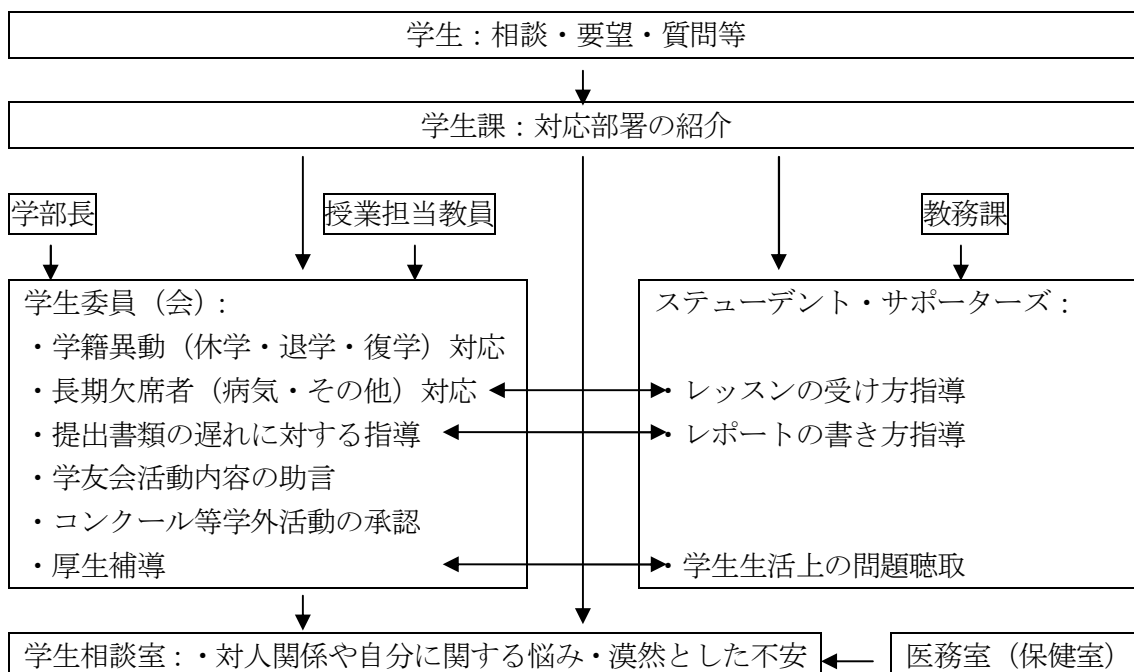
領域	項目	内容
生活	エレベータ	混雑時の待ち時間が長い
	食堂	値段が高い 昼食時は混雑している メニューを充実してほしい 営業時間を長くしてほしい
	練習室	練習室の予約がとりにくい 練習室の数を増やしてほしい 練習室使用マナーを守ってもらいたい 練習室の予約方法に工夫がほしい 休日も練習室を開放してほしい
	その他	友達ができない 一人暮らしでの自炊が難しい 通学時間が長い

平成 22 年 5 月 8 日（土）13:00～14:00「初年次ゼミ」

領域	項目	内容
生活面	通学	毎朝大学へ行く時間がバラバラなので時間の管理が難しい 通学が大変 帰宅時間が毎日遅く、練習時間がとれない
	食事	ごはんを作るのが面倒くさい 家が遠く、朝ごはんがあまり食べられない 料理ができない 夕食時に学食を利用したい 栄養がかたよった食事になってしまう
	一人暮らし	自己管理が難しい 家事と練習の両立が難しい 一人暮らしのストレスがたまる
	学校生活	教室が覚えきれていない 昼休みが短い 新入生を歓迎してくれない
	時間の使い方	早起きして朝練ができない
	精神面	誰かに相談したくても怖くてできない さびしい 馴染めない環境で疲れやストレスがたまる
	その他	女子が多くて上手に馴染めない 新しい友だちとのコミュニケーションの輪を広げることができるのだろうか

(2) 4-3の自己評価

学生サービスの組織的体制は、大学事務部学生課、学生委員、ステューデント・サポーターズが相談窓口として機能しており、問題に対して、即座に手を打つ体制を整えている。



学生の健康に対する支援は医務室で、心的支援は学生相談室で対応しており、特に、留学生や障害を持つ学生に対しては、生活上での支障がないように、相談、解決努力をおこなう等の配慮をしている。

本学では、学生へのサービスとは授業関係の問題に対する適切な対応をも含むと考えており、教務課、学部長、授業担当教員とも連携をとって対処している。

以上のように、学生サービス、厚生補導のための組織は整備されていると評価できる。また、本学は、少人数のため、学生・教員・職員の温もりのある繋がりができている。

(3) 4-3の改善・向上方策（将来計画）

ステューデント・サポーターズが受けた相談内容は、教育・学生支援委員会で検討、主任会議で報告され、問題に対し早めに手を打つ体制を整えているが、要望や苦情に対して、学生にわかりやすい方法による回答を考えていく。また、学生委員とステューデント・サポーターズとの役割分担をさらに明確化し、共有化した情報の迅速かつ適切な運用が課題である。

4-4 就職・進学支援等の体制が整備され、適切に運営されていること。

(1) 4-4の事実の説明(現状)

4-4-① 就職・進学に対する相談・助言体制が整備され、適切に運営されているか。

教員組織の就職に対する学生支援としては、平成17(2005)年度に進路相談室を開設して、求人票の公開、就職ガイダンス、就職模擬試験等をおこなってきた。また、学生の就職・進路支援の調査と企画立案、求人企業開拓等に関して、更に組織的な活動が必要との認識に立ち、従前から設置していた就職関係委員会を整備した。就職関係委員会は、就職を主体とした進路に関する総括的な事項を管轄し、進路相談室は学生の就職・進学に対する相談・助言、関連資料配布をおこなう「場」として、本委員会の下部組織としての位置づけであった。

さらに平成20(2008)年度には、就職・進学の支援を担当する組織として、大学事務部就職課を設置した。

図表 4-4-1 平成21年度就職関係委員会開催実績

回	日付	議題
1	H21.4.23(木) 12:15~13:00	(1)就職関係委員会監事の選出 (2)就職内定者の報告 (3)ガイダンス等の結果報告 (4)本年度就職関係プログラム(案)一覧 (5)大学3年次生・短大1年次生の個別面談について (6)企業訪問および連絡の報告並びに今後の予定
2	H21.5.28(木) 12:15~13:00	(1)就職内定者の報告 (2)大学3年次生・短大1年次生の個別面談日程について (3)ガイダンス等の結果報告 (4)企業訪問および連絡の報告並びに今後の予定
3	H21.7.16(木) 12:15~13:00	(1)就職内定者の報告 (2)大学3年次生・短大1年次生の個別面談結果報告について (3)ガイダンス等の結果報告 (4)企業訪問および連絡の報告並びに今後の予定
4	H21.9.24(木) 12:15~13:00	(1)就職内定者の報告 (2)ガイダンス等の結果報告 (3)大学3年次生・短大1年次生の個別面談対応について (4)低学年からのキャリア支援プログラムの検討 (5)企業訪問および連絡の報告並びに今後の予定
5	H21.10.15(木) 12:15~13:00	(1)大学4年次生・短大2年次生の現状分析 (2)ガイダンス等の結果報告 (3)低学年でのキャリア指導について (4)企業訪問および連絡の報告並びに今後の予定
6	H21.11.26(木) 12:15~13:00	(1)就職内定者の報告 (2)ガイダンス等の結果報告と今後の予定 (3)業界研究について (4)企業訪問および連絡の報告並びに今後の予定
7	H21.1.18(木) 12:15~13:00	(1)就職内定者の報告 (2)ガイダンス等の結果報告と今後の予定 (3)企業訪問および連絡の報告並びに今後の予定

8	H22.3.11 (木) 12:15~13:00	(1)就職内定者の報告 (2)ガイダンス等の結果報告と今後の予定 (3)卒業生就職状況について (4)新年度ガイダンスについて (5)企業訪問および連絡の報告並びに今後の予定
---	-----------------------------	---

本学の、「音大における就職支援システム導入と CDA（キャリア・デベロップメント・アドバイザー）による個別面談の強化」が、平成 21(2009)年度文部科学省「大学教育・学生支援推進事業」就職支援推進プログラムに採択されており、平成 22(2010)年 2 月～3 月、外部から招いた専属キャリア・カウンセラーを学内に配置、就職活動の諸段階における様々な悩みや問題点の解決に向けて、指導および助言を始めた。

同プログラムは継続審査により平成 22(2010)年度も採択され、専属カウンセラーによるキャリア・カウンセリングをさらに充実させている。

平成 22(2010)年度から、就職関係委員会と大学事務部就職課を統合し、キャリア支援センターとしてその形を発展させた。同センターは、CDA 資格を持つ職員を配置し、職業的自立に向けた教育を含む広義のキャリア支援へと拡大化している。

図表 4-4-2 キャリア支援センターの就職活動支援業務

委員会の開催	求人票の整理、公開	求人企業対応
キャリア・カウンセリング	就職ガイダンスの運営	企業訪問
応募書類添削指導	インターンシップの検討	採用試験事前事後指導
就職カルテ作成	卒業生対応	進路調査および統計

キャリア支援センターでは、学生の希望する就職先や学生の持つスキルを記載してカルテを作成、保管している。カルテは、学生が提出した紙媒体と、センター員により入力されたデータで管理される。企業等から本学に寄せられる就職求人およびウェブ上に公開されている求人情報の内容に沿ってカルテを検索し、希望や適性のマッチングをおこなっている。該当者には、個別指導を経て当該企業にエントリーさせる。3 年次初頭に実施する進路調査アンケート、4 年次 7 月の夏期進路調査票、卒業前最終進路調査票を提出させ、データが蓄積される。

学生への就職情報の提供は、従来の紙媒体による求人票とウェブ上の求人票検索システム「上野学園大学 Career Navi」の二種類によりおこなっている。音楽教室講師採用に係る情報は、学生の興味がある分野であるだけに、特に周知にもれがないように配慮している。

大部分の学生の希望は、演奏活動、中高音楽教員または音楽教室講師あるいは、音楽関係の一般企業（楽器販売等）等の音楽に関係のある職業であるが、一方で「音楽に関わる仕事」だけでなく、一般企業への就業意識を持たせ、実際に新卒で就職できる人材も育成している。

上野学園大学

次表は、平成 22(2010)年度の就職支援活動計画である。

図表 4-4-3 キャリア支援センターの就職支援活動計画表

時期	内容
H22.4 月	新年度就職ガイダンス
H22.5 月	教員希望者のためのガイダンス 第 1 回 教員採用試験の動向と対策
H22.6 月	2012 卒就活準備講座 初夏からの就活対策講座 進路面談 教員希望者のためのガイダンス 第 2 回 求められる教育現場の現状と課題 就活における自己評価
H22.7 月	業界研究① 筆記試験ガイダンス 教員希望者のためのガイダンス 第 3 回 平成 22 年度採用試験の分析
H22.8 月	学内企業説明会プレガイダンス① 学内企業説明会① 業界・企業研究
H22.9 月	就職サイトガイダンス SPI 模試 学内企業説明会プレガイダンス② 学内企業説明会② ヤマハ音楽能力検定 受験対策講座ガイダンス 教員希望者のためのガイダンス 第 4 回 合格に近づく願書を書く
H22.10 月	就活実践講座「エントリー50」 2011 卒内定者座談会① 秋からの就活講座 ヤマハ音楽能力検定グレード対策講座 教員希望者のためのガイダンス 第 5 回 平成 23 年度教員採用試験の実際と分析
H22.11 月	応募書類ガイダンス 企業説明会参加ガイダンス ヤマハ音楽能力検定グレード対策講座 教員希望者のためのガイダンス 第 6 回 教員の仕事とは～卒業生の体験談～
H22.12 月	冬からの就活対策講座 ヤマハ音楽能力検定グレード対策講座 教員希望者のためのガイダンス 第 7 回 教員採用試験実践講座「論・作文」 応募書類実践
H23.1 月	就活実践講座「ES20」 就活スタートアップセミナー 面接対策ガイダンス 学内企業説明会プレガイダンス③ 学内企業説明会③ ヤマハ音楽能力検定グレード対策講座 教員希望者のためのガイダンス 第 8 回 教員採用試験実践講座「個人面接」
H23.2 月	就活実践講座「説明会 30」 2011 卒内定者座談会② ヤマハ音楽能力検定グレード対策講座 ヤマハ音楽能力検定グレード模擬試験 教員希望者のためのガイダンス 第 9 回 教員採用試験実践講座「模擬授業」 面接実践
H23.3 月	教員希望者のためのガイダンス 第 10 回 教員採用試験実践講座「集団討論」

4-4-② キャリア教育のための支援体制が整備されているか。

本学では、学生全体の約80%が教員免許の取得を希望し、教職課程を履修している。そのために、教職課程の授業内容を強化し、学生の自覚を高めるよう努めている。また、教員採用試験合格を目指し、開催3年目を迎えるキャリア支援プログラム「教員採用試験実践講座」を拡大、採用試験に関する知識と技を身に付けさせ、実践につながるきめ細かな指導をおこなっている。

(2) 4-4の自己評価

学生の就職・進路支援を更に強化するために、就職希望の学生のデータをカルテとして保管し、求人企業とのマッチングサービスをおこなっていることは評価できる。

教員採用試験対応の実践講座は、講座内容の充実、講座開催回数の増加、学生への周知徹底により、参加学生が格段に増えている。

以前は、音楽の勉強は卒業後も続けていくもの、音楽に囲まれた生活こそが理想であるという認識が学生、教員の双方にあり、就職支援に力を費やしてこなかった時代があったが、現在は、キャリア形成において、卒業後の社会的・職業的自立を重要なものとして位置づけ、学内の資源を重点的に投下していることは評価できる。

(3) 4-4の改善・向上方策（将来計画）

学生の就職活動支援については、キャリア・カウンセリングの量的効果と質的効果の見極めや、求人票検索システム「上野学園大学 Career Navi」の機能強化を図る。

学生の就業体験となるインターンシップは、手始めに音楽系インターンシップで音楽の仕事を経験できる学外の組織、「音楽インターンシップ・サポート・ネット」に、興味のある学生を差し向けることから始め、ゆくゆくは本学独自でインターンシップを企画・運営することを目標とする。

【基準4の自己評価】

本学が求める学生像は、アドミッションポリシーとして明示されている。

入学試験の方針等は、入学試験委員会で検討され、可否については、教授会で判定される。入学試験は「上野学園大学入学試験実施に関わる規程」に則り実施されており試験の公正性が確保されている。

学生への学習支援の体制は、昨年設置したステューデント・サポーターズ制度等により整備されている。学生の生活支援についても、内容に応じて専門家への迅速で適切な橋渡しをおこなうための学生情報の適切な利用体制が整備されている。

就職支援に関しては、キャリア支援センターを発足させ、体制が強化されており、今後は、インターンシップ等の具体的な活動計画に取り組む。

【基準4の改善・向上方策（将来計画）】

アドミッションポリシーの明確化により、学生募集を機能的におこなうことができるようになったが、個々の受験生の適性に合った入学試験の種別を紹介し、少人数ならではのきめ細かな対応を続けていく。学生数は増加傾向にあるが、教育の質の維持を念頭に、ク

ラス編成、教員の配置を含めて、教育環境の整備に努める。

学習支援については、ステューデント・サポーターズの受けた相談内容から、学生間の習熟度に格差が見られるため、入学前支援に一層力をいれていく。個々の学生への支援をおこなうことに留まらず、結果を全体的な改善に繋げられるように、FD 委員会を中心に組織的に PDCA のサイクルの検討をおこなう。

生活支援についても同様で、教育・学生支援委員会および学生委員会が固く連携をとり、学生が求めるサービスの内容を明らかにしていく。実現可能なものについては迅速に着手し、また不可能なものについては学生が納得できる回答を心掛け、本学にとっての学生サービスとは、学生との信頼関係を壊さないことを意味している。

また、学生を取り巻く経済的環境はよいとは言えず、経済的な支援の整備が早急に求められる。生活困窮者を救済するための授業料減免制度を軌道に乗せていく。

就職・キャリア支援については、好調な滑り出しを見せているが、就職率を上げるためには、個々のモチベーションを高めるとともに、就職に勝ち抜ける学力の涵養が欠かせない。将来的には、一授業科目として単位を付与するカリキュラムを検討する余地がある。

基準5. 教員

5-1 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。

(1) 5-1の事実の説明(現状)

5-1-① 教育課程を適切に運営するために必要な教員が確保され、かつ適切に配置されているか。

図表 5-1-1 大学設置基準と専任教員数

平成 22(2010)年 5 月 1 日

学部・学科	上野学園大学				大学設置基準		
	教授数	准教授数	講師数	助教	専任教員 合計	必要 専任教員数	必要専任教 授数(内数)
音楽学部 音楽学科	28	8	12	0	48	10	5
学部収容定員 上必要教員数	—	—	—	—	—	7	4
音楽学部計	28	8	12	0	48	17	9

本学では、音楽教育、一般教育および教職課程教育の教員を配置している。大学設置基準で定められている音楽学部の必要専任教員数は、本学の場合は 17 人である。平成 22(2010)年 5 月 1 日現在、音楽学部の専任教員数は 48 人で、充足率は 282.4%と大学設置基準で必要な専任教員数を満たしている。また専任教員のうち、教授数は 28 人で、同様に大学設置基準で定められている専任教授数の 9 人を満たしている。

本学では、音楽家として国内外で活躍する人材を教員として招聘し、学生の教育指導に当たらせている。したがって、音楽学部音楽学科の専門課程の教員は、その多くが演奏活動や作品の制作を行っており、そのなかで培われた高い実績と経験を教育指導にも還元している。また、こうした教員による実技レッスンは、演奏技術のみならず、深い音楽性に触れさせる機会を与えるという点で、教育的効果も大きく、学生の学習意欲向上の面で良い効果を生んでいる。

5-1-② 教員構成(専任・兼任、年齢、専門分野等)のバランスがとれているか。

本学音楽学部は、教授 28 人、准教授 8 人、講師 12 人、計 48 人の専任教員および兼任教員(非常勤講師) 89 人の合計 137 人で構成、配置されている。音楽教育では、実技個人レッスンを中心とした少人数制教育や、楽器ごとに教員を配置するなど、きめ細かな指導に基づく教育課程の編成が要求される。そのため音楽実技に関連する科目には、多数の専任教員や兼任教員(非常勤講師)の配置が必要となる。

音楽学部の専任教員 48 人のうち、音楽教育は 39 人(81.3%)を占め、音楽課程の教員数が突出している。これは前述のように、楽器ごとの教員配置と個人実技レッスン中心の少人数制教育によるものである。なお、音楽学部の専任教員 1 人あたりの学生数は 5.6 人、

兼任教員（非常勤講師）を加えた教員 1 人に対する学生数は 2.0 人である。

音楽学部の専任教員 48 人の男女別の構成は、男性 25 人(52.1%)、女性は 23 人(47.9%)である。また、音楽学部の専任教員の職位別の構成は、教授 28 人(58.3%)、准教授 8 人(16.7%)、講師 12 人(25.0%)、助教 0 人で、教授数の専任教員数に占める割合が高くなっている。

音楽学部の専任教員 48 人の年齢別の構成は、36 歳以上が 47 人(97.2%)を占めており、その内、41 歳～45 歳が 10 人(20.8%)と最も多く、次に多いのは 36 歳～40 歳の 8 名(16.7%)である。教員全体の平均年齢は 53 歳となるが、これは上述のように教授の割合が 58.3%であることと併せて、本学が実績と経験を持つ音楽家を教員として採用し、優れた人材の養成に努めているためである。

(2) 5-1 の自己評価

本学の教員数は、大学設置基準を大幅に上回る状況にある。専門の音楽課程では、楽器ごとの実技個人レッスンによる授業が中心となるため、特に多くの教員を擁し、少人数できめ細やかな指導を行っている。

専任教員のみならず兼任教員（非常勤講師）も、演奏や教育指導に豊富な経験や見識を持つ教員を配置している。

教員構成（専任、兼任、年齢、専門分野等）については、35 歳以下の専任教員が少ない点で、年齢構成に若干の偏りが見られる。

(3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、楽器ごとの教員配置と実技個人レッスンによる密度の濃い授業を行っており、大学設置基準を大幅に上回る教員数を配置している。一方、人件費の増加が経営を圧迫する要因となっていることも事実であり、今後は、学生数の安定的確保を図る中で、様々な雇用形態を検討し、計画的且つ慎重に教員の採用を行いたい。特に、20 代および 30 代の優秀な若手教員の採用、登用を図り、バランスを是正しつつ適切な配置を行っていく。

5-2 教員の採用・昇任の方針が明確に示され、かつ適切に運用されていること。

(1) 5-2 の事実の説明（現状）

5-2-① 教員の採用・昇任の方針が明確にされているか。

本学の使命である「すぐれた文化の継承・創造と発展に寄与し、貢献し得る人間の育成」に寄与する教員の採用が大前提である。

本学では、中期経営計画の方向性、また定年等の人員減等の要素から教員の確保・配置・採用等の大枠を定めており、年度ごとには、評議員会の諮問を経て、理事会により審議、決定される当該年度の予算に人件費を組み込んでいる。

採用募集は、広く人材を求め、本学の教育方針に理解、賛同する優秀な人材の確保に努めている。実技担当教員の募集は、公募を原則とし、採用候補者には演奏実技と模擬指導による審査を行う。その他の教員の採用は、研究・業績等による書類審査を行っている。

採用する候補者が「上野学園大学教員資格審査基準」に適合しているかどうかは、教授

会の構成員で構成する上野学園大学教員資格審査委員会が審査を行う。この審査に基づき、教授会で審議の上、理事長が任命する。

昇任については、学部長が、学内外での業績や演奏活動等の実績および人格の優れた教員を候補者として、上野学園大学教員資格審査委員会に申請、同委員会が上野学園大学教員資格審査基準に適合しているかの審査を行い、教授会で審議の上、理事長が任命する。

5-2-② 教員の採用・昇任の方針に基づく規定が定められ、且つ、適切に運用されているか。

本学の教員の採用・昇任については、専任の教授、准教授、講師、助教、助手の選考資格基準を定めた上野学園大学教員資格審査基準に則り、上野学園大学教員資格審査委員会による適合性の審査後、教授会で審議され、理事長が任命する。

(2) 5-2の自己評価

本学の教員の採用・昇任については、規定に則り適切に運用されていると評価する。

(3) 5-2の改善・向上方策（将来計画）

社会や学生等のニーズの変化に対応した教育課程や科目の見直しを進めて、中期経営計画の方向性と整合性をもった計画的な教員人事を進めていく。

昇任に関しては、研究業績以外に、教育活動や大学運営に係わる貢献、地域貢献等を組み入れた評価基準を確立するよう取り組んでいく。

5-3 教員の教育担当時間が適切であること。同時に、教員の教育研究活動を支援する体制が整備されていること

(1) 5-3の事実の説明（現状）

5-3-① 教育研究目的を達成するために、教員の教育担当時間が適切に配分されているか。

平成 22(2010)年度における専任教員による授業時間の平均は週に 8 時間 48 分である。各教員の担当授業時間数は、専門実技楽器によってレッスン授業時間が多くなる教員もあり、対象となる学生数によりばらつきがある。

教員が授業の教育水準を維持、向上させるためには、授業内容に関する事前の調査、チェック等の事前準備の時間が必要であること、更に、各種演奏活動、研究活動、学会への参加、専門誌への寄稿、教員自身の演奏技術、教育技術向上のためのレッスン等も必要であることを考慮して、時間的な配慮をしている。

5-3-② 教員の教育研究活動を支援するために、TA(Teaching Assistant)・RA(Research Assistant) 等が適切に活用されているか。

本学では、実技個人レッスンによる教員から学生への直接指導が多く、また大学院を設置していないため、現在 TA 制度・RA 制度の導入は行っていない。専門の実技個人レッスンでは、ひとりの学生に対して、担当教員が時間内は 1 対 1 で対応している。そのため、

レッスンは密度の濃い内容となっており、現時点では、アシスタントは必要としていない。

ただし、アンサンブル授業においては、伴奏やオーケストラ合奏等で不足している楽器を充当するために、「演奏要員制度」を導入している。これは、オーケストラや合奏の授業で在 student では補えないパートを演奏する要員を登録し、必要なときに演奏の補助を行ってもらい、アンサンブル等での学生の演奏技術向上を図る制度である。

また、平成 19(2007)年度より「伴奏要員制度」を導入している。これはあくまでもピアノ伴奏に特化したものであり、管弦打楽器または声楽専門学生の各種試験、オーディション、演奏会その他、学校行事演奏に関わる伴奏で、本学の適性のあるピアノ専門卒業生が登録されている。難易度が高く学生が伴奏するには負担の大きい場合や、依頼していた伴奏者が様々な事情で急に伴奏できなくなってしまった場合に、伴奏要員規程に則り、適用される。

5-3-③ 教育研究目的を達成するための資源（研究費等）が、適切に配分されているか。

教育研究経費は、毎年の予算に計上され、稟議規程に基づいて手続きがなされており、適切に支出されている。主要な支出内訳は、楽器の購入や維持・整備、演奏会、特別公開講座開催、楽譜購入等の経費である。

音楽学部教員の大部分が、演奏活動を行っており、高度な演奏および教育活動に必要な楽器等の購入請求がある。この要請に基づき楽器等を購入しており、これらの支出は、音楽学部教員の研究経費の一部とみなされている。

(2) 5-3の自己評価

専任教員の業務には、担当する授業の講義の準備、採点、入試に関する業務、委員会等への出席、協議や研究も含まれる。各教員により、担当する授業時間数にはばらつきがあるものの、全体として、週平均 8 時間 48 分の授業は、概ね適正であると判断している。

本学は、現時点では、TA 制度や RA 制度は導入していない。アンサンブル授業等において不足している楽器を担当する人材は、演奏要員制度および伴奏要員制度によって補われている。

教育研究経費の支出の手続きは、規程に基づき適切に処理されている。

演奏および教育活動に必要な楽器等については、教員からの購入の養成等に応じて、適切に対応している。

(3) 改善・向上方策（将来計画）

演奏実技レッスン担当の教員からの楽器購入等の研究費の要請には対応できている。しかし、その他の分野の教員からは研究経費の要請はほとんどなく、今後、教育研究活動を活発にするためにも教育研究経費の活用を促していく必要がある。

5-4 教員の教育研究活動を活性化するための取り組みがなされていること。

(1) 5-4の事実の説明（現状）

5-4-① 教育研究活動の向上のために、FD等組織的な取り組みが適切になされているか。

本学では、学生による授業評価アンケート実施や学外講師による特別講演等、これまでもFD活動に取り組んできたが、全体的・組織的活動としては浸透しておらず、断片的な対応となっていた。そこで、平成21(2009)年度に、FD委員会を組織して積極的にFD活動を推進することにした。

FD委員会は、「上野学園大学FD委員会規程」により、以下の事項を協議している。

- 1) 教育研究活動改善の方策に関する事項
- 2) 教育活動に関する研修計画の立案・実施に関する事項
外部機関の研修への参加を奨励するとともに、学内で授業評価の高い教員の授業公開を行い、他の教員の授業スキル向上に資することを検討する。
- 3) 学生による授業評価の実施、結果分析、フィードバックに関する事項
以前から実施している学生による授業評価アンケート調査を今後も継続して実施し、教員の授業方法改善等につなげていく。
- 4) 各専門教育科目部会に設置する分科会からの報告に関する事項
- 5) その他FDに関連する事項
教員による公開講座の出演・出席、演奏活動をFDの一環として奨励していく。

平成22(2010)年度のFD委員会の主要活動計画は、検討の結果、以下の事項を実施し、本学の授業方法改善等を推進することとしている。

- 1) 学生による授業評価アンケート調査
調査票分析作業等に伴う人員不足への対応、また、より客観的なアンケート結果分析を行うために、アンケート結果のデータインプットと分析作業を外部の専門会社に委託することとした。FD委員会では、分析結果について評価を行うとともに、学生・教職員へのフィードバック、活用方法を検討し、実行に移している。
- 2) 学習に関する初年次学生アンケート結果に対する対応の検討
平成22(2010)年の初年次学生アンケートでステューデント・サポーターズに寄せられた学生からのさまざまな要望について、教育・学生支援委員会がとりまとめと分析を行っているが、調査結果のうち授業関連のものについては、同委員会から回付を受け、FD委員会において対応を検討している。
- 3) 本学教員による特別公開講座、「人と音・シリーズ」やピアノ実技教員によるピアノ教授法研究会の企画・実施や支援を行い、教員の参加を促している。

5-4-② 教員の教育研究活動を活性化するための評価体制が整備され、適切に運用されているか。

- 1) 教員個人調書および教育研究業績書の提出
専任教員について個人調書および教育研究業績書に毎年度追記を求め、データ整備を行

っている。

2) 学生による授業評価アンケート調査

学生による授業評価アンケート調査により、各教員の授業への学生の評価データを取得しているが、教員へのフィードバックが必ずしも行われておらず、学生の評価データや教員の評価体制の整備は、大学全体の組織的な評価活動としては行われていなかった。今後はFD委員会が中心となって、学生による授業評価アンケートの活用を図っていく。

(2) 5-4の自己評価

教員の研究活動を活性化するため断片的な取り組みをこれまでも行ってきたが、組織的というわけではなかった。平成21(2009)年度にFD委員会を立ち上げ、平成22(2010)年度からは学生による授業評価への取り組みを組織的に行うなどFD活動の活発化について軌道に乗り始めている。

(3) 5-4の改善・向上方策(将来計画)

今後は、FD委員会を中心として組織的なFD活動の取り組みを検討し、PDCAを実践して全体として質の向上につながるマネジメント・サイクルを構築していく。

【基準5の自己評価】

本学の教員数は大学設置基準を大幅に上回る状況にある。演奏や教育指導について、高い実績や見識、豊富な経験を持つ専門実技の教員、教養教育および教職課程教育の教員を適切に配置している。教員の採用・昇任は規定にのっとり手続きを行っており、適切に運用している。教員の教育担当時間数に関しては、担当する専門分野等の違いにより教員間でばらつきが見られるものの、全体としておおむね適正であると評価している。

教員構成については、年齢層に若干の偏りがあり、特定の年齢帯に偏ることがないよう特に若い年齢層の配置に配慮してゆかなければならない。

本学では、TA制度やRA制度は導入していないが、本学既卒者などを活用する2つの制度を導入している。すなわち、不足している楽器演奏者を補う「演奏要員制度」と管弦打楽器、声楽等のピアノ伴奏要員としての「伴奏要員制度」とであり、これにより、学生のアンサンブルや専門楽器の演奏水準向上が図られている。

教育研究経費は規程に基づき適切に処理されている。

教員の教育研究活動の改善・活性化にはこれまでも取り組んでいるが、組織的には機能していなかった。平成21(2009)年度よりFD委員会を発足させ、組織的なFD活動の推進により教員の教育研究活動改善・活性化を図っている。

【基準5の改善・向上方策(将来計画)】

本学は、音楽大学の特色である楽器ごとの教員配置と実技の個人レッスンによる高度な授業を行っており、大学設置基準を上回る教員数を擁している。人件費増加の圧迫要因を軽減するためには、今後は様々な雇用形態を検討し、バランスの取れた計画的な教員採用を進めていく。

基準6. 職員

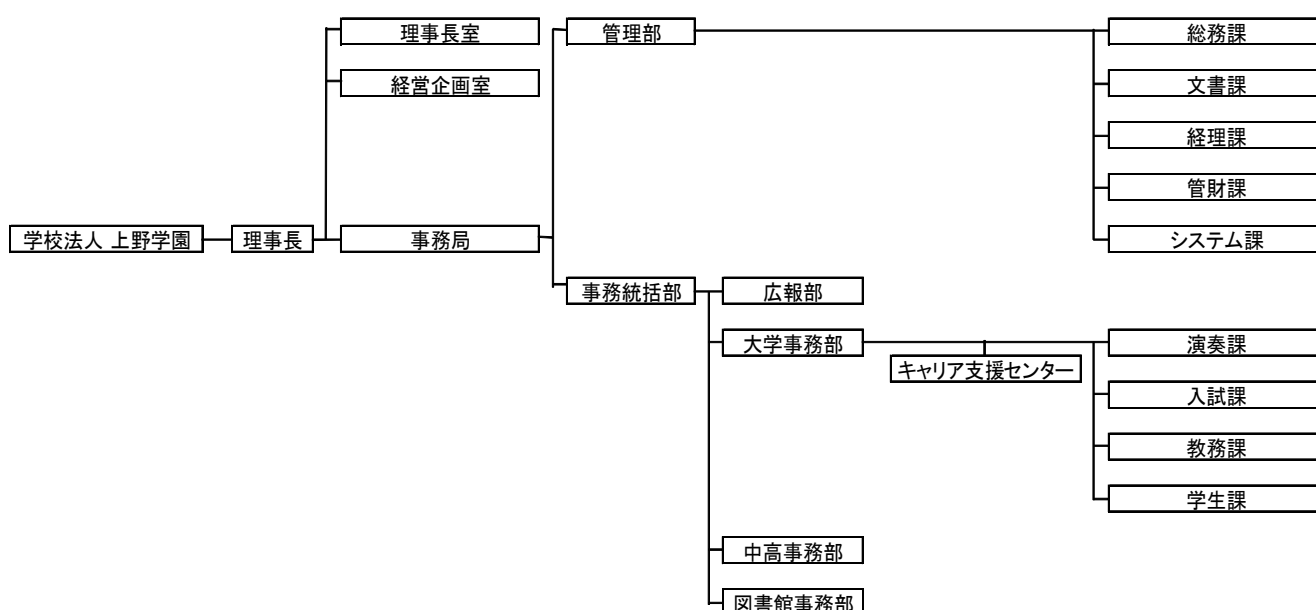
6-1 職員の組織編制の基本視点および採用・昇任・異動の方針が明確に示され、かつ適切に運営されていること。

(1) 6-1の事実の説明(現状)

6-1-①大学の目的を達成するために必要な職員が確保され、適切に配置されているか。
 本学は、「組織運営規程」に基づき、次の事務組織を構成し配置している。

図表 6-1-1 学校法人 上野学園 事務組織図

平成 22 年 5 月 7 日現在



平成 20(2008)年度に法人および事務部門の業務内容を洗い出し、部門ごとの業務範囲、業務内容について職務分掌を見直し、「組織運営規程」および「職務権限規程」を改訂した。これらの規程により、それぞれの役職の責任権限が定められて所管業務を担っている。職員は、各部門の職務分掌で業務上必要とされる人数を勘案して各部門に配置している。

平成 22(2010)年 5 月に事務部門を改編し、事務局長が事務部門全体の指揮を統括することとし、組織全体の総合力強化を図っている。また、管理部には文書課を新たに設置し、文書管理の充実を図っている。さらに、大学事務部にキャリア支援センターを設置して学生の就職支援の強化を図っている。

6-1-②職員の採用・昇任・異動の方針が明確にされているか。

採用は、「本学の建学の精神を理解、賛同する者」、昇任は、「能力と意欲のある者」、異動については、「事業展開の方向と組織の活性化」を指針としている。平成 19(2007)年度までは、退職者の補充は行われていたものの、人件費抑制のため新規採用は殆ど行われな

かった。平成 20(2008)年度には業務改革の一環として、中期経営計画を策定した。

中期経営計画の方針として、「本学園の継続的な発展を推進するための経営基盤の構築」を掲げ、目標として、

- ①収支改善
- ②経営方針を推進する人材の獲得育成
- ③高い教育レベル、ブランド構築への投資の実現
- ④教職員の意識と行動の改革

を挙げている。

教員同様、事務職員の採用、人事については、中期経営計画や定年等の人員減の要素等に基づき職員の確保・配置・採用等の大枠の方向性を定めている。

上述のように、平成 20(2008)年 5 月には各事務部門の職務分掌の見直しを行い、組織変更を行った。その後も、業務平準化や IT 化等を検討し、かつ本人の意向を確認しながら事務職数名の部門間異動を行っている。

平成 21(2009)年 4 月から、専任職員に対し目標管理による新人事制度を導入した。新人事制度は、これまでの年功的色彩から、より職務遂行能力に重点を置いた評価制度への移行を意図したものである。今後、専任職員の昇任は、原則として、この新人事制度の評価に基づき行われる。但し、新人事制度は、運用面で見直す余地が多々残っており、当分の間は、試験的導入として、実際に即した形で調整しながら運用を行っている。

6-1-③職員の採用・昇任・異動の方針に基づく規程が定められ、かつ適切に運用されているか。

職員の採用については、「教職員任免規程」および「就業規則第 2 章第 6 条採用」の規程、および理事会で承認された当期予算の人員計画に則り適切に運用されている。

通常の職員採用の手順は、応募者の中から書類選考を経て、理事長、事務局長が面接を行い協議の上、理事長が決定する。

昇任については、「能力と意欲のある者」の登用を方針に、新評価制度の昇格基準に基づき査定され運用される。

異動については、事業展開の方向と組織の活性化を方針に、これまでのキャリアとその後のキャリア形成計画、本人の希望を勘案して運用している。

(2) 6-1の自己評価

平成 20(2008)年度より、経営改善の取り組みの一環として、経営計画と一貫性をもった人員計画、職務分掌の見直し、事務職への新人事制度導入等によりモチベーションの向上を図っている。

学校の業務の中で、学生への対応は最も重要な業務の 1 つであるとの考えより、特に、窓口業務に支障がおきないように職員を確保・配置し、学生の満足度の維持・向上を図るように配慮している。

職員の採用は「教職員任免規程」および「就業規則第 2 章第 6 条採用」の規程に基づき運用されている。

職員の昇任は、これまでは年功によるものであったが、今後は、職能に重点を置いた新

人事評価の昇格基準により運用する。

IT化等により事務処理の効率化、省力化に取り組んでおり、本人の希望も考慮しながら限られた人材を適材適所に配置するよう検討している。

事務組織は、一步ずつではあるが、改善に向かって前進していると評価する。

(3) 6-1の改善・向上方策（将来計画）

新人事制度は業務改革の一環として導入され、適正な評価によりモチベーション、モラル、業務効率等の向上を図っている。専任職員に対しては、目標管理による新人事制度について平成20(2008)年度より説明会を行い、平成21(2009)年4月より実施している。今後も実際の運用面での調整を行いつつ実施する。

6-2 職員の資質・能力の向上のための取り組み（SD等）がなされていること。

(1) 事実の説明（現状）

6-2-① 職員の資質・能力の向上のための研修、SD等の取り組みが適切になされているか。

職員の業務引継ぎ等は、基本的にはOJTにて行っている。

新人事制度では、「自己の業務目標の設定」による業務への能動的な取り組みや「より客観的で公平な考課制度」による評価を目指し、職員のモチベーションの向上を図っている。職員のモチベーションの向上を図ることで組織貢献意欲を喚起するとともに、自己啓発や研修等により職員の能力アップへの意欲も向上するものと考えている。

日本私立大学協会、日本私立短期大学協会、日本私立学校振興・共済事業団等の業務に関連する団体主催の研修会等には、職員が積極的に参加し、情報収集や他大学との情報交換を行っている。

その他の研修としては、これまでに外部講師を呼んで窓口や電話対応等の研修等を行っている。但し、組織的、継続的に計画された研修実施には、まだ取り組んでいない。

図表 6-2-1 平成21年度職員参加セミナー一覧

日付（会場）	主催	タイトル・内容
平成21年5月13日 （東京都庁）	東京都福祉保健局 健康安全部薬務課 麻薬対策係	薬物乱用防止対策説明会
平成21年6月18日 （国立オリンピック記念青少年センター）	日本学生支援機構	大学生における薬物乱用防止のための指導者研修会
平成21年8月15～17日 （一橋大学）	災害救援ボランティア 推進委員会	災害救援ボランティア講座①、②、③
平成21年8月27日 共立女子大学	日本システム技術(株)	GAKUENユーザー研修会

平成 21 年 9 月 12 日 (三ノ輪福祉センター)	台東区障害福祉課	平成 21 年度台東区視覚障害者ガイドヘルパーレベルアップ研修 (聴講)
平成 21 年 10 月 7 日 ～8 日 セントラルプラザ	(財)東京都私学財団	学校会計講座
平成 21 年 10 月 9 日 (オリンピック記念青少年総合センター)	学生教育研究災害傷害保険等説明会	学生教育研究災害保険等の概要および現状報告
平成 21 年 11 月 28 日～12 月 6 日 (東京ヘレンケラー協会)	東京ヘレンケラー協会	第 19 回視覚障害者ガイドヘルパー養成研修 1 日目～4 日目
平成 21 年 12 月 18 日 (東京国際交流会館プラザ平成)	日本学生支援機構	平成 21 年度学生相談インターカーセミナー
平成 22 年 1 月 29 日 (東京国際交流会館プラザ平成)	日本学生支援機構	平成 21 年度障害学生セミナー
平成 22 年 2 月 13 日 ～2 月 14 日 (三ノ輪福祉センター)	台東区障害福祉課	平成 22 年度台東区視覚障害者ガイドヘルパー研修

(2) 6-2 の自己評価

これまでも職員向け研修の実施や関連団体主催の研修への参加は行われているが、更に、系統的な研修プログラムを継続的、組織的に実施することが必要である。

(3) 6-2 の改善・向上方策 (将来計画)

平成 22(2010)年度の重点目標の一つである「学内インフラストラクチャーの整備・強化継続」の一環として「業務遂行能力の向上」を挙げている。そのため自己啓発による国家資格取得の奨励やクレーム処理対応、コーチング等の研修を企画する。これらを継続して実施することで、職員全体に SD への意識を浸透させるとともに、有能な人材の育成も図っていく。将来的には、キャリア・ディベロップメントと人事制度がリンクするような研修プログラムの作成を検討する。

6-3 大学の教育研究支援のための事務体制が構築されているか。

(1) 事実の説明 (現状)

6-3-① 教育研究支援のための事務体制が構築され、適切に機能しているか。

本学の教育研究支援に関する業務事項は各部門の業務分掌を記載した組織運営規程に定められている。組織運営規程に基づき、大学の教育研究支援に関する業務は主に、大学事務部と広報部が行っている。平成 20(2008)年 5 月に事務部門の組織編成を行い、大学広

報部と大学事務部を新設して、それまでの広報業務と教育研究支援の職務遂行体制を強化した。

広報部は、大学の広報・広告に関する業務に加え、学生募集、大学のホームページ、オープンキャンパス等の広報・戦略の企画・立案により大学の教育研究の支援を行っている。

大学事務部では、学生の就職支援を強化するため、平成 22(2010)年度に就職課を統合し、キャリア支援センターを新設した。キャリア支援センターを除く大学事務部傘下の各課では、主として以下の業務を遂行し大学の教育研究を支援している。

- ①入試課：入試出願受付、入試の実施、合否通知、実施後分析等
- ②学生課：学生証の発行・再発行、各種証明書の発行、入学式の企画・運営、奨学金募集、学生用保険付保、学生生活のサポート等
- ③教務課：教育課程作成事務、時間割編成、教室割り当て、試験実施、成績登録、資格取得に関する手続き事務等
- ④演奏課：学内演奏会の手配・運営、学外演奏会への参加手配等

教授会、主任会議等の教育研究関連の会議や各委員会も、大学事務部から出席して教育研究部門と連携し支援に当たっている。

管理部は、平成 22(2010)年度に新たに「文書課」を設置した。文書課は、学内文書管理および官公庁等外部への提出書類の窓口としての機能等を担う。

大学・短期大学部合同での演奏会等の比較的規模の大きい行事には、協力して、部門を超えて役割分担を行い、主催部門と共に、他の部門からもスタッフ支援を行う。

毎週月曜日には、事務部門の管理職による連絡会議を行い、週の行事の確認や情報交換等を行い、事務部門内部の連絡を密にしている。また、月初めの連絡会議は理事長も出席し、月次行事の確認や情報交換、指示内容の確認等を行っている。

(2) 6-3の自己評価

平成 20(2008)年度に事務組織の編成を行い、体制の強化を図った。その後も、部門間異動や新規採用による大学事務部のスタッフ増により、学生や教育研究関連業務の支援強化に取り組んでいる。また、業務効率化の一環として IT 化をすすめており、その効果は顕れてきている。しかしながら、未だ手作業による業務も多く、引き続き効率化、生産性向上の面で改善の余地が多い。

(3) 6-3の改善・向上方策 (将来計画)

平成 22(2010)年度の重点目標の一つである「学内インフラストラクチャーの整備・強化継続」の一環として、前述した「業務遂行能力の向上」とともに、

- ①大学事務関連業務プロセスの見直し
- ②IT 整備等による効率化の検討
- ③可能な業務のアウトソーシングの検討

を挙げている。これらを推進するための具体案を策定し、実施する。

【基準6の自己評価】

中期経営計画の方針として、「本学園の継続的な発展を推進するための経営基盤の構築」を掲げ、平成 20(2008)年度以降、事務部門組織改編やスタッフ増、部門間異動、IT 化、新人事制度導入等によりインフラストラクチャー整備を進めてきている。本学の組織体制、教育研究支援のための事務体制については、諸規程等に従い、それぞれの権限と責任の下に事務が遂行されており、概ね適切に運営されていると評価する。

【基準6の改善・向上方策（将来計画）】

大学を取り巻く環境が、急激に変化している中で、社会のさまざまなシステム改革に迅速に対応していくことが、本学にも求められている。この変化に柔軟に対応するためには、業務の高度化に対応できる質の高い人材の確保・育成とその能力を発揮できる組織体制が必要である。そのため、OJTをはじめとした教育や研修の実施、新人事評価制度の的確な運用およびコスト対パフォーマンスを意識した IT 化等を推進して教育研究支援体制を充実させていく。

基準 7. 管理運営

7-1 大学の目的を達成するために、大学およびその設置者の管理運営体制が整備されており、適切に機能していること。

(1) 事実の説明（現状）

7-1-①大学の目的を達成するために、大学およびその設置者の管理運営体制が整備され、適切に機能しているか。

1) 法人および大学の目的

学校法人上野学園の寄附行為の前文には、創立者である「石橋藏五郎が、・・・その建学の精神たる自覚教育の具現につとめ実践項目たる親切努力を示標として教育経営を行い・・・」とあり、第2章第3条の（目的）には、「この法人は教育基本法および学校教育法に従い、且つ創立者石橋藏五郎の建学の理想を体し私立学校を設置することを目的とする。」と定めている。こうした法人の目的を具現化するために、I-2. で示したとおり、学則第1条に大学の目的を定めている。

2) 法人の管理運営体制

学園の法人は、本学園寄附行為に基づき、理事会、評議員会、監事を設置し、業務体制を整備し、適切に運営・機能している。

①理事会

本法人における最高議決機関は理事会である。寄附行為第15条には、「理事会はこの学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。」と定めている。理事会で審議・議決する事項は、寄附行為等重要な規則、規程の制定、改定、法人運営に関する重要事項、予算、決算、事業計画、事業報告、財産・施設管理、定員変更、学科・課程の設置・改廃、授業料等学納金の改定、資金募集計画、主要な人事等である。理事会は、平成21(2009)年度は3回開催され、法人運営に関する重要事項等について審議・議決を行っている。

②評議員会

寄附行為第20条には、予算・借入金および重要な資産の処分に関する事項、事業計画、予算外の重要な義務の負担、または権利の放棄、寄附行為の変更、合併、解散、法人の業務に関する重要事項で理事会において意見を聞くことを必要と認めたもの等について、理事長はあらかじめ評議員会の意見を聞かなければならないと定められている。評議員会は、平成21(2009)年度年3回開催され、予算、事業計画、事業報告等について審議を行っている。

③監事

監事は、法令および寄附行為に従い、予算・業務・財産の状況等の監査を行い理事会および評議員会に報告を行っている。また、監事は、常に理事会に出席し、審議事項に対して必要に応じて意見を述べ、質問を行っている。

④業務執行体制

理事会での議決事項は、理事長命として所管部門へ指示され業務遂行される。

平成20(2008)年度に法人事務部門の業務分掌の見直しと決裁権限・決裁ルートの見直し

を行い各部門の業務・機能の明確化と効率化を図った。決裁事項の重要度に応じて決裁基準が職務権限規程の決裁基準表により定められており、運用は稟議規程に則り手続きされる。

3) 大学の管理運営体制

本学は、下記の会議による教育研究運営体制を整備し、適正に機能している。

①教授会

教育研究に関する重要事項の審議は教授会で行う。理事会での審議に関わる重要な教育研究事項は、教授会の審議、評議員会での諮問を経て理事会にて審議・議決される。理事会の議決は、最終的な意思決定であるが、教授会の審議結果を尊重して議決する。

教授会の審議事項は以下のとおりである。(教授会規程第4条)

- 一 学則その他重要な規則の制定・改廃に関する事項
- 二 教員の人事に関する事項
- 三 学部・学科等の組織の改廃に関する事項
- 四 学生定員に関する事項
- 五 教育・研究に関する事項
- 六 教育・研究の施設に関する事項
- 七 学生の入学、卒業および身分等に関する事項
- 八 学生の単位認定、および学業評価に関する事項
- 九 学生の厚生補導、および賞罰に関する事項
- 十 研究生、科目等履修生、特別聴講学生、外国人留学生および聴講生に関する事項
- 十一 その他、教育に関する事項、および大学の運営に関し、必要と認められる事項

②主任会議

主任会議は、音楽学科の各コースおよび関係各専門教育科目の各主任が相互の意思の疎通を図るとともに、教務関連の主要な諸事項を協議することにより、教育・研究活動の円滑な運営を図ることを目的に毎月1回開催される。主任会議の主な協議事項は、教授会へ報告され、重要事項は教授会で審議される。

7-1-②管理運営に関わる役員等の選考や採用に関する規定が明確に示されているか。

1) 役員（理事および監事）の選任

法人役員である理事および監事の定数は、「学校法人上野学園寄附行為」第5条で理事6人、監事2人以上3人以内と規定されている。

理事の選任については、第6条で、理事となる者は次の各号に掲げるものとするとして、

①学園長

②法人の設置する学校の校長（学長を含む）の中から理事会において選任する者1人

③法人の評議員の中から理事会において選任する者1人

④その他法人に関係のある学識経験者のうちから理事会において選任する者3人と規定されている。

監事については、第11条で、監事の選任および職務について、

①監事は理事会において選出した候補者から評議員会の同意を得て理事長が選任する。

②監事は私立学校法第 37 条第 3 項の職務を行う。

③監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む）、評議員および職員（校長、教員、その他職員も含む）が含まれてはならない。また各監事は、相互に親族その他、特殊の関係があってはならない。
と規定されている。

2) 評議員の選任

評議員会は、第 18 条第 1 項で、13 人以上 17 人以内の評議員をもって組織すると定められ、第 2 項で評議員となるものは次の各号に掲げるものと規定されている。

①学園長

②校 長

③法人に関係のある学識経験者の理事 3 人の中から選任された者 2 人以上 3 人以内

④法人の職員（法人設置の学校教員、職員を含む）の中から理事会で選任された者 2 人

⑤法人設置の学校卒業者で年令 25 年以上の者の中から理事会で選任された者 2 名以上 4 名以内、

⑥法人に関係ある学識経験者のうちから評議員会により選任された者 5 名以上 6 名以内

次表は、役員および評議員の定員および現員を示したものである。

図表 7-1-1 役員の定員および現員

平成 22 年 5 月 1 日現在

	選任条項	定員	現員
理事	第 6 条第 1 項第 1 号 (学園長)	1 名	1 名 (※学園長・校長兼務)
	第 6 条第 1 項第 2 号 (設置校長)	1 名	
	第 6 条第 1 項第 3 号 (評議員)	1 名	1 名
	第 6 条第 1 項第 4 号 (学識経験者) ※学園長・校長兼務の場合は定員を 1 名追加	3 名 (※4 名)	4 名
監事	選任条項	定員	現員
	第 11 条第 1 項 (理事会選出の候補者から評議員会の同意を得て理事長が選任)	2~3 名以内	3 名

図表 7-1-2 評議員の定員および現員

平成 22 年 5 月 1 日現在

	選任条項	定員	現員
評議員	第 18 条第 2 項第 1 号 (学園長)	1 名	1 名 (※学園長・校長兼務)
	第 18 条第 2 項第 2 号 (校長)	1 名	
	第 18 条第 2 項第 3 号 (理事)	2 名~3 名	2 名
	第 18 条第 2 項第 4 号 (設置職員)	2 名	2 名
	第 18 条第 2 項第 5 号 (設置校卒業者)	2 名~4 名	2 名
	第 18 条第 2 項第 6 号 (学識経験者) ※学園長・校長兼務の場合は定員を 1 名追加	5 名~6 名 (※6 名~7 名)	6 名
	評議員数	13 名~17 名	13 名

(2) 7-1の自己評価

寄附行為に基づき、理事会は適正に開催し、審議・議決を行っている。評議員会は適正に開催し、審議を行い諮問機関としての機能を果たしている。また、監事も予算・業務・財産の状況等の監査を適正に行っており、本学は、理事会、評議員会、監事の下、業務体制を整備し、適切に運営・機能していると評価する。

役員、評議員の選考は寄附行為の規程により厳格に行っている。平成22(2010)年5月1日時点、理事6名、監事3名、評議員13名で欠員は生じていない。理事会、評議員会の出席率は高く、監事も常に理事会に出席している。

教育研究に関する重要事項は、教授会で審議される。理事会での議決が必要な重要事項は、教授会での審議結果を尊重して決議される。

平成20(2008)年度より、法人部門における業務分掌・決裁権限・決裁ルートの見直しが行われており、職務内容、業務ルートが明確化され、意思決定から業務遂行までの迅速化・正確化が図られている。

(3) 7-1の改善・向上方策(将来計画)

本学は、現在、中期経営計画に基づく事業計画を推進しており、その管理運営は理事長および評議員会の諮問を受け、理事会で審議・議決している。この中期事業計画に基づく行動計画は年次予算・年次計画に組み入れられており、これらの計画をPDCAサイクルに基づいて今後も継続することにより、更なる改善を図っていく。

理事会、評議員会の開催頻度はこれまで年3~5回程度だが、急激な環境変化等への迅速な対応が要求される可能性も高い。これまでは電話等での連絡により支障は生じていないが、理事会、評議員会の若干の開催頻度を上げることを検討する。

教育・研究事項の重要度に応じて教学部門の会議(教授会・主任会議)の機能、枠組みを協議事項に応じて明確化し、円滑な運用を図ることを計画している。

7-2 管理部門と教学部門の連携が適切になされていること。

(1) 事実の説明(現状)

7-2-①管理部門と教学部門の連携が適切になされているか。

理事会は本法人の学校経営に関わる重要事項の最終的な意思決定機関であり、理事長は、理事会の議長であるとともに、法人の代表として業務を総理し、リーダーシップを発揮している。

大学の管理運営は学長がその部門の最高責任者として研究教育や教務に関連する事項を大学事務部と協力して業務を遂行している。また、理事長は、教育研究部門の「学務統括参与」職を兼ね、教学事項の稟議・決裁のプロセスにも加わっており、教学事項に関しても活動内容が把握できている。

重要事項については、理事会で審議・議決を行うが、教育研究に関する事項は、教授会の審議結果を尊重している。

さらに、本学では毎月1回教育研究等連絡会議を開催し、大学・短大部の運営上必要な連絡、調整等を行っている。同会議は理事長出席の下、法人部門から各部門長、教育研究

部門から学長、学部長、学科長が出席し、業務の円滑化やコミュニケーションが図られている。

(2) 7-2の自己評価

本学では、理事長が教学部門の学務統括参与として教学に関する事項に組織上も参画し兼任している。

また、教育研究等連絡会議において、教学部門と法人部門の間で連絡、調整等が図られている。教授会、主任会議等には大学事務部からも出席し、連携して会議を運用している。本学は規模の上でも、両部門の密な連携が可能であり、管理部門と教学部門の連携は適切になされていると評価する。

(3) 7-2の改善・向上方策（将来計画）

法人部門と教学部門の連携は、現在円滑に機能しており今後も維持していく。

将来的には、規模の拡大に対応できる連携の方策を検討していく。

7-3 自己点検・評価のための恒常的な体制が確立され、かつその結果を教育研究をはじめ大学運営の改善・向上につなげる仕組みが構築されていること。

(1) 7-3の事実の説明（現状）

7-3-① 教育研究活動をはじめ大学運営の改善・向上を図るために、自己点検・評価の恒常的な実施体制が整えられているか。

本学では平成 5(1993)年に自己点検・評価規定を設け、自己点検・評価の取り組みを開始した。これまで平成 18(2006)年度版・19(2007)年度版・20(2008)年度版の報告書を作成している。但し、自己点検・評価活動はこれまで、全体的・組織的活動には発展しておらず、学内への公開も一部にしか行われていなかった。平成 22(2010)年度に大学機関別認証評価を受審することを契機として、平成 21(2009)年度に、事務部門を加えて全学的に、自己点検・評価委員会を編成するとともに、認証評価への体制整備のために第三者評価委員会（後に認証評価準備委員会に呼称変更）を立ち上げた。これを機に、本学では、理事長および学長のリーダーシップの下、大学全体として組織的且つ横断的な改善に本格的に取り組む体制を確立し、不断の自己点検・評価活動の推進を通じて、本学の質・魅力・価値の向上と変革を進めている。

7-3-② 自己点検・評価の結果を教育研究をはじめ大学運営の改善・向上につなげる仕組みが構築され、かつ適切に機能しているか

平成 21(2009)年度から教授会に報告書を提示し、今後の改善に役立てることにした。教授会では、教育研究に関する課題の対応に取り組んでいる。平成 22(2010)年度からは、主任会議にも報告書を提示し、今後の改善に役立てることにしている。事務部門関係では、教育研究等連絡会議で報告し今後の改善に役立てることにしている。

7-3-③ 自己点検・評価の結果が学内外に適切に公表されているか。

平成 20(2008)年度まで、自己点検・評価の結果は学内の一部にしか公表されず、全体的、組織的な改善活動として大学の運営に十分には反映されていなかった。平成 21(2009)年度に自己点検・評価委員会が編成され、平成 21(2009)年度は学内全体に自己点検・評価の結果を公表している。

(2) 7-3の自己評価

これまでも自己点検・評価委員会は組織され、自己評価報告書も作成はされてきたが、学内全体への広がりはなかった。全体的に学内の自己点検・評価に対する意識が低く、学内全体で取り組む体制が整わなかったことが一つの要因である。平成 21(2009)年度に自己点検・評価委員会を編成してからは、大学全体として組織的に点検・評価に取り組んでおり、平成 21(2009)年度版の報告書は、理事、監事、評議員を含め、学内に公表している。

(3) 7-3の改善・向上方策（将来計画）

今後は自己点検・評価報告の内容をベースに FD 委員会と連携し、各部門の改善に繋げるように、PDCA サイクルに基づいて継続的に改善項目を実施する。

本自己評価報告書（平成 22(2010)年度版）からは、学内外ともに公表する予定である。

【基準 7 の自己評価】

理事会、評議員会、監事の機能は、全て寄附行為に基づき適正に業務を行っている。役員、評議員の選考は、寄附行為の規程に基づき適正に行われている。

理事長のリーダーシップの下、法人部門と教学部門のそれぞれの幹部が出席して構成される教育研究等連絡会議を定期的に開催し、また教授会、主任会議等に大学事務部の部課長が出席することで、教育研究部門と管理部門との連携が図られ有効に機能している。

【基準 7 の改善・向上方策（将来計画）】

理事会の開催をより迅速且つ柔軟に行えるように、開催頻度を高める。

平成 21(2009)年度に編成した自己点検・評価委員会の活動により、大学全体において自己点検・評価に対する理解と認識が形成されつつあり、平成 22(2010)年度の認証評価受審を機に学内外に報告書を公表する。さらに自己点検・評価に関する意識を広げ、向上させるとともに、本報告書で掲げた改善・向上方策を実施し改革に繋げていく。

基準 8. 財務

8-1 大学の教育研究目的を達成するために必要な財政基盤を有し、収入と支出のバランスを考慮した運営がなされ、かつ適切に会計処理がなされていること。

(1) 事実の説明 (現状)

8-1-① 大学の教育研究目的を達成するために、必要な経費が確保され、かつ収入と支出のバランスを考慮した運営がなされているか。

1) 年度予算案作成から承認に至るプロセス

中期経営計画では、今後数年間の学生数の推移を予測の上、学生生徒等納付金等を算出し複数年次に亘る収入、支出を算出している。また、中期経営計画では、全体的な大枠の事業計画案と方針が示される。

各部門(大学、短大、高校、中学、法人)はその大枠の事業計画案の方針の下に、当年度の各部門における事業計画案とその計画案に基づく部門の予算要求案を立案する。各部門の予算案は管理部の経理担当者の下に集められ、部門ごとおよび全体予算案として集約され作成される。最終的に、予算案は理事長、学長、各部門長を含めた予算会議にて検討される。その後、評議員会の諮問を経て理事会にて決定される。

2) 収支状況

少子化の影響により、学生数の減少傾向に歯止めがかからず、平成 20(2008)年度まで本学は、定員をかなり下回る状況が続いていた。そのため、帰属収支は支出が収入を大幅に上回る状態が続いており、支出超過を資産売却等で補填していた。平成 20(2008)年度の法人の帰属収支差額比率は-13.4%であり、同年の大学法人(医療系法人を除く)の全国平均 0.2%、本学と同程度規模の 500~1,000 人の大学法人の平均-3.8%よりも劣っている。

こうした支出超過状況を今後も続けることは不可能であり、全教職員が状況を認識し危機意識を持ち、一丸となって対応策を推進する必要がある。基本となる対策は、教育の質を高め、学園の魅力・価値を向上させて、学生や社会の期待に応えていき、結果として本学への入学志願者を増加させることである。そのために、現在、学園の総力を挙げて教育の質向上や学生募集の強化に努めている。

社会環境や学生のニーズに沿ったカリキュラムの改訂や募集強化等の施策の推進により、平成 21(2009)年度より入学志願者数が増加傾向に転じ、平成 22(2010)年度の大学入学者数は 102 名、収容定員充足率は 84.0%まで回復している。今後もこの趨勢を堅持し、平成 23(2011)年度からの収支転換を計画している。

これまで、支出超過分は主に資産売却により補っており、長期、短期とも借入金はゼロである。これは、今後、財務構造改善を図っていく上で好ましい点と評価している。また、平成 21(2009)年度は、当初見込みよりも学生生徒数の増加により学生生徒等納付金が増加し、収入も当初予算より増加した。しかし、消費支出も増加したため、帰属収支のマイナス額を縮小できなかった。

そのため、平成 22(2010)年度より、財務体質の改善を部門共通の重点目標として掲げており、財政健全化に向けて次の点について全教職員へ周知を図っている。

- ①教職員のコスト意識の醸成、浸透を図ること。
- ②的確な予算の執行と予算・実績管理を行うこと。(教育研究等連絡会議での月次予算対実績比較を継続し、差異原因を見極めた上で、対応を検討する。)
- ③予算執行プロセスにおけるチェック機能を強化し、不要不急な支出は行わないようにすること。

8-1-② 適切に会計処理がなされているか。

本学では、「学校法人会計基準」「経理規程」「固定資産管理規程」に基づき、伝票の起票、総勘定元帳への記帳、固定資産の計上等が適正になされている。

日常の経理処理については、伝票の起票は本学で行い、伝票の入力・試算表の作成等は、外部業者に委託し、決算業務の効率化を図っている。

予算執行に関しては、各部門の予算状況を確認し、各部門で稟議書を起案し、稟議規程・決裁規程に則り、適切に手続きが行われている。

8-1-③会計監査等が適正に行われているか。

本学では、毎年監査法人と監査契約書を取り交わし、監査を依頼している。

監査法人は、毎月1~2回の頻度にて本学に来校し、伝票、総勘定元帳、領収書、請求書等が適正かどうか監査を行っている。会計処理上の疑問点や問題点がある場合には、監査法人に確認し、監事とも連携して適切な処理を行っている。また、本学の監事と監査法人は連絡を密に取り、監査上の指摘事項がないかどうか、確認をしている。

これまで、特に重大な問題とする指摘事項は無いが、本学に対して監査法人から指摘事項がある場合には、その都度解決しており、適切に会計監査が行われている。

(2) 8-1の自己評価

上述のとおり、本学の会計処理、会計監査は適正に行われている。

財政的には、これまで支出超過の状態が続いており、財政の建て直しを推進し、健全性を確保していくことが課題である。

数年前より積極的な学生募集やカリキュラム改訂等、本学の魅力・価値向上の施策を継続しており、学生定員充足率が上昇してきている。帰属収入の中核である学生生徒等納付金の収入も増加傾向にあり、今後も増加が見込まれる。

中期経営計画では、平成23(2011)年度には収支バランスがとれ、以降は安定していく計画である。

新校舎の建設やこれまでの支出超過は、資産売却等による資金調達で確保しており、財政的には自己資金で全て賄っている。今後の財務基盤の安定を図っていく上で、借入金がゼロであることは評価できる。

○財務比率比較

図表 8-1-1 消費収支計算書関係比率 (大学部門)

平成 20(2008)年度比較

	人件費比率	人件費依存率	教育研究経費比率	管理経費比率	借入金等利息比率	帰属収支差額比率
私大平均 (芸術系・単一学部)	52.2%	62.8%	30.6%	8.7%	0.4%	6.2%
私大平均 (500~1,000人規模)	65.4%	98.7%	35.8%	12.4%	0.6%	-15.8%
本学	65.1%	132.9%	31.8%	41.1%	0.0%	-38.0%

	消費収支比率	学生生徒等 納付金比率率	寄附金比率	補助金比率	基本金組入率	減価償却費比率
私大平均 (芸術系・単一学部)	106.5%	83.1%	0.4%	7.0%	11.9%	11.9%
私大平均 (500~1,000人規模)	132.5%	66.2%	7.5%	15.8%	12.6%	11.0%
本学	141.1%	49.0%	1.2%	0.1%	2.2%	5.9%

図 8-1-2 貸借対照表関係比率 (法人全体)

平成 20(2008)年度比較

	固定資産 構成比率	流動資産 構成比率	固定負債 構成比率	流動負債 構成比率	自己資本 構成比率
私大平均 (医療系法人を除く)	86.7%	13.3%	7.2%	5.6%	87.3%
本学	70.0%	30.0%	1.6%	2.8%	95.7%

	消費収支差額 構成比率	固定比率	固定長期 適合率	流動比率	総負債比率
私大平均 (医療系法人を除く)	-6.8%	99.4%	91.8%	238.6%	12.7%
本学	4.3%	73.2%	72.0%	1087.3%	4.3%

	負債比率	前受金保有率	退職給与引当 預金率	基本金比率	減価償却比率
私大平均 (医療系法人を除く)	14.6%	295.5%	70.6%	96.8%	42.9%
本学	4.5%	520.9%	120.2%	102.1%	15.5%

(3) 8-1の改善・向上方策（将来計画）

財務体質を改善し帰属収支の均衡、黒字化の達成が学園継続の絶対条件である。そのために、中期経営計画の施策を確実に実行し、平成 23(2011)年度の収支均衡を達成することで、教育研究目的達成のための財務基盤の安定を図っていく。

収支構造の改善を図るために、次項を着実に実施することを計画している。

1) 学生生徒の収容定員の確保による学生生徒等納付金収入の安定的確保

本学に対する学生、生徒の満足度や期待向上には、教育の質を高め学園の魅力・価値を向上させることが必要不可欠であり、その結果として学生定員充足率を高めることになるとの考えから、学生や社会のニーズに合ったカリキュラムの改訂や FD 活動の充実・強化を継続して行う。

また、平成 20(2008)年度の本学の補助金比率は 0.1%（中学校、高等学校、短大を含めた法人全体では 14.1%）であり、同年度の芸術系単一学部大学平均比率の 7.0%や本学と同程度規模の 500~1,000 人の大学法人の同年平均比率の 15.8%と比較してかなり低い状況である。学生定員充足率は経常費補助金支給の条件のひとつでもあり、今後、安定した学生定員を確保することが必須である。

2) 寄附金増加

平成 21(2009)年度の寄附金比率は 3.1%と増加した。これは、新石橋メモリアルホール改築の建設にともなう寄附金募集を平成 22(2010)年 1 月より開始していることによる。一時的な寄附金に依らない平成 20(2008)年度の本学の寄附金比率は 1.2%であり、同年度の芸術系単一学部大学平均比率の 0.4%よりは高いものの、同程度規模の 500~1,000 人の大学法人の同年平均比率の 7.5%よりもかなり低い。そのため、通常の寄附金においても、対象範囲を広げ、企業への依頼を増やす等きめ細かにフォローすることにより寄附金増加に繋げていく。

3) 支出削減

学生の教育に資する教育研究経費は十分に確保していくが、その他の経費の不要不急な支出の見直し、相見積もりをとる等、効率的な経費支出を行う。

4) 人件費の圧縮

平成 20(2008)年度の人件費依存率は、法人全体では、146.4%であり、同程度の規模の 500~1,000 人の大学法人の同年平均 155.0%よりは良い水準にあるが、大学法人（医療系法人を除く）全国平均の 72.3%とは大きな差がある。平成 21(2009)年度は、135.6%と改善傾向にあり、今後人件費依存率は 100%以下の達成を目標として行きたい。

人件費の圧縮としては、現時点では、残業規制や業務のアウトソーシング、定年退職者の補充をしない等の対応策の実施を検討する。ただし、今後も継続的に人件費依存率が高く推移した場合には、早期退職者優遇制度の導入も検討する必要がある。

8-2 財務情報の公開が適切な方法でなされていること。

(1) 事実の説明（現状）

8-2-① 財務情報の公開が適切な方法でなされているか。

収支計算書、貸借対照表、財産目録、事業報告書、監査報告書を事務所に備え、利害関係者の開示請求があれば、請求に応じて閲覧させている。

(2) 8-2の自己評価

現状、財務情報の公開は、学内の関係者を除いて行われていない。しかしながら、社会的機関として、本学においても、公開方法を含め、今後、学内外に広く財務情報を公開する。

(3) 8-2の改善・向上方策（将来計画）

学内外に財務情報を公開する。

8-3 教育研究を充実させるために、外部資金の導入等の努力がなされていること。

(1) 事実の説明（現状）

8-3-① 教育研究を充実させるために、寄附金、委託事業、科学研究費補助金、各種GP（Good Practice）などの外部資金の導入や収益事業、資産運用等の努力がなされているか。

外部資金として、ここ最近では、科学研究費補助金は実績がない状況であるが、寄附金としては、新しい「上野学園 石橋メモリアルホール」改築に伴い寄附金募集を開始している。本寄附金は、「上野学園 石橋メモリアルホール」の改築および設備費用の一部に充当される。

入学者の増加により学生定員充足率が上昇し安定してきており、平成21(2009)年度から本学に対する経常費補助金収入が確保できるようになった。

(2) 8-3の自己評価

新ホール建築の寄附金募集を、平成22(2010)年1月より行っており、その点は評価できるが、他の外部資金の導入はこれまで積極的とは言い難かった。今後、通常の寄附金募集体制を強化し、外部資金調達の更なる努力が必要である。

(3) 8-3の改善・向上方策（将来計画）

銀行等からの借入は一切ない。今後は、さまざまな外部資金調達に努めることにより教育研究の充実を図っていく。

【基準8の自己評価】

これまで経常的な収入だけでは支出が賄えず支出超過の状態が続いており、学生数の安定的な確保による財政の建て直しを図ることが課題である。収支構造の変革のために、中

期経営計画施策の確実な実行とともに寄附金増加の検討や支出低減等の対策が実施されており、平成 23(2011)年度での収支均衡達成を計画している。

【基準 8 の改善・向上方策】

入学者の安定的な確保による学生生徒等納付金の安定化が見込まれる。一方で、人件費、管理経費の抑制などにより支出を抑えて、収支を改善し財政基盤の安定、強化に努める計画である。

基準 9. 教育研究環境

9-1 教育研究目的を達成するために必要なキャンパス（校地、運動場、校舎等の施設設備）が整備され、適切に維持、運営されていること。

(1) 事実の説明（現状）

9-1-① 校地、運動場、校舎、図書館、体育施設、情報サービス施設、附属施設等、教育研究活動の目的を達成するための施設整備が適切に整備され、かつ有効に活用されているか。

1) 校地・校舎

学校法人上野学園が設置する上野学園大学上野キャンパスは、東京都台東区東上野に位置し、JR 上野駅から北東に約 500m、徒歩で約 8 分の圏内にある。周辺には上野公園、国立科学博物館、国立西洋美術館、東京文化会館等の文化施設がある。本学は、併設の上野学園大学短期大学部と校地・校舎を共用している。上野キャンパスからおおよそ約 20km 北北東の埼玉県草加市原町には、草加キャンパスがある。

図表 9-1-1 は、本学および上野学園大学短期大学部の校地・校舎面積および大学設置基準との比較である。

図表 9-1-1 大学設置基準と校地・校舎面積との比較

平成 22 年 5 月 1 日

	校地面積	設置基準上必要校地面積	校舎面積	設置基準上必要校舎面積
上野学園大学	7,567 m ²	3,200 m ²	11,029 m ²	3,953 m ²
短期大学部	共用	1,000 m ²	共用	1,700 m ²
合計	7,567 m ²	4,200 m ²	11,029 m ²	5,653 m ²

図表 9-1-2 キャンパス写真

上野キャンパス 東京都台東区東上野

草加キャンパス 埼玉県草加市原町



上野学園大学

図表 9-1-3 上野キャンパス／草加キャンパス周辺地図

<上野キャンパス>



上野学園大学は、JR 上野駅から徒歩約 8 分の東上野に位置しており、各種演奏会等のイベント時にもアクセスが容易である。

<交通手段>

JR 上野駅から徒歩 8 分／京成上野駅から徒歩 12 分

東京メトロ銀座線上野駅または稲荷町駅から徒歩 10 分／日比谷線上野駅または入谷駅から徒歩 8 分

<草加キャンパス>

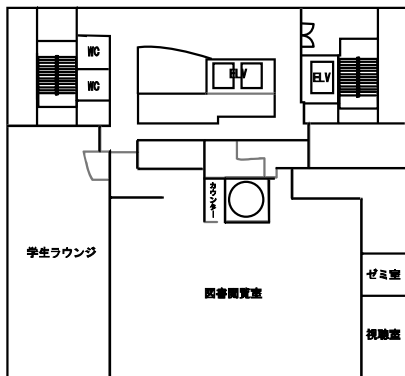


上野キャンパスから草加キャンパスへは車で約 40 分、または、徒歩～電車～バスで約 50 分でアクセス可能である。

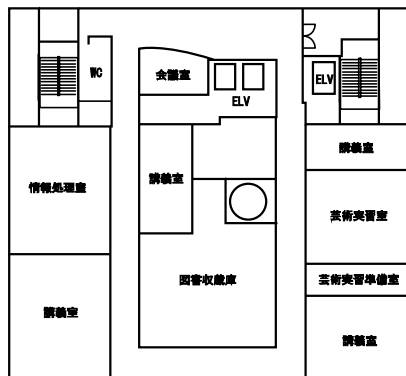
<交通手段>

上野キャンパスより徒歩 8 分～電車 30 分～バス 10 分（入谷駅～東武伊勢崎線松原団地駅～原町入口）／東京メトロ日比谷線～東武バス利用で約 50 分／車で約 40 分

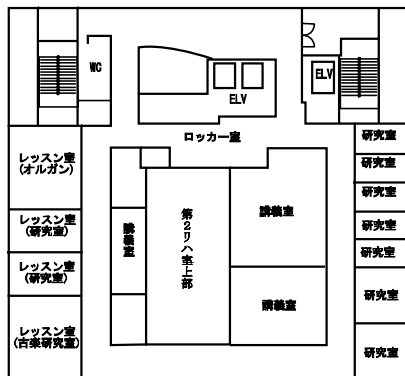
図表 9-1-4 フロア図



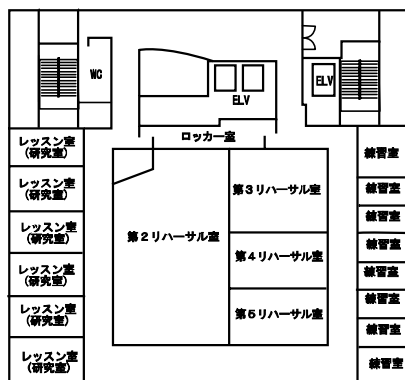
15階



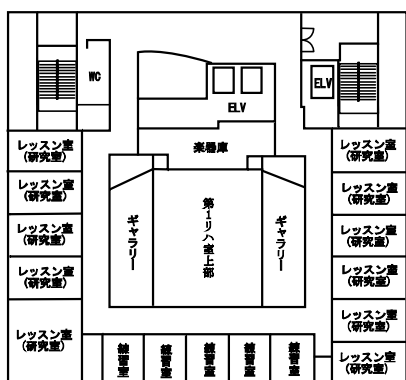
14階



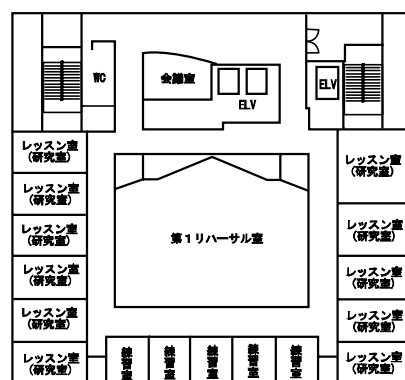
13階



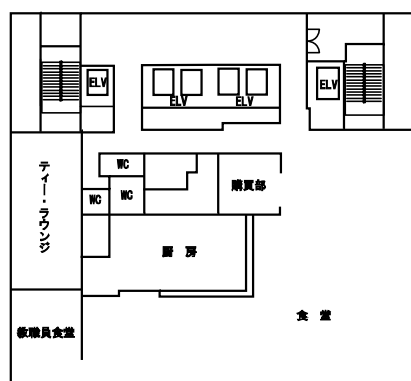
12階



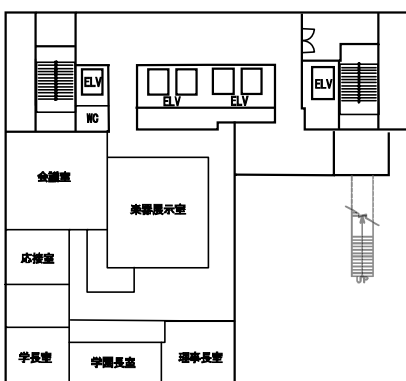
11階



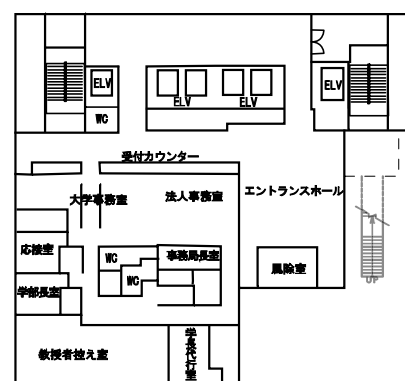
10階



3階



2階



1階

※この他、地下2階に体育館を設置している。

上野学園大学

上野キャンパスおよび草加キャンパスにおける校舎内施設の概要は次の通りである。

<上野キャンパス>

上野キャンパスにおいては、最新の設備を備えた校舎が平成 19(2007)年に竣工した。大学事務室、法人関係事務室等、講義室、レッスン室、リハーサル室、練習室、情報処理室、芸術実習室、学生ラウンジ、会議室、学長室、応接室、楽器展示室、図書館、食堂、地下体育館、医務室、講堂（上野学園 石橋メモリアルホール）、エオリアンホール等

<草加キャンパス>

日本音楽史研究所、大教室、事務室

2) 運動場および体育施設

運動場は、校舎より徒歩約 5 分の下谷小学校跡グラウンドを借用している。また、北東約 50km の牛久市（上野キャンパスより車で約 60 分）に本学のグラウンドがあり、大学の授業やクラブ活動等にも有効活用する計画である。

体育館としては、上野キャンパス地下 1・2 階吹き抜けの体育館を中学校・高等学校と共用している。

3) 上野学園図書館

図書館は上野キャンパス 14 階、15 階にある。蔵書数は、図表 9-1-5 の通りである。参考書および学生が利用する一般図書等を含めて整備されている。図書館の利用状況等については、司書による業務日報を図書館責任者がチェックし、さらに図書委員会において、利用の活性化と図書館運営における改善計画等を検討している。平成 21(2009)年度における学生の図書館の利用は平均 1 日 33.5 人で、試験直前 1 週間には、平均 1 日 48.5 人である（併設の短期大学の学生を除く）。

図書館では、「図書館利用ガイド」を作成・常備しており、学生の利用に際し配布を行っている。新入学生には、「入学者・新学年度ガイダンス」にて、図書館の利用について説明をおこなっている。ガイダンスでは、「図書館利用ガイド」を参考に、担当司書または、図書館事務部職員より利用方法について具体的な説明があり、利用上の注意・各種検索方法・資料請求方法・貸出返却手続き等、図書館利用に支障がないよう配慮している。

本学図書館は、総合目録データベース NACSIS（国立情報学研究所）の WEBCAT に参加している。また、音楽図書館協議会と私大図書館協会に、それぞれ加盟館として所属し、他の加盟館との間で資料の相互複写や刊行物資料の交換等の連携を図っている。

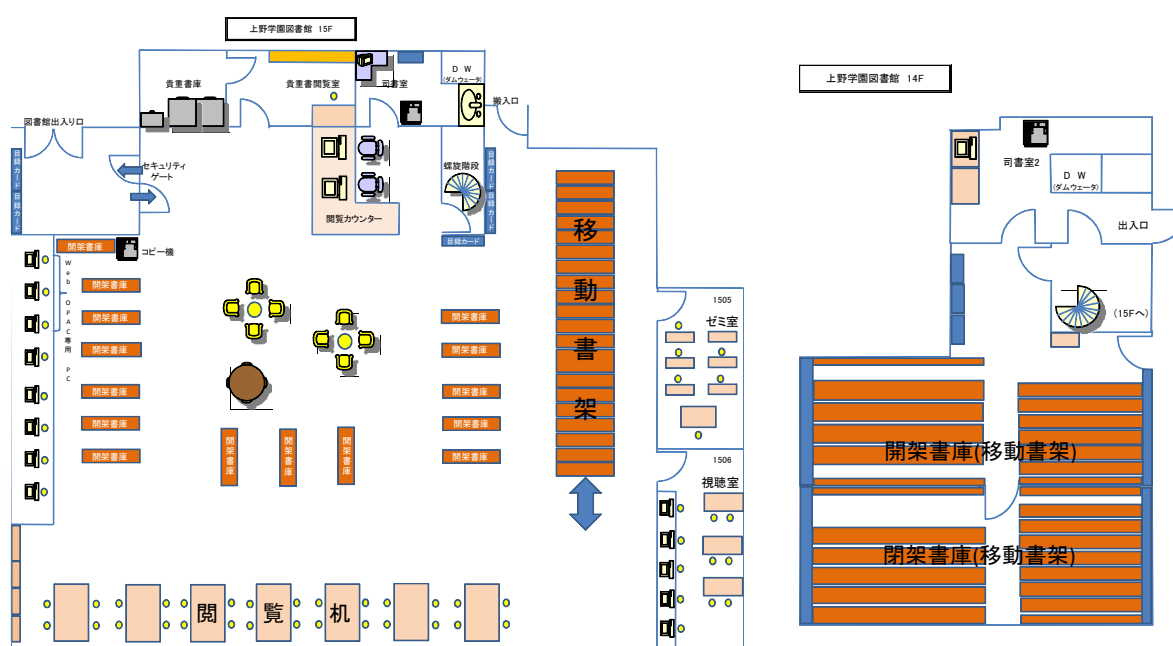
図表 9-1-5 図書館蔵書数一覧

平成 22 年 5 月 1 日

図書の冊数 (冊)		定期刊行物の種類		視聴覚資料の 所蔵数 (点数)	電子ジャー ナルの種類 (種類)	データベース の契約数	備考 (楽譜)
図書の冊数	開架図書の 冊数 (内数)	内国書	外国書				
103,741	30,857	144	140	15,208	0	1	35,238

* 上記図書館蔵書は併設の上野学園大学短期大学部と共用している。

図表 9-1-6 図書館フロア図



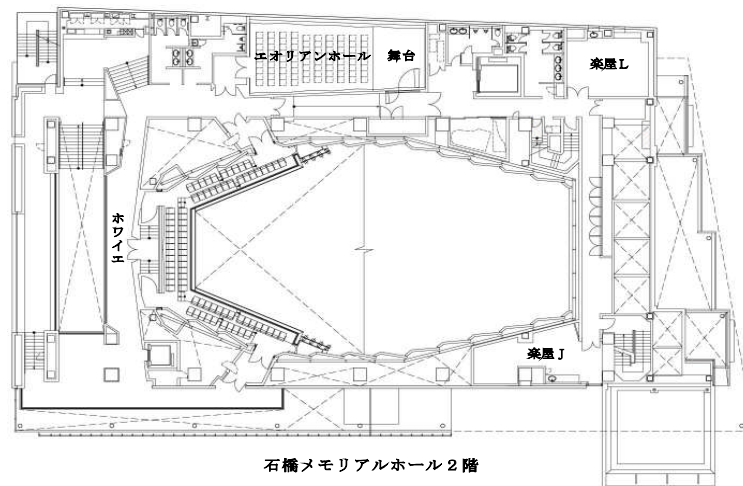
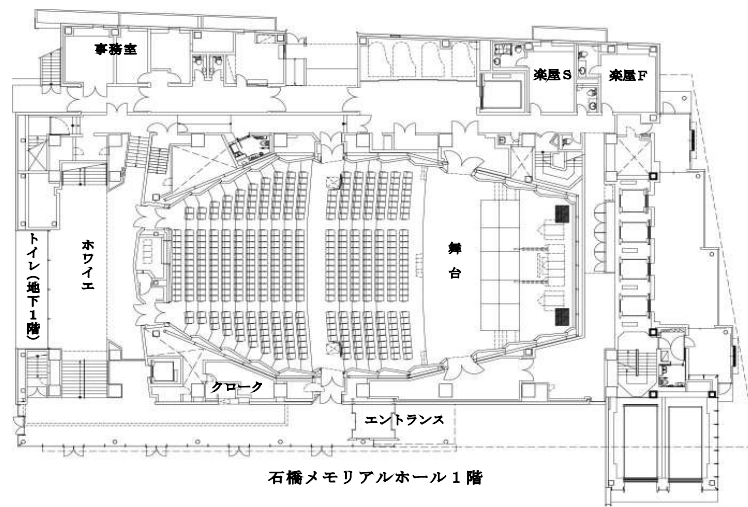
4) 情報サービス施設

15 階図書館には、閲覧室に PC 8 台と視聴室に PC5 台を設置して学生に開放しており、楽譜・図書の検索や、各種インターネット検索、視聴等が可能となっている。

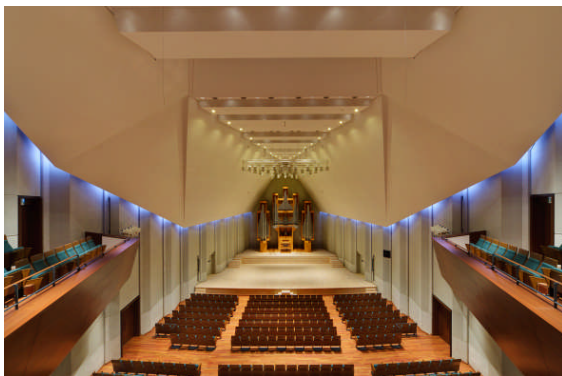
5) 上野学園 石橋メモリアルホール／エオリアンホール

旧石橋メモリアルホールとエオリアンホールは、昭和 49(1974)年に建立され、すぐれた音響をもつ中規模音楽ホールの先駆けとして、教育や演奏活動の場を提供してきた。平成 19 (2007)年に改築のために閉館し、平成 22(2010)年 2 月に、新講堂として「上野学園 石橋メモリアルホール」(508 席)、小ホールとして「エオリアンホール」(84 席)が完成した。新講堂は、学内の行事に加えて外部のコンサート等にも開放されている。ホールの運用に関しては、これらのホールに「音楽文化研究センター」を置き、専従のセンター員が教育研究活動にあたっている。

図表 9-1-7 上野学園 石橋メモリアルホール図面／写真



上野学園 石橋メモリアルホール



エオリアンホール



6) 他の付属施設等

日本音楽史研究所および楽器展示室については、特記事項において詳述する。

9-1-② 教育研究活動の目的を達成するための施設設備等が、適切に維持、運営されているか。

1) 施設・設備の維持・管理

本学は、練習室や設置している楽器等、施設設備の適切な維持・管理は、音楽大学としての教育研究活動目的達成のために極めて重要であると認識している。そのため、本学の建物施設・設備の維持管理は、管理部管財課が委託業者と密接に連携をとり、定期点検、清掃等メンテナンスを実施し、適正に維持、管理している。また、講義室の机、椅子等の備品・機材等の設置、移動等も管理部管財課が窓口となり、委託業者に指示を行い、支障なく実施している。

2) 楽器メンテナンス

楽器のメンテナンスは演奏課の職員が専任の楽器係として担当しており、確実に管理するように努めている。ピアノ、チェンバロ、オルガンの調律については、業者と年間委託契約を交わしており、管財課が業者と連携を取りながら良好に管理している。楽器収蔵庫内や楽器展示室内の古楽器は、古楽器担当の専任教員と職員が保全のために温度・湿度を一定に保つ等、細心の注意のもと管理している。また、リハーサル室やレッスン室に設置しているグランドピアノ等の楽器は、演奏課の職員により適切な温度・湿度の管理がなされている。

3) 講義室・レッスン室・リハーサル室・自習室（図書館・ラウンジ内）

本学は音楽大学であることから、授業では視聴覚教材を使用する頻度が高い。そのため、大部分の講義室には、AV 機器（CD、LD、DVD、VTR プレーヤー、モニター等）、グランドピアノ、五線譜のホワイトボード等を設置している。

また、全てのレッスン室、リハーサル室には、グランドピアノ（一部アップライトピアノ）が設置され、防音と空調設備を整えている。

校舎内には5室のリハーサル室を備えている。第1リハーサル室（オーケストラ・スタジオ）と第2リハーサル室は、外部からの振動に殆ど影響されず、かつ遮音効果、音響効果にすぐれた浮床構造で設計されている。第1リハーサル室（オーケストラ・スタジオ）には、2階にギャラリーが設けてあり、主にオーケストラの授業等に使用している。第2リハーサル室は、2フロア吹き抜けの空間が確保され、合唱や合奏の授業に使用している。第3リハーサル室、第4リハーサル室、第5リハーサル室は、主にアンサンブル形式の授業に使用している。

レッスン室（主に実技指導に使用される）は、ピアノ・管弦打・古楽・声楽等の専攻により別々の階に配置し、周囲の音が気にならないように配慮している。レッスン室には、ピアノを設置しており、専攻によって、パイプオルガン、チェンバロ、ヴィオラ・ダ・ガンバ等を設置している。

全18室の練習室は、時間予約を行い、学生の練習に供している。

15階の図書館内には、学生自習用に60席を確保している。また、隣接する学生ラウンジにも、テーブル10卓、椅子を55脚配置しており、学生の自習室としても使用されている。

4) IT・ネットワーク

校舎内の殆どの施設には回線容量100MBの学内LANを敷設しており、インターネットを利用できる環境にある。

学内LANと外部通信環境との出入り口部分にファイヤーウォールを設置して、外部からの不正アクセス等をブロックするセキュリティ環境を設定している。また、サーバならびにパソコン上でアンチウイルスソフトを常時稼働させてウィルス駆除環境を保持している。情報処理室のPC25台（除く講師用・制御用各1台）と図書館のPC8台および視聴室のPC5台には、ハードディスク保護ソフトを導入しており、ExcelやWordで作成したデータ類等をPCのハードディスクに保存してもPCを再起動すれば自動的に消去される環境を設け、常にPC初期設定時の環境を保持し、自動的にセキュリティ維の可能な状況にしている。これらのPCを含め教職員の全PCの使用時には制限ユーザアカウントを使用しており、システム管理者以外の者が無断でアプリケーションソフトやドライバーソフトを導入できないようにPC環境の適正な維持管理を実施している。

従来は、会議室やレッスン室等の空き状況確認を当該の部屋を管理する部門に問い合わせていたが、グループウェアの導入により空き状況確認ならびに予約が自席のPCで可能となり、かつ、ダブルブッキングの防止にもつながっている。ただし、学生が使用する練習室は、事前予約による過度の練習室の確保を防ぎ、公平性を確保するために、本人による窓口予約制をとっている。

(2) 9-1の自己評価

上野キャンパスは、都内の文化ゾーン内に位置しており、都市型のキャンパスである。立地場所よりスペースは限られており、敷地の拡大は困難である。そのため、現校舎の維持・管理を徹底し、同時に機能性向上や利用スペースの見直しにより環境整備を行っている。ただし、今後、学生数の増加に対応する施設の整備、拡大の検討が必要である。

校舎および楽器等のメンテナンスは、施設設備管理委託業者との連携や教職員の連携体制により適切に行われていると評価している。また、図書館の設備等は十分整備されている。

(3) 9-1の改善・向上方策（将来計画）

グループウェアの導入により、施設運用の効率化が図られている。今後は、学生の練習室等の運用システムの展開を検討する。

環境整備については、現キャンパスでの機能性・利用スペースの見直しを常に行っていると共に、来年度以降予想される学生数増加による収容定員と入学定員に対応する施設の整備・拡大の検討を開始している。

9-2 施設設備の安全性が確保されていること。

(1) 事実の説明（現状）

9-2-① 施設設備の安全性（耐震性、バリアフリー等）が確保されているか。

上野キャンパスは、周囲に塀を設けており、学生は正門から出入りする。裏門は、納入業者と教職員の出入りに使用している。正門の開門時には、常時警備会社要員が警備している。

校舎内外の入口には監視カメラが備えてあり、1階の事務室を除く校舎内へ入るにはIDカードによりフラップゲートを開きログインする必要がある。これらを集中管理室で警備会社要員が常時モニターを監視している。校舎内および校舎敷地の周囲は、夜間も含め定期的に警備会社要員が巡回し、不審者等への警備を行っている。

平成19(2007)年4月に完成した15階建て鉄骨造（一部鉄筋コンクリート造り）の校舎棟は、最新の耐震構造で建設されている。1階の事務室には、強い揺れが到達する前に地震発生の情報入手し警報を発する「緊急地震警報装置」を設置し、また校舎内のエレベータには、地震の初期微動を感知し、本揺れの前にエレベータを最寄り階に止める「P波検知センサー」を備え、大規模停電にも対応している。

校舎ビル内は、ハートビル法に則り、人に優しい設計がされている。各フロアには段差は無く、身体障害者・視覚障害者のために校舎内のエレベータ等には点字での表示も備えている。搬入・搬出や楽器の移動等を行う貨物用のエレベータはグランドピアノが運搬できるスペースがあり、作業上の効率性と安全性を確保している。また、電気的なショックを与えて心臓を働かせるAED（自動体外式除細動器）を校舎内の各箇所に設置している。

万一、災害が発生した場合に備え、水、食料、マスク、毛布等の備蓄品も揃えており、危機対応へ万全の体制を敷いている。

(2) 9-2の自己評価

本学は女子大学から発展してきたことから、これまでも施設設備の防災対策や防犯対策には特段の配慮を払ってきた。耐震構造設計による新校舎の建築とともに、災害時に備えた備蓄品の準備、防災避難訓練の実施等により防災対策を行っている。また、防犯面では、校舎への最新鋭の電子ゲートシステムの導入や警備会社による24時間体制の警備体制等により対策の万全期している。

さらに、組織的な危機管理対応のため、危機管理規程、災害対策マニュアルを整備しているところであり、本学の校舎・設備の安全性への対応は適切に行われていると考えている。

(3) 9-2の改善・向上方策（将来計画）

現在、施設・設備上の安全上の対策は講じているが、さらに地域の警察・消防署・近隣との交流を深め、学生・教職員・近隣住民の一層の安全確保を図っていく。

9-3 アメニティに配慮した教育環境が整備されていること。

(1) 事実の説明（現状）

9-3-① 教育研究目的を達成するための、アメニティに配慮した教育研究環境が整備され、有効に活用されているか。

15階の学生ラウンジでは、高層ビル群や遠くの山並みが眺望でき、学生がゆっくりくつろげる空間となっており、授業までの予習や軽食喫茶、授業前後の休憩等に活用されている。13階の広い回廊にも椅子と机を設置して学生がくつろげる空間を設けている。3階にある食堂は、ゆっくりと食事ができるように約300席の座席を用意している。

ホール棟と校舎棟の周囲には、極力植栽を行い、緑化に努めている。ホール棟の周囲には、春の庭・夏の庭・秋の庭を設け、それぞれの季節に咲く花や樹木を植えて四季の趣が感じられるようにしている。

また、環境保護および健康面の配慮からキャンパス内は全面禁煙にしている。

(2) 9-3の自己評価

都市型キャンパスとして、敷地は限られており、敷地内に広い緑地公園や学生の駐車場の設置は不可能である。但し、立地は、交通の便が良く、大部分の学生には通学に便利であること、また、校舎内は空調等に配慮し、また、学生がくつろげる施設を整備することで、都市型キャンパスのアメニティを一応は確保できていると評価している。

(3) 9-3の改善・向上策（将来計画）

学生が授業の合間等に十分に休息ができるような空間を良好に保つために、今後も環境整備の維持、工夫に努める。

【基準9の自己評価】

本学の上野校舎は、東京都台東区東上野に立地する都市型のキャンパスであり、大学設置基準を充たす校地面積・校舎面積や施設設備を保有している。教育研究目的を達成するために必要な講義室、レッスン室、リハーサル室、練習室や運動場、体育館等の運動施設等は整備され、適切に維持、運用されている。

平成19(2007)年に建設された上野校舎は、最新の耐震設備で設計施工され、安全性を確保しており、また、防災備蓄品等防災関係で万全の対策を講じている。万が一の災害に備えた危機管理の対策は、「危機管理規程」に定められており、具体的対応は、「災害対策マニュアル」に記載されている。15階の学生ラウンジや等、学生がくつろげる場所を設置し、アメニティに配慮して環境整備に努めている。

平成22(2010)年2月には、新講堂（「上野学園 石橋メモリアルホール」）が上野キャンパス校舎棟に隣接して完成し、これにより校舎棟とメモリアルホールが一体となり、上野キャンパスの機能が一段と向上した。新講堂では様々な学内行事やコンサート等が開催されている。メモリアルホールを擁する上野キャンパスは、「教育の場」また「音楽の殿堂」として、周辺地域の文化的発展にも貢献している。

【基準9の改善・向上方策（将来計画）】

本学の校舎棟および講堂の改築をこの5年間で実施し、教育研究の施設面での環境整備は一段落したが、今後さらなる学生数の増加等が予想されるので、レッスン室、練習室および研究室等の施設の充実を目指していく。

基準 10. 社会連携

10-1 大学が持っている物的・人的資源を社会に提供する努力がなされていること。

(1) 事実の説明（現状）

10-1-① 大学施設の開放、公開講座、リフレッシュ教育など、大学が持っている物的、人的資源を社会に提供する努力がなされているか。

本学は、音楽大学としての特色を生かし、以下のような、物的・人的資源の社会への提供・奉仕に取り組んでいる。

1) 大学施設開放

①「上野学園 石橋メモリアルホール」ほか、学内施設の貸出開放

学内での使用時や教育活動等に支障がない範囲で「上野学園 石橋メモリアルホール」と「エオリアンホール」（小ホール）の貸出開放を行っている。両ホールには地域住民をはじめ大勢の方々が来場し、学術、教育および文化の健全な発展に寄与している。

また、第1リハーサル室（オーケストラ・スタジオ）、第2リハーサル室（ワークショップ・スタジオ）、レッスン室も貸し出している。

②楽器展示室の一般公開

楽器展示室では、貴重な古楽器を展示して一般公開している。また、学外からの見学者に対し展示室内でオリジナルの古楽器を用いての演奏会を随時企画している。さらに、中世・近世のヨーロッパの著名な画家の絵画に描かれた同種の貴重楽器が、本学に保存されているため、主催者からの依頼により美術展に古楽器を貸し出した例もある。

2) 特別公開講座

本学の教員による、音楽大学としての特色を生かした公開講座を開講している。平成21(2009)年度は、音楽家として高い実績を有する教員、講師による特別公開講座を行った。

図表 10-1-1 平成 21 年度特別公開講座開催状況

日付	講師	専門領域	講座名
6月10日	東儀秀樹客員教授	雅楽	雅楽のおもしろさと演奏の可能性
6月24日	曾根麻矢子教授	チェンバロ	ピアノとチェンバローバッハの演奏をめぐって
10月7日	横山幸雄教授	ピアノ	ピアノ公開レッスン
10月14日	原田禎夫教授	チェロ	ピアノとチェロの対話
10月28日	小野ひとみ氏	アレクサンダー・テクニーク	アレクサンダー・テクニーク入門～自由で個性的な演奏を目指すためにできること～
11月18日	今井信子教授	ヴィオラ	歌とクアルテット
11月24日	フェリックス・レングリ氏	フルート	フルート公開レッスン

3) その他

①演奏会

a) 定期演奏会

オーディション等により選抜された優秀な学生が出演する春の演奏会および、秋の定期演奏会は、学内だけでなく一般にも広く公開している。平成 20(2008)年、平成 21(2009)年には、石橋メモリアルホールが改築中であったため、旧東京音楽学校奏楽堂、北とびあ つつじホール、紀尾井ホールで開催した。平成 22(2010)年度からはいずれも「上野学園 石橋メモリアルホール」にて行う。なお、定期演奏会は本年度から「オーケストラ定期演奏会」と改称した。

b) 「上野学園 石橋メモリアルホール」オープニング・コンサート・シリーズ

平成 22(2010)年 5 月 8 日の柿落としガラ・コンサートに始まり、本年度は多くのコンサートが開催される。特に本学の教員が出演した 5 月 14 日のガラ・コンサートは、皇后陛下のご臨席の下、熱気ある歴史的な演奏会となった。また 5 月 28 日には仮設能舞台による「第 29 回 能と狂言の夕べ」が行われ、地域の方々にも好評を博した。

c) 午後のコンサートシリーズ

台東区芸術文化財団と提携し、旧東京音楽学校奏楽堂で「上野学園大学による午後コンサートシリーズ」と題して年 4 回のコンサートを行っている。平成 21(2009)年度は、第 1 回：演奏家コース演奏会、第 2 回：演奏家コース協奏曲演奏会、第 3 回：ミュージック・リサーチ・コース企画演奏会、第 4 回：ウィンド・アンサンブル演奏会を実施した。

d) ボランティア演奏活動

学生のボランティア活動として地域の福祉施設等で演奏会（上野学園ハートフル・コンサート）を行っている。平成 21(2009)年度は 4 回実施した。

図表 10-1-2 上野学園ハートフル・コンサート開催内容

月日	会場	内容
11 月 24 日および 12 月 22 日	特別養護老人ホーム浅草	特養入居者および通所者に対する大学・短期大学部合同のボランティア・コンサート（台東保健所からの紹介）
12 月 4 日	台東保健所	精神障害者社会復帰相談事業プログラムにおける大学・短期大学部合同のコンサート（台東保健所からの要請）
12 月 13 日	台東区立柏葉中学校	台東区居住の知的発達障害を持つ青年男女に対する大学・短期大学部合同のコンサート（台東区教育委員会からの要請）

②マスタークラスの実施

a) 指揮法のマスタークラス

本学には指揮法コースは設置されていないが、読売日本交響楽団正指揮者下野竜也教授のマスタークラスが平成 21(2009)年度から開講され、本学の学生、他大学の学生や卒業生、指揮法に携わる社会人に開かれたクラスとして活況を呈している。年間 6 回開講され、同年度の受講生は春季 16 人、秋季 16 人の計 32 人、本年度は春季 14 人で、受講生には本学の学生・教員による室内オーケストラの指揮をする機会も与えられる。

b) 高校生のためのマスタークラス

各種楽器を学ぶ高校生や、音楽大学進学希望者を対象に、本学教員が特別レッスンを行う。個人レッスン形式で行われるが、レッスンは公開されており、聴講が可能である。受講曲を高いレベルに設定することで、学習段階の進んだ高校生に向けた講座となっている。レッスンは受講曲の指導を中心に行うが、奏法上の問題や普段の練習の方法にまで留意している。平成 21(2009)年度は延べ、6 講座 9 日（ピアノ 3 講座 5 日、フルート 3 講座 4 日）実施している。

c) 地方開催のピアノマスタークラス

各種楽器を学ぶ高校生、中学生、小学生を対象に本学講師が特別レッスンを行う。個人レッスン形式で行われるが、レッスンは公開されており、聴講が可能である。受講曲は自由曲とし、受講生の学習進度に応じた曲のレッスンを行う。受講者のうち、優秀者を選抜し、本学音楽講習会に無料で招待を行っている。平成 21(2009)年度は北海道旭川市で実施した。

③上野の山文化ゾーンフェスティバル参加

平成 20(2008)年以来、上野の山文化ゾーン連絡協議会に加わり、同協議会主催のイベントに参画している。平成 21(2009)年度には下野竜也教授のレクチャー「指揮者が指揮台に向かう時」を行い、地域住民の多くが参加した。本年秋には、田部京子教授によるシューマンに関するレクチャーを予定している。

④台東区立の小中学校に対する音楽ホールの無料貸与

平成 20(2008)年に台東区教育委員会と締結した覚書に基づき、台東区内の小中学校等のオーケストラやブラスバンド、合唱の演奏会のために、年 3 回程度、ホールの無料貸与を行っている。

⑤古楽器フェスティバル

古楽を広く周知してもらうために本学教員により特別講義、公開レッスン、演奏会を行っている。平成 21(2009)年度は 11 月に開催した。

⑥国際ハーpfestsティバル

本学と短期大学部と協力して、草加市文化協会、日本ハーpf協会との連携により、アジア唯一のハーpf・コンクールを埼玉県草加市で毎年開催している。国内外のハーpf奏者による独奏やハーpfと他の楽器とのアンサンブル、また、市民団体の演奏も行っている。

⑦管楽器クリニック

吹奏楽を演奏する中学生・高校生を対象に、管楽器の講習会を各地で開催している。グループおよび個人レッスン形式で行われ、本学の教員より直接指導を受けることができる。平成 21(2009)年度は 4 回開催している。

⑧教員免許更新講習講座

教員免許更新制の導入に伴い、本学では、文部科学省より教員免許更新講習開講の認定を受けている。平成 21(2009)年度には、中学・高等学校教諭を主な受講対象者として夏期休暇期間に講習を実施した。

⑨その他

平成 21(2009)年度は、上記以外にも、「東京・春・音楽祭」に本学教員が参加し、また、「管打楽器ソロ・コンテスト」、「フルート・コンヴェンション」には本学が会場等を提供している。

(2) 10-1の自己評価

本学は、社会的機関の使命として、教育研究成果や物的・人的資源を社会に還元する努力を続けてきた。「上野学園 石橋メモリアルホール」等の貸出（講堂としての使用以外に年間実施）、楽器展示室の公開（週 2 回）、定期演奏会等の多くの演奏会や特別公開講座の公開など、多角的に取り組みを行っていることは評価できる。

演奏会は教員と大学事務部演奏課が、特別公開講座は教員と大学事務部教務課が十分に連携を取り、協力して本学の有形・無形の蓄積の社会的還元に努めている。

(3) 10-1の改善・向上方策（将来計画）

本学はこれまでも社会連携に活発に取り組んできたが、本年度からは、教育研究活動の成果を地域に発信していくために、「音楽文化研究センター」（「上野学園 石橋メモリアルホール」に附置）の活動を幅広く展開していく。

また、昨年度から開始された学生のボランティア演奏会活動は、地域のみならず遠隔地とのさらなる緊密なネットワークを構築することにより、さらなる活性化を図る。

10-2 教育研究上において、企業や他大学との適切な関係が構築されていること。

(1) 事実の説明（現状）

10-2-① 教育研究上において、企業や他大学との適切な関係が構築されているか。

1) 企業との協力関係

「音楽教室講師・グレード」の講習会等を、ヤマハ楽器、河合楽器の協力・連携のもと、就職支援活動の一環として、開催している。

また、毎年秋には、ヤマハミュージック東京と共同で管楽器クリニックを開催している。

2) 他の学校との協力関係

①単位互換協定

併設する短期大学部と単位互換協定を結び、相互交流を図っている。

②音楽大学体験講座

複数の地方高等学校からの要請を受けて開いているもので、高校生が本学キャンパスを訪問し、音楽大学における学びを体験している。平成21(2009)年度は7月に実施した。

(2) 10-2の自己評価

本学は音楽大学であり、他大学のように産学連携等活動を行う余地は少ない。

(3) 10-2の改善・向上方策（将来計画）

企業との協力関係については、インターンシップ等を足がかりとして音楽関連以外の企業とも連携を深めていきたい。

企業との社会貢献活動として、例えば、共催のチャリティ・コンサートを企画し、本学学生の演奏会出演の機会を増やしたい。

他の大学との連携・協力については、今後は、他の音楽大学との合同演奏会の企画や、音楽大学以外の大学との交流を深めるなど、連携の可能性を探っていきたい。

10-3 大学と地域社会との協力関係が構築されていること。

(1) 事実の説明（現状）

10-3-① 大学と地域社会との協力関係が構築されているか。

平成20(2008)年に、台東区教育委員会と「台東区の音楽・文化行政への協力についての覚書」を締結し、台東区の小中学校の音楽教育、地域音楽・文化活動への協力体制を整え、協力関係が構築された。

平成20(2008)年5月には、本学の「上野の山文化ゾーン連絡協議会」への参加が承認され、国立西洋美術館、国立博物館、国立科学博物館、東京都美術館などと共に「上野の山文化ゾーンフェスティバル」に協力し、旧東京音楽学校奏楽堂でのコンサートや本学内でのコンサート、他のイベントを実施して、地域の芸術・文化の活性化に取り組んでいる。

「上野学園 石橋メモリアルホール」の落成記念コンサートの際には、地域の伝統文化

保存団体による木遣りの献納が行われ、地域との緊密な連携を具現した。また、本年度から再開したランチタイム・コンサートも近隣住民やオフィスで働く人びとに無料開放し、好評を博している。

(2) 10-3の自己評価

台東区芸術文化財団との提携や地域との友好・共生のためのコンサートやレクチャー等、地域との連携体制を構築し、地域の芸術・文化の活性化に取り組んでいる。

地域や近隣との連携は重要であり、これまでも本学は友好的な協力関係を築いてきた。今後も、地域社会との積極的な交流を図り、友好的関係を深めていく。

(3) 10-3の改善・向上方策（将来計画）

平成 22(2010)年春に校舎棟に隣接する「上野学園 石橋メモリアルホール」が完成したことで、音楽芸術・文化発信の拠点にふさわしい環境が整えられた。今後は、上野という文化・芸術の盛んな地域の中で、この拠点の位置づけが更に確固たるものになるように施設を活用し、地域の音楽芸術・文化の発展に一層貢献していく。

【基準10の自己評価】

本学は、「上野学園 石橋メモリアルホール」の貸出開放や楽器展示室の一般公開、マスタークラスの開講、学内外演奏会、特別公開講座等を企画、実施しており、物的、人的資源を社会に提供できるように多様な取り組みを行っている。

企業や他の大学との連携に関しては、一般大学のように活発な産学連携の余地は少ない状況である。

台東区芸術文化財団との提携や地域との友好・共生のためのコンサートやレクチャー等、地域との連携体制を構築し、地域の芸術・文化の活性化に取り組んでいる。このように地域や近隣との連携については、極めて友好的な協力関係を築いている。

学外に向けて発信する演奏会や、特別公開講座、ランチタイム・コンサート等は、原則として教員ないし「音楽文化研究センター」が企画・立案し、大学事務部演奏課、同教務課が主管し、これら全ての運営にあたっている。本学の規模から他の事務部門も加わり、組織横断的に円滑な運営を実現していると評価できる。

【基準10の改善・向上方策（将来計画）】

今後も、本学が有する物的・人的資源のハード面、ソフト面を出来る限り社会に提供し、学術、教育、および文化の健全な発展に寄与していく。

台東区教育委員会および台東区芸術文化財団との連携による協力体制を一層強化・充実し、地域の音楽・文化活動に貢献する。

他の企業や、他の大学との連携・協力については、今後、その方法等を具体的に模索していく。

「上野学園 石橋メモリアルホール」の積極的活用を図り、上野キャンパスが、名実ともに音楽芸術・文化発信の強力な拠点として地域の発展に貢献できるよう一層努めていく。

基準 1 1. 社会的責務

1 1 - 1 社会的機関として必要な組織倫理が確立され、かつ適切な運営がなされていること。

(1) 1 1 - 1 の事実の説明 (現状)

1 1 - 1 - ① 社会的機関として必要な組織倫理に関する規定がされているか。

本学は、社会的機関として必要な組織倫理に関する規程として、「就業規則」の服務規律に、服務上の心得等を定めている。また、教職員のコンプライアンスの推進を図り、職務の公正、誠実な実行により本学の社会的信頼の維持・確保のために「コンプライアンス規程」および、「コンプライアンス・マニュアル」を定めている。コンプライアンス・マニュアルは、コンプライアンス規程を実際の運用時に利用できるようにした手引書である。コンプライアンス・マニュアルには遵守事項として、次のような行動基準を定めている。

<行動基準の項目>

- 1) 人権の尊重、差別・セクシャルハラスメント・パワーハラスメントの禁止
- 2) 研究費等に係る不正の防止
- 3) 体罰の禁止
- 4) 贈賄の禁止および贈答・接待等
- 5) 利益相反行為等の禁止
- 6) 反社会的勢力への利益供与の禁止等
- 7) 環境保全
- 8) 情報の適切な管理
- 9) 情報システムの適切な使用
- 10) 不正競争の禁止
- 11) 知的財産権関連諸法
- 12) インサイダー取引規制
- 13) 適正な経理処理・税務申告

コンプライアンス上問題とされる行為を知った場合に、学内の職制ラインでの報告が機能しない場合に備えて、学外の相談窓口を設置している。

コンプライアンス・マニュアルには、個人情報保護についても記載している。遵守すべき行動基準の説明記載とともに、「個人情報保護方針」、「個人情報保護規程」による個人情報の収集・管理・利用について記載している。個人情報保護は、「個人情報保護方針」を設定し、方針の周知徹底を図ることで、個人情報の保護に努めている。

研究費の不正防止、不正行為の罰則については、「研究費に関する管理規程」を定めている。

1 1 - 1 - ② 組織倫理に関する規程に基づき、適切な運営がなされているか。

教職員・学生の礼儀作法の指導は、理事長がリーダーシップを発揮して率先して行って

いる。

学生に対するハラスメント予防については、入学時のガイダンスの「学生のためのリスク・マネジメント」において、学生委員の教員がハラスメントを受けた場合の届け出方法について説明している。

コンプライアンスの相談窓口の設置上の問題や他の問題等が生じた場合には、コンプライアンス委員会による調査を行い、適正な措置を講じるように体制が整えられており、適切な運営が図られている。

(2) 11-1の自己評価

本学は女子大学から発展した経緯があり、教職員・学生の礼儀作法の指導については特に重視している。必要とされる組織倫理規程は概ね網羅していると評価している。

(3) 11-1の改善・向上方策（将来計画等）

組織倫理やコンプライアンスの規程の内容・運用に関して、教職員に対して定期的に講習会開催の計画を立案することにする。また、社会環境や社会現象の変化に適切に対応するために、内容については常に見直しを行っていく。

11-2 学内外に対する危機管理の体制が整備され、かつ適切に機能していること。

(1) 事実の説明（現状）

11-2-① 学内外に対する危機管理の体制が整備され、かつ適切に機能しているか。

本学における危機管理体制および危機対策は、「学校法人上野学園危機管理規程」に定められている。特に、大地震発生時の具体的な対応方法は、「災害対策マニュアル」に記載し備えている。

危機発生の場合には、管理部が危機対策本部を設置し、理事長が対策本部長として指揮を執ることや、対策本部の業務、権限、部局における対処等を規程に定めている。

毎年春と秋の2回には、大学・短大・高校・中学・教職員全員の参加による避難訓練を行っている。訓練時は、管轄の消防署からも防災に関する講話に来てもらっている。平成21(2009)年度は、消防署の指導により、防災の話とともにAED（自動体外式除細動器）の使い方を学生に実際に体験してもらった。本学の教職員に「上級救命技能認定証（自動体外式除細動器業務従事者）」の資格を有している者がおり、AEDの使い方等を指導している。

防犯については、電子ゲートシステムを導入し、また、警備会社に依頼して24時間の警備体制を敷いている。学園祭等、学外からの人の出入りが多くなる場合には、警備員を増員して警戒を強化している。

感染症が発生した場合には、関係部長が協議し、対応が必要な場合には、理事長の指示により学内やホームページへの掲示等により全学生への注意を喚起する。平成21(2009)年のインフルエンザ流行以降、校舎の入口等に殺菌用の洗剤を置き、消毒を励行している。

(2) 11-2の自己評価

中高生や女子学生が多い本学の特色から危機管理への対応は特に意を用いているところであり、「学校法人上野学園危機管理規程」、「災害対策マニュアル」を制定し非常時の連絡方法等の対応について定めている。

ハード面では、防災対策、警備関係で建物に特段の配慮をしており、また、ソフト面では、全学による防災訓練の実施、24時間体制の警備等、一通りの対応が整備されていると評価している。

(3) 11-2の改善・向上方策（将来計画）

事故、災害への対応はこれまで問題なく機能していると評価されるが、万一に備えて、不断の改善努力を行うことが重要とされる。そのため、災害別マニュアル等の作成・整備を検討し、危機管理を更に体系化し、実際に備えての訓練を重ねていく。

11-3 大学の教育研究成果を公正かつ適切に学内外に広報活動する体制が整備されていること。

(1) 事実の説明（現状）

11-3-① 大学の教育研究成果を公正かつ適切に学内外に広報活動する体制が整備されているか。

音楽大学である本学の教育研究成果としては、教育関係では学生の各種音楽会での演奏活動や音楽コンクールでの受賞歴など、また研究関係では教員の学内外でのさまざまな公演活動、さらに、論文・論考等の発表などがある。

本学では、「上野学園 石橋メモリアルホール」など学内外の施設を活用し、学生による演奏会を活発に行うとともに、これらの活動を学内だけでなく一般にも周知するために、ポスター、チラシ、パンフレット、雑誌への広告などによる広報活動に力を入れている。

また、本学ホームページには、冒頭のページに、「お知らせ」、「演奏会情報」、「イベント情報」および「コンクール入賞実績」の欄を設け、適宜更新を行って、最新情報の学内外への発信に努めている。

学生、教員の学内外の演奏活動の広報については、大学事務部演奏課や「上野学園 石橋メモリアルホール」専属スタッフが、関係教員や広報部と連絡をとりつつ、当たっている。一方、本学ホームページは広報部が作成し、関係諸部門から集めた情報をもとに適宜更新を行っている。

演奏活動以外の研究成果については、学長が各教員から論文等を募り、「研究紀要」を5年ごとに刊行し、学内外に発信している。

また、本学の日本音楽史研究所では、音楽史に関する高度な研究成果を、「研究年報」として隔年で公開している他、同研究所の所蔵する貴重な音楽資・史料について、「史料解題目録」や「展覧解題目録」を刊行している。

(2) 11-3の自己評価

本学では、かつて、教員・学生の各種演奏活動やコンクール入賞歴、イベント報告等を、学長が編集・執筆責任者となって、「学報」として発信していたが、年1回の刊行であり、最新情報の提供には至らなかった。現在では、上記のとおり、インターネットによるホームページ上で発信しており、学内外の誰もが最新情報に手軽に接することのできるようになっており、また、広報部が組織的に情報の更新等を行う体制を構築している。

(3) 11-3の改善・向上方策（将来計画）

インターネットによる研究成果の内外への広報について、今後、よりきめ細やか、かつ、迅速な各種情報の発信、さらにイベント報告など内容面の充実に努力を傾けてゆく。

また、刊行物による情報発信も重要であり、編集体制を整備して、刊行間隔の短縮、内容の充実に努めてゆく。

【基準11の自己評価】

組織倫理に関する規程は、概ね整備されているが、これらの規程の内容、発生時の対応等についての教職員への周知し徹底することが今後の課題である。

危機管理については、「危機管理規程」、「災害対策マニュアル」が整っており、全学での防災訓練も実施している。

教育研究成果の学内外への発信については、広報部によるインターネットの活用による体制が構築されている。

【基準11の改善・向上方策（将来計画）】

組織倫理に関する規程の内容について、教職員へ周知、徹底するための説明会の実施を計画する。

危機管理への対応としては、今後も継続してマニュアルの作成・整備および演習・訓練の実施を行っていく。

学園のホームページの充実を図り、さまざまな学内外への広報発信の手段としてインターネットを活用していく。また、リアルタイムでホームページ更新ができる体制作りを推進する。

教育研究に関する情報発信は、インターネットのみならず、刊行物等の活用も含めて広報体制の構築を図る。

IV. 特記事項

1. 伝統と革新——百有余年の教育の伝統と 21 世紀にふさわしい刷新

上野学園大学は長い伝統を担ってきた。106 年前に女学校として発足して以来、平成 19(2007)年に男女共学制を導入するまでの 103 年の間、普遍的精神としての人間の「自覚」を建学の精神とし、自覚ある人間の尊厳と自由を理念として女子教育に一意専心してきた。そして、先代の石橋益恵学長が、戦後まもない昭和 24(1949)年に全国に先がけて、校長を兼任していた上野学園高等学校に音楽科を設置し、その初の音楽専門の高校生を受け入れるべく、昭和 27(1952)年に上野学園短期大学音楽科を開校した。その 6 年後には 4 年制大学に改組転換し、本学の音楽教育の基礎が固められたのである。

爾来、本学は女性教育を主眼とする伝統ある小規模な音楽大学として、独自の学風と存在感を保ってきた。その間に貫いてきた教育の理想の姿が、一線の舞台に立つ演奏家を養成するというよりはむしろ、音楽を生かしながら、自覚を旨とする人間教育で培われる人間力をもって社会に貢献する、という地道な女性像であったことは否めないところである。

ところで、平成 16(2004)年 4 月に創立百周年をメドに高等学校と大学音楽・文化学部(この年より音楽学部を改称)に演奏家課程を設け、「人と人とのコミュニケーションがとれる人間性豊かな演奏家を育てる」(のちに演奏家コース主任となる横山幸雄教授の言葉)ことを目標として、演奏家を目指す学生がじっくり学べる画期的なカリキュラムを組むことになった。翌年には演奏家コースと改称されて現在に至る。また、すでに述べたようにこの新しいコース導入の 3 年後に男女共学も実現した。

このように、演奏家コースおよび共学制の実現によって、これまでの本学の教育方針は新しい転換期を迎えた。創立者(石橋藏五郎)の体育を基礎とする人間教育と二代目の石橋益恵学長の音楽教育の導入、現学長(石橋 裕)の示した、普遍的な真の教養人を実現しうる音楽文化教育の理念を経て、この 6 年間に演奏家コースによる専門教育の強化という新機軸が導入されたのである。

こうした専門教育の強化は、国内外の国際コンクール上位入賞等において著しい成果をあげつつある。しかしながら、本学の目指すところは、単に技術に秀でた音楽の職人を育てることでも、コンクールで好成績をあげることもない。本学の長い歴史の底流にあった、人間の尊厳を重んじるという校風がいささかも揺らぐことはない。教養に裏打ちされた、人と人をつなぐ力を貯えた音楽人を目指すという精神は、変わることなく本学に脈打っている。

2. 教育の根幹——少人数制の手作り教育

本学は小規模校である。大学音楽学部の定員は 1 学年 80 名に過ぎない。大学の経営方針によって、来年度からの定員増員(110 名)を検討中ではあるが、この新しい数値をもってしても、首都圏の音楽大学はもとより全国の音楽大学の中でも、最も小さい規模に属する。

この少人数制という利点を生かして、本学がつねに心を砕き、貫いてきたのは、1対1の細かいところにまで配慮のいきわたる教育である。その効用が如実に表われているのは、個人あるいは複数の実技レッスンである。

先ずレッスンの時間に関して、演奏家コースの全ての専門の実技レッスンが1週120分、一般の器楽コース・声楽コースでは1週60分が確保されている。とくに演奏家コースの120分は、「ダブル・レッスン制」すなわち、2人の教員が60分と60分、30分と90分というように時間を分担し、多角的なレッスンを行っている。この場合には、2人の担当者が十分に連携して、レッスン内容に齟齬のないように配慮している。また、演奏活動のために必ずしも毎週レッスンができない一部の教員の場合には、その教員の補佐役を務める教員（講師が当たるが、アシスタントとして指導する。）を配し、所定レッスン時間を補填すると共に、譜読みや解釈を完成度の高いものとすべく細やかな指導を行っている。

次に「オープン・レッスン制」も本学の少人数制を活かしたユニークな制度である。どの学生も自分の担当のレッスンの教員以外の教員のレッスンを、希望に沿って受けることができる。これは月1回に公示されたスケジュール内で申し込むことにより実現できるので、自分の専門以外の専門領域の教員のレッスンを体験する、例えば、ピアノ専攻生が指揮法の教員のレッスンを体験することも可能なのである。

さらに、「室内楽」の科目においても、少人数制の強みが発揮される。この授業は演奏家コースにも器楽・声楽コースにも開講されており、何れの場合にも、学生は自主的にアンサンブルの相手を選び、自分の望むこの科目の担当教員のレッスンを受けることができる。これは本学ならではの利点であり、意欲的な学生にとって福音となっている。

また、上野学園高等学校演奏家コースの生徒は、週120分の実技レッスンはもとより、大学開講の音楽関連の科目（ソルフェージュ、西洋音楽史、音楽美学等）を取ることができ（高大連携）、大学入学後はこうした音楽教養関連の科目のさらに進んだ授業を受けることになる。このシステムは一種の「飛び級」として良好な成果をあげている。

3. 研究の成熟——温故知新のコンセプト

本学には、特徴ある研究施設・機関があり、それぞれ独自の研究とその成果をあげている。その中でも特記すべきなのが草加キャンパス（埼玉県草加市原町 2-3-1）にある本学附置研究所、日本音楽史研究所である。

本研究所は、現在、わが国の日本音楽史学研究の中核的研究施設であり、国際的にも中心的な研究拠点となっている。そもそも日本における音楽学は西洋音楽研究（中でも西洋音楽史を中心とする）に標的が絞られてきた。一方、日本音楽史の研究は、早くから歴史学において文学史や美術史等とともに重要、不可欠の分野として重視されてきた。ほぼ西洋音楽のみが研究の対象となっている日本の音楽大学の特異な状況にあって、本研究所は貴重な存在といえよう。

同研究所の発端は昭和38(1963)年に遡る。この年に日本音楽資料の収集が現所長（福島和夫教授）の手によって始まり、昭和48(1973)年に大学附属機関として日本音楽資料室を開室、平成18(2006)年に「上野学園大学日本音楽史研究所」と改称、翌平成19(2007)年に草加キャンパスに移転した。研究部門は、雅楽／仏教音楽／能楽／近世邦楽の4部より

なる。他に楽器史料室および東洋音楽史料室がある。

所蔵資料は、すでに触れたように明治維新以前の日本で行われた音楽のほぼ全領域を網羅し、わが国最大級のコレクション（約 7 万点）となっている。文献では天喜 4(1056)年東大寺文書、文明 4(1472)年刊『声明集』（世界最古の印刷楽譜）、金春禅鳳小謡集、山田検校作品楽譜集他。別置文庫は 16 文庫、別置写真文庫 12 文庫がある。楽器類では、久迹宮家旧蔵雅楽器類の他、法隆寺旧蔵羯鼓胴（平安期、世界只 1 例）、五絃古琴（8 世紀、世界 2 例のみ）、羯鼓胴（鎌倉期）などがある。

実施した採訪調査は 160 を越える。昭和 56(1981)～平成 4(1992)年実施の仁和寺、西大寺、金沢文庫等には数次にわたり調査団を編成。醍醐寺調査には東京大学史料編纂所に協力し、東大工学部建築学研究室と本研究所で合同調査団を編成して 9 次にわたり実施した。

所蔵史料の展覧は 30 余回。毎回、展覧解題目録を発行（特別展覧は 2000 部発行）、うち 3 目録は欧文（英 2、独 1）。昭和 56(1981)年ニューヨーク、ジャパンハウス・ギャラリー「日本の楽譜展」世界最古の印刷楽譜を初公開。またケルン東アジア美術館で本研究所資料による「日本仏教音楽の楽譜展」が開催された。

国際会議・学会・研究集会等の会場ともなり、また国際会議等の見学会の受け入れもしばしば行っている。例えば、第 31 回アジア・北アフリカ人文科学国際会議(1983)、ユネスコ世界音楽史 M.L.M.編纂会議(1985)、IFLA 国際図書館連盟東京大会(1986)他がある。

昭和 61(1986)年、ケルンで国際シンポジウム「音楽と文献学——日本とヨーロッパの 16 世紀以前の音楽資料をめぐる諸問題」を本研究所とケルン大学音楽学研究所で共同主催した。これを機に、従来の「ヨーロッパ芸術音楽以外の音楽史否定論」は自然消滅した。

日本音楽史研究所は、開設当初は、文献史料の基礎学的調査研究が中心であったが、次第に日本音楽史学研究へと重点が移行し、特に平成 8(1996)年、研究年報『日本音楽史研究』創刊により顕著となった。同年報は、平成 22(2010)年 7 月に第 7 号発行予定としている。

最近では、平成 18(2006)年～平成 21(2009)年の間、二松学舎大学 21 世紀 COE プログラムに協力参加。刊行された『雅楽・声明資料集』8 冊には、本研究所の史料目録および所蔵史料による研究を多数収載する。

所員構成は、所長（福島和夫上野学園大学教授）、非常勤も含め研究員 4 名、特別研究員 6 名、学芸員 1 名を配する。特別研究員は日本学術振興会および外来研究員ミュンヘン大学 PD 各 1 名を含む。本年は国内研究員（国内留学）はない。

翻って、西洋音楽の研究機関のひとつとして、大学音楽学部に附置されている楽器研究室がある。この初代主任（竹内茂名誉教授）の尽力により、昭和 50(1975)年に購入した 53 点を主軸として収集した、ヨーロッパ古楽器コレクション（多数の弓を含む）の管理と研究に当たっている。その総数は約 150 点に及んでいる。また、現在もなお演奏可能な楽器を使用した公開演奏も数多く企画して現在に至る（現在の主任は内野允子教授）。

これらの楽器の研究成果をまとめた『上野学園創立 75 周年記念 上野学園所蔵楽器目録——ヨーロッパ 17～19 世紀』（1980 出版）は、この種のカatalog 兼研究書の嚆矢として日本内外の注目を集め、海外の楽器博物館や楽器研究機関からの反響も相次いだ。その続篇『上野学園創立 85 周年記念 上野学園所蔵楽器目録 [II]』（1990 出版）にも、前目

録以後に収集された 25 点の楽器の研究成果が実っている。

次に、当研究室が過去に開催した展示・演奏会の主なものを挙げる。

楽器研究室：古楽器展示と演奏会

上野学園古楽器《ヨーロッパ 17・18 世紀—コレクション》展示・演奏・講演

昭和 52(1977)年 10～11 月

<上野学園蔵 Giovanni Battista Rogeri(1703・Byescia)披露の会>

昭和 54(1979)年 6 月 13 日

上野学園創立 75 周年記念 “上野学園所蔵楽器目録—ヨーロッパ 17～19 世紀—”

昭和 55(1980)年 10 月 11 日

<創立 75 周年記念上野学園所蔵楽器目録発刊記念演奏会>

昭和 55(1980)年 10 月 11 日

楽器研究室主催「古楽器コレクションの展示・講演・演奏」

昭和 58(1983)年 11 月 9～10 日

<楽器研究室主催 所蔵楽器展示—リュート属を中心にして—>ザ・コンソート・オブ・ミュージック招聘に協賛して

昭和 59(1984)年 11 月 6～10 日

<クラヴィーアの名器を聴く—チェンバロからピアノまで—>および<上野学園貴重楽器展示>

平成 16(2004)年 6 月 26 日 (土)

一方、本学は、平成 19(2007)年に上野学園楽器展示室を開設し、上野学園の所蔵するヨーロッパの古楽器コレクションの一部を常設展示している。この展示室は、楽器研究室が管理・運営にあっている。そして音楽学の授業の生きた教材として活用され、また本学中・高等学校の生徒、一般の音楽教育愛好家や地方からの修学旅行の中・高等学校の生徒等にも利用されている。

以下は、当展示室開室以来開催している、所蔵楽器による演奏会である。

楽器展示室：上野学園古楽器コレクション Museum Concert

第 1 回 <ヴィオラ・ダ・ガンバ> 平成 20(2008)年 6 月 20 日

第 2 回 <ハーディ・ガーディ&ミュゼット> 平成 20(2008)年 9 月 12 日

第 3 回 <リコーダー> 平成 20(2008)年 12 月 5 日

第 4 回 <バリトン> 平成 22(2010)年 1 月 21 日

第 5 回 <トラヴェルソ>平成 22(2010)年 6 月 18 日

こうした楽器研究の他に、古楽研究室が 40 年にわたり毎年 7、8 回行っている演奏会活動がある。中でも昭和 54(1979)年以来、20 年にわたり毎年 4 月に開かれた「17・8 世紀の歌唱芸術<ルソン・ド・テネブル>」シリーズ (故 大橋敏成名誉教授企画) は地道な古楽研究の果実として光彩を放っている。

以上、日本音楽史研究所および、ヨーロッパ古楽器展示室・楽器研究室・古楽研究室を中心とした、日本と西洋という2つのジャンルの本学における学術的な研究について述べてきたが、これらは本学の教育活動と比肩しうる、本学の研究活動の中核をなすものといえよう。さらにこうした資料とその研究のいっそうの有効な活用を図るべく、大学の機構の再検討に入っている。

4. 文化発信の「場」としての大学

前項では楽器展示室が一般に開かれていることを述べたが、本項において、さらに本学の開かれた大学という特色を特化して記述する。

本学は「音楽の実践」と「音楽研究」の場である。そしてその成果を広く学内外に問うことが大切な命題である。研究については、前の第3項において扱った。音楽の実践、つまり演奏の発信に関して、本学は様々なツールを擁している。

すでに各論で扱ったが、学生の演奏の成果を問う主な機会としては、個人の実技レッスンおよびアンサンブル系科目の成果を発表する「春の演奏会」、授業科目「オーケストラ」の発表の場である「オーケストラ定期演奏会」、授業科目「合唱」の発表の場である「上野学園 合唱の祭典」（今年秋予定で中・高・大学・短期大学部合同）、「演奏家コース協奏曲演奏会」などがある。この協奏曲演奏会において、オーディションで選出された4～6人のソリストが、大学管弦楽団と共演できるという仕組みは、少人数制ならではのものである。

こうした大学行事としての多数の演奏会の多くに使用されるのが、「上野学園 石橋メモリアルホール」である。このホールの前身、旧石橋メモリアルホール(1974～2007)は、昭和後期の代表的な中規模の音楽ホールであり、ケンブリッジ大学キングス・カレッジ合唱隊(1978、1982、1987)、アーノンクールとコンチェントウス・ムジクス・ウィーン(1980)、ドナルド・キーン講演(1992ほか)などの上野学園主催公演が行われた(主要な演目は「上野学園 石橋メモリアルホール 開館記念プログラム」p.26～27参照)。

新ホールは平成22(2010)年2月に竣工した(「ホール概要」については資料篇参照)。このホールには新たに音楽文化研究センターが附置され、新しい活動を開始した。ホールの「使命」として、次の諸項が掲げられている。

ミッション
上野学園 石橋メモリアルホールの 使 命

上野学園 石橋メモリアルホールは
学園に学ぶ人 卒業生 教員の音楽的研鑽の場と
音楽文化を担うあらゆる世代に開かれた創造の場を目指します
そして 広く世界に音楽のメッセージを発信するとともに
地域文化の推進に貢献することを使命としています

育てる

教育、研究、発表、発信の場として次世代を担う自覚ある人材を育て、未来を育むホールを志向します。

極める

演奏を極め、聴く喜びを極める場として、国内外のアーティストの集う（音楽の）殿堂を目指します。

繋ぐ

開かれた音楽創造の場として、人、社会、時代を繋ぎ、とりわけ地域との調和と社会への貢献を実践する場を提供します。

このホールおよび音楽文化研究センターの具体的活動について言及する。

「育てる」の例としては、大学の授業科目「マネジメント実習」の生きた実践の場を提供しているが、今後は広く一般の使用に供するマネジメント研修の場としていく。

「極める」の真意は、学生・教員・一般の音楽家のための良好な場を提供することであり、特に先に挙げたような学内の教育科目の演奏会、ホールの自主事業（責任者は館長の船山信子教授）には大学の教育機関（教授会、主任会議、FD 委員会等）と連携を密にとりながら、企画を遂行している。

「繋ぐ」にあるような、地域や社会への貢献については、長い伝統のある「昼のオルガン・コンサート」を「ランチタイム・コンサート」と改称、今年度は毎月1回、近隣の住民やオフィスで働く人々に広く解放して、多くの聴衆を獲得している。また、第3項でも触れた古楽研究室活動のひとつの「昼の演奏会」シリーズも、このホール（エオリアンホールを含む）にて開催され、本学の古楽の長く深い伝統を示している。

開かれた大学としての本学の伝統の重要性に鑑み、新ホールの活動については今後十全の配慮を払っていく。